

序 論

一 . 問題提起及び研究動機

二十世紀初頭の日本帝国主義による朝鮮¹植民地支配は、未だに政治的・歴史的な問題をめぐり多くの論争がなされている。同時に、多岐にわたる研究によって植民地政策の様々な側面が明らかになりつつある。朝鮮の歴史の中でも特別貴重な経験として植民地時代の歴史は研究対象として注目され、未来への教訓として生かしていこうとするのは当然な課題であろう。

しかし、それまでの朝鮮植民地に関する研究は、支配側の強制的な植民地政策や民族意識に基づく抗日運動などを強調するあまり、他の諸般の事実を見過ごしてしまいがちな傾向を多分に持っていた。

植民地支配経験者の人々が、未だに当時の経験を思い出すたびに苦しみを感ずるのは、いかなる経験によるものなのか。実際の状況を明確にしていくことによって植民地支配を新たな視点で客観化していくことができるのではないだろうか。

世界史の中でも植民地支配がもたらす弊害は凄まじいものであったということは明らかな事実であるが、被支配民族であった朝鮮の人々はその歴史を振り返るたびに左右に分かれ、相互に批判し続けている。その人々の意識には、単なる植民地政策や理念以外にも潜在的に内在されている何らかの要素があると考えられる。

その時代を生きた人々にとってそれはいかなる環境であり、実生活における具体的な経験とはどんなものであったのかに焦点を当てて、朝鮮人の実生活にかかわる植民地構造を分析していくなかで、植民地朝鮮人のアイデンティティーの分裂的なあり方を明確にしていく。

植民地政策のなかでも特に社会教化のために構築されたイデオロギーと全国的な組織網を究明することで、手段化されていく教育のさまざまな側面が明らかになっていくと考える。

今日、多文化・多民族化していく世界的な流れのなか、民族そのものは国際的な普遍性をもたなければならない時代が変わってきている。多文化・多民族が共存す

る世界へと前進するために歴史のなかでの植民地化の過程で手段化された教育の影響を教訓として生かしていくことが必要である。

そこで本研究は、植民地支配におけるさまざまな側面のなかで、教育という部分に限定して考察することを明記しておく。さらに、今回は植民地政策を実行する過程において手段化される教育の様々な側面を、植民地教化の諸システム構築の根底に存在する「教育の果たした役割」に注目して検討する。そのため「従軍慰安婦」や「強制労務動員」に関しては、重要な問題であるが今後の課題とする。

戦時ファシズムイデオロギーに基づいて諸施策が実行される中、社会化していく過程で習得する朝鮮人としての生活習慣などの様々な文化において、いかなる変容が求められていたのかを明らかにしながら、植民地下の社会教化がもたらす人々のアイデンティティ形成への影響を究明する。

朝鮮植民地当時を経験しながらも現在健在の方たちの年齢は 70 歳を超えるかなりの高齢である。今後、彼らから当時の生々しい状況や思いを聞く機会は限られており、その事実を残しておくことは今後の研究による新しい発見につながり、事実に基づく資料で歴史を評価する手がかりになると考える。その第一歩として、今回の研究においては、韓国で実際の経験者に直接インタビューを行ない、当時の庶民の実生活を詳細に記録として残すことにも意義をおきたい。

植民地的近代教育によって作りだされる社会像に焦点をあてて植民地支配を再検討していきたい。それは、日常生活における教化事業を通してより具体的に把握することでもある。つまり、人々のアイデンティティ形成にかかわる言語・文化の日常性とそれらを抑圧・強要された経験が、人々にいかなる文化変容をもたらしたのかを究明することで、現代教育が目指すべき教育の自立への鍵を見つけていきたい。

日帝による朝鮮植民地統治は、朝鮮人にとっては日帝がもたらした近代文化への接触と戦時体制期における日帝ファシズムによる抑圧と収奪という二重の被植民経験であった。結局、日帝の軍事ファシヨ的統制政策は生活全般に対する干渉としてあらわれ、集団的なイデオロギーの注入によって新たな共同体としての認識を経

験することとなった。これらの日帝の各種支配政策は、朝鮮人の目にどのように映り、実際の生活の場で受け止められたのかを体験証言を中心に考察する。

1930年代に入ってから日帝は、満州事変、日中戦争、太平洋戦争という戦争の長期化のため、現実的な日帝ファシズムの条件が、対植民地政策においても以前と異なってきた。より強力な戦時協力と動員を行うために、植民地では安定した統治基盤を作り上げることが必要となったのである。

したがって、志願兵制度の実施と創氏改名、徴兵制度などという動員政策を取り急ぎ実施するなかでも、朝鮮人に対する普通教育、義務教育の拡大と諸社会教育施設を拡大していく必然性があったのである。

これらの過程は日帝側にとっては、内鮮一体を通した同化政策の実現という捉え方であったが、朝鮮側にとっては一般的に実生活において人的・物的収奪とさまざまな義務や強要を押し付けられる精神の抑圧として感じ取られたのである。

戦争を契機に1938年国家総動員法が公布され、国民精神総動員運動が展開するなか支配政策にも変化がもたらされた。つまり、戦時ファシヨ的な政策の強化と全朝鮮人を戦争に直接・間接に参加させるきっかけとなったのである。このような戦時総動員体制という時代的背景は、朝鮮を軍需生産力の基地として活用するという植民地支配において重要な一面を占める部分である。植民地原理である朝鮮での人的・物的剰余資源を植民母国へと流出させるということであった。植民地である当時の朝鮮の状況は法的・政治的に何の保護もなされず、朝鮮の「豊か」で「安い」労働力は日本側にとって好都合であった²、と言われている。そして、地理的にも巨大な市場である満州および中国と国境を接し、日帝にとって朝鮮という植民地は格好の場とされたことには議論の余地はないであろう。

実際に戦時生産力拡充のため強制労務動員と青年動員が行われ、そのために最適の教育を受けた人的資源を動員し、物的資源においても供出という名目下にも最もよい物を収奪していったのである。その人的・物的総動員に向けてすべての教育は改められ、植民体制の遂行のための強力な手段となっていったのである。

朝鮮における戦時動員に関する研究では、何より強制連行や従軍慰安婦問題が主

な対象となっている。その戦時体制という時代状況も、全朝鮮植民地期のなかで、日帝の植民地政策を顕著に見せてくれる歴史的時期でもあり、暴力性と強制性が強調された時期であった³。

日帝は戦時時局下の朝鮮人にどんな動機付けを与えて、諸般の体制に協力せざるを得ない状況にしたのか、またそれはいかなる文化変容をもたらすものであったのか、ということに焦点をおく。以上の問題提起を踏まえて、植民地体験の聞き取りによる証言と文献研究を重ねた総括的な検討を通して、今まで回避してきた戦争の記憶を見直し、また新たな教育の視点から日本と韓国の歴史教育問題を議論の俎上に載せることができると考える。教育の問題として、植民地権力から与えられた「望ましい人間像」に自分を近づけて、意識変化をしていく諸相はまさに、文化剥奪であり、多文化教育の視点から再解釈し、教育のあり方を提示する必要があるといえよう。

二. 研究視点及び研究目的

これらの研究動機を根拠に、本研究では日帝による朝鮮植民地支配の中でも特に戦時ファシズム期と区分される 1937 年から 1945 年を中心に、朝鮮内の社会教化策に伴う文化変容と朝鮮人のアイデンティティーの変化について考察していく。

まず、1937 年日中戦争の勃発を機に、植民地体制の変化と戦争ファシズム⁴による社会の統制基盤となるシステムの構築を検討する。そのシステム網の確立は当時の天皇制イデオロギーという独特な軍国主義と全体主義を可能にさせる基盤となった。本研究では、その集团的・共同体的秩序のなかで行われた朝鮮人に対する諸般の統制と文化強要に焦点をあてる。具体的には、そのシステムが朝鮮人の生活、歴史、文化を無視し、奪っていくことを正当化する過程で朝鮮民族が受けた経験事例を記録し、同時に彼らが植民地教化教育によって日本文化へと同化要請されていく諸相について検討する。

植民地における同化という概念を考える際には、近代公教育のなかで行われた同

化⁵要請に対するマイノリティの言語・文化への権利の問題に直面することになる。この研究においても朝鮮人の自言語・自文化に対する権利と重要性を言及するときに多文化教育の概念を用いて分析する必要があった。

多文化教育は1960年代と1970年代の市民権運動の直接的な産物である。つまり、1960年代にアフリカ系アメリカ人が主軸となって公民権運動と教育への権利運動が起こり、教育への平等と言論の自由、法の前での平等を追求する政治的な正義の実現を唱えた。既存の保守階級の文化による権威主義が学校教育制度下においてマイノリティの権利を侵害するという批判は多様性を求める多文化教育の実現に拍車を加えたのである。

植民地下における青少年も、植民地公教育制度によって支配文化への同化と言語使用(朝鮮語)の自由剥奪、教育への権利侵害などが行われ、アメリカにおけるマイノリティと問題の状況という点で非常に近い状況であったことがうかがえる。したがって、この視点を用いて植民地の社会教化教育における青少年教育と意識変化への要請について考察を進めることは有効であろう。

多文化教育は、学校と教育慣習を再構成してすべての社会グループすなわちすべての人種・文化・性グループの学生たちが平等に学ぶ機会を持つように考案された教育改革運動である⁶。学生たちに文化と大衆媒体の力動性について洞察を与え、どのように個人と社会文化グループの価値・行動・信念などが形成されるか把握させることであった。多文化教育は、自民族中心主義、偏見、不平等、人種差別、性差別とステレオタイプなどを扱う。多様な歴史、イシュー、事件に対する視野を広め、多様な文化的な観点から現象を見て、対象の概念を研究する方法を学ぶのである⁷。

バンクス⁸によると、人は各自、生れてから社会化を通して文化的な保護膜に包まれることとなるという。自分が属する社会の文化を受け入れて、その文化の価値体系と一般的な見解、固定観念などを内面化していくのである。

この内面化過程から考えると、植民地下における子どもたちは、学校に入ることによって全面的に日本の文化に接近しつつも、その他の側面では引き続き、朝鮮の文化とも直面することとなる。学校の文化と家庭及び地域社会の諸文化との相克は

子どもたちに混乱を招く。つまり、植民地教育のもとで習得した民族性と社会的な階層に対する偏見と固定観念は、子どものアイデンティティ形成に大きな影響を及ぼすもので、朝鮮人青少年たちの自己概念の形成を考える際に重要な要素となる。

これらのことから本研究では二つの視座を設定した。

第一に、戦時動員体制の下で朝鮮人が「自発的」に政策に協力するという側面が存在したということである。その、日帝の政策に従う朝鮮人の自発性とは、内鮮一体のイデオロギー上の組織体系による強制に起因するだけでなく、他にも重要で強力な動機付けになるものが内在していたはずである。

その動機付けを村落という「生」の場において機能させられた時、より効率的な動員政策の実行が可能であった点に注目することによって、朝鮮農村における戦時動員政策の組織上の特徴を見出すことができると考えられる。すなわち、村落の場において朝鮮人同士の分離・監視という破壊性をもつ統制措置が従来からの日常生活習慣にいかなる文化変容をもたらすのかについて、具体的な実生活を検討することで明らかにできると考える。

こうしたことから、植民地支配という大きな構造のなかにもう一つ、小さな権力構造が成立することになる。つまり、特段権力をもたなかった朝鮮人が日本側に立って行動するために選ばれ、権力を持たされた時に、彼等が帰属したがる集団(日本人)へとアイデンティティのよりどころが変化していく過程が明らかになることを意図している。

第二、日帝の植民地社会教化教育は朝鮮青少年を味方に付けることで彼らを通じた農村庶民の教化を意図したということである。植民地教育の環境の中で社会化の過程をへていく青少年たちの意識は既成(成人)世代とは異なる集団的アイデンティティを形成していたと考えられる。つまり、植民地下で手段化される教育のさまざまな側面は、青少年たちのアイデンティティ形成に強い影響を与えた。そのため逆に、青少年と成人の意識を比較することで彼らが習得し得なかった、あるいは変質させられた、いわゆる植民地教育によって失われた側面が明確になってくると考える。

したがって、本研究の目的は、次のようになる。

第一に、日帝末期の戦時ファシズム期に展開された朝鮮農村振興運動、国民精神総動員運動のイデオロギーを客観化し、朝鮮人に対する支配システム網の構造を明らかにすることである。そこで、日帝の社会教化・教育政策がもたらす朝鮮人の自己形成のあり方への影響を考える。

第二に、戦時ファシズム期における農村社会での社会教化政策が、従来の村落での共同体意識に加えて、日々の生活とかかわる強力な動機付けを与え、自発的な協力を生む実態を具体的に検討することで、植民地教育の内的論理とそれがもたらす文化変容の実状を明らかにする。

第三に、自分の名称の保持、言語・文化に対する自己決定における同化要請が、植民地下で生まれ育った青少年の自己形成にどのように影響したのかを明らかにする。成人の意識と比較することで、日帝によって求められた「望ましい朝鮮人像」に自分を近づけようとする青少年の二重の意識が明確になると考える。

これらは同時に人々の自己形成に占める言語・文化の役割の重要性及び植民地支配が人間の自己形成のあり方を変える諸相を、多文化教育の視点から再考する時の枠組みとなる。

以上、諸社会教化教育を通して日帝の協力者にさせていく過程で起こった、「文化変容」と「朝鮮人の意識の多重性」の考察によって明らかになる手段化される教育の諸相から教育の自立の重要性を提示することができると思う。

植民地体験の聞き取りによる証言と文献研究を重ねた総括的な検討を通して、これまで戦争の記憶を回避してきたことを見直し、また新たな教育の視点から日本と韓国の歴史教育問題を議論の俎上に載せることができると思う。したがって、今日の人類の問題として社会的なまとまりの役割を担う多文化・多民族共生への前提となる多文化教育を指摘できる。

三．研究対象と研究方法(インタビューの範囲及び方法)

既述した研究目的にあわせて、本稿においてはその基本的な枠組み、研究対象、範囲及び研究方法を次のように定める。

まず、本研究で具体的に扱う時間的範囲は、一般的な植民地期区分による日帝末期の戦時ファシズム期にあたる 1937 年から 1945 年までとする。そして、研究の手法としては、文献研究とあわせてインタビューによる証言の検討を並行して行う。文献資料だけでは当時の人々の主体的な生活を考察するのは難しいため、当時を直接体験した者に話を聞くこととした。当時の体験者はかなりの高齢に達していることを考えると、早期に調査して資料化する必要性もあったといえよう。

研究対象とする人々としては、日帝の植民地戦時ファシズム下で生活した全朝鮮人を対象とするが、そのなかでも農山漁村における庶民を中心とする。今までの植民地諸研究は主に知的エリートや権力者が研究対象として調査されてきたが、近・現代史のなかで歴史を創ってきた庶民がどう生きてきたのかを、全体社会で規定し、相互作用と関連させながら歴史展開を捉える必要があった。当時朝鮮は伝統的農業国に近い状況であり総人口に対して 8 割が農家人口で、絶対多数を占めている農民層の生活状況を綿密に検討していく必要があると考えたためである。また、農村社会は伝統的な秩序に固執する性向が強く、相対的に国家秩序の浸透過程を動的に把握することが容易であると考えたためでもある。

ここでの庶民とは、一つの体制の階級的構造の矛盾によって被害を受ける層を意味する。本研究では帝国主義と被植民者との関係のなかで、社会の矛盾構造によって抑圧され、被害を受ける階層とする。日帝植民地下戦時ファシズム的統制と収奪構造の下で生活した大多数の朝鮮人はこのような社会構造のなかで抑圧され、苦しんだ。当時、親日と呼ばれた人々、地主、資本家、官僚などの人を除く朝鮮人を意味する言葉として庶民という概念を用いた。ただし、それはさらに反日感情を表した庶民と沈黙する多数の庶民に分けられるが、本稿では前者を除き、日帝の植民体制に沈黙し、順応していく建前を堅持していた多数の一般的な朝鮮の人々を言及す

ることばとして「庶民」を用いる。

本研究で用いたインタビュー調査の範囲と方法について具体的に述べると、インタビューの対象は、1938年からの国民総動員運動の時局下で生活した庶民男女である。つまり、現在70歳以上の健在する老人がそのインタビュー範囲にあたることになる。

ここで、彼らの証言を得ることにあたって、インタビュー方法を用いる理由は、植民当時を生き抜き、健在である経験者は文字を知る人々と、文字を知らないか、知っていても文字に頼ることの少ない人々という大きく二つのタイプが考えられるためである。当時庶民の大多数は公的・私的教育を受ける機会が少なく、母語および場合によっては日本語における識字問題を持つ人々が多いためである。したがって、彼らの経験の証言をより適切に収集できる方法として、インタビュー法を取り入れた。インタビューでは、基本的に証言者の調子に合わせて自由に話してもらいながらも、筆者が他で得た知見から一般的な質問をしたり、文献資料解読の中で持った疑問を投げかけたりしながら、記憶のなかで薄れていた経験を引き出していった。

質問を大きく、個人の感情が入る項目で「個人の状況を掴み取るもの」と客観的なデータ及び団体による項目で「社会状況を掴み取る項目」という二つに分類した。この作業と文献資料をあわせて、植民地の全体的な構造を多面的に明らかにする事ができると考える。

植民地経験を現在の教育のなかでいかに継承していくかという問題は、また別の角度からのアプローチとして重要である。日帝の手段化された教化教育によって求められた人間像へと自分を帰属させていく朝鮮人のアイデンティティの分裂的なあり方は、現在の教育に対しても重要な示唆を含んでいると考えられる。そのため当時の問題を自言語・自文化への権利に対する多文化教育の視座から再考することで、現在の教育の問題として人間形成へとつながることができるだろう。

ただし、インタビューの限界として考えられるのは、聞き取りの成果と文献資料の成果とをいかに有機的に結びつけるかということである。人間の回想には記憶違

いや後から知りえた知識の混入と自己行為の正当化傾向があるのを考えると、聞き取った成果は文献研究を通して裏付けたり、誤りを正したり、補強すべきである。この点には後述のとおり細心の注意を払った。

また、「生活」を理解するにはそれを規定している多種多様な数多くの諸要因の複雑なそして躍動的な組み合わせを、それぞれの視点から状況を考慮する必要がある。しかし、人間個々人の内在している諸条件・諸要因はその人がそれまで社会的存在として形成されてきた「社会化」ないし「社会的人格形成」の過程と関連してでなければ科学的な説明ができないと指摘されている⁹。

さらに、植民地の全体的な構造を多面的に明らかにするため、庶民レベルでの戦争体験の問題をいかに位置づけ直すかという問題が指摘できる。例としては、植民地行政はほとんどが全朝鮮を対象としたものであったが、実際の庶民の体験には多少の地域差が存在した。しかし、当時の植民政策は全国的な行政組織網が出来上がっており、それらが縦・横的に相互関連しあうことで効果を高めていたという全体性を重視し、地域差は今回の研究範囲から除いた。特に今回のインタビューは政策の研究に肉を付けていくためのものなので、極端なものはずし客観性の維持に努めた。また、証言の中でも後から得られた知識によって作られた話や美化された内容などについては、文献から得られた情報に基づき、主に筆者の判断によって今回の分析から除くこととした。この得られた情報の取捨選択という点については、文献で十分に明らかになされていない部分をインタビューで補充していくことに意義をおきたい。ただし、インタビューの証言で得られた強制労働動員の経験には多くの文化変容に関わる部分があり、本論文の目的と重なる部分もあるが、先述したとおりその部分は除き、次回の課題として残した。

今回のインタビューを行った地域は、ソウルと慶尚北道と慶尚南道の3地域を選定した。その理由として、まず、ソウルは、全国の人々が集まっており、特に北の地方を故郷にもつ人々が多く住んでいることから、当時の全国的な状況を証言として得られる確率の一番高い地域であったためである。

次に、大邱を中心とした慶尚北道を選定した理由は、ここが当時満州を含む北方

地方に多くの移住者を出した地域であって、労務動員者も多かったことから、それらの地域に適用された植民地統制システムの特徴を含めることができると考えたためである。

最後に、晋州を始めとする慶尚南道は、日本に近いという地理的な条件から多くの日本渡航者を出した地域であった。文献調査でも見られた慶尚南道出身の学生たちの集まりである「北神商業学校留学生会」、慶尚南・北道を故郷とする人々の集まりである「忠誠會」など多くの留学生、そして徴用・徴兵などによって日本に渡った者と実際に接した人々が多いと考えられたためである。また、この地域は筆者の故郷でもあり、両親と親戚を通した多くの人脈から、インタビューに真剣に応じてくれる多数の証言者を紹介してもらえることが見込めたからでもあった。

今回のインタビュー調査において除外された全羅南・北道は、当時の朝鮮の中でも穀倉地帯で、他の地域に比べて食生活を始めとする生活苦が若干穏やかな地域であった。さらにソウル地域でのインタビューで多くの全羅道出身者にインタビューすることができたこと、筆者にも縁故者が少ないなどの理由で、この地域は今回の訪問調査からは除外している。今後、日本への移住者、特に協和會を中心とした朝鮮人の文化変容にまで研究を広める時に併せて研究をすすめることとしたい。

最後に今回のインタビュー調査においてその実際の状況について、いくつか言及しておきたいことがある。

まず、インタビューの内容が 60 年近く昔の話であるにもかかわらず、話すのを恐れている者が多かった点である。筆者が純粋な研究目的以外にはこの内容は公開しないことを約束したにもかかわらず、後で被害がないようにすることを何度も頼む方々も多かった。

実際のインタビューでは、初めに昔話から始めて雰囲気盛り上げた後、筆者の関心部分に対して質問をしていく方式を取った。そして、面談者の了解を得て会話を録音し、それを、家で整理した後、疑問点があったり、文献資料と異なる部分については再度伺って話を聞いたりした。参考として、インタビュー当時の状況を伺えるいくつかの対話を紹介する。

「そんなの何で聞くの。何かの捜査機関から派遣されたの。」

「こんなの聞いて勉強になるの。歴史なら本で全部出てるじゃないの。」

「当時を思い出すと鳥肌がたつから。こんなこと聞いてもまた何か捕まえに来るのではないかという心配だけだよ。」

「絶対後で何も無いようにしてくれよ。約束だよ。まあ、今はいい時代かもしれないが、でもわからないじゃ、名前とか出さないでね。」

このようにインタビューが始まったわけだが、被植民側の経験者としての個人的な感情は、大まかに二つに分かれていた。主流の意見としては、戦争中という時代状況もあって供出と配給制を始め制度的に強制されたことに起因する日本への否定的な意識である。特に供出忌避による収奪場面での直接的な強制経験を持つ人は、日帝に対して極端な反日感情を持っていた。しかしその一方で、当時朝鮮総督府で行なった諸施策にもかかわらず、近い空間のなかで個人的に直接関係をもっていた日本人に対しては正直かつ公正であって尊重できる部分も多かったという意見も多数あった。日本の教化政策に対する人々の意識の多様性を表すものと考えられる。

しかし、肯定的または否定的な体験とは別に、生活の苦しさに対しては口を揃えて凄まじかった当時の状況を述べてくれた。一般庶民にとっては、植民地統治理念の直接的な影響より、区長、警防隊、推進隊、仕奉隊など生活の諸側面で日帝の協力者として官と民、つまり(日本と朝鮮人)の仲介役を果たした朝鮮人とのかわりにたいする思いが強かったようである。これからも、あくまで生活次元に重要な価値基準をおき、具体的な日々の「生」の場においての経験から全てを判断する傾向が強いという印象をうけた。

本研究でのインタビュー調査は2004年2月と3月の2ヶ月にかけて総計97名の証言を聞き、そのなかで有効とされる証言は65件であった。インタビューの内容区分から重要概念となる項目を中心に、当時の生活実状に関する考察の際の主要な柱とした。また、公開の了解を得ているインタビュー対象者のリストからいくつかの内容を参考として以下の表と示す。

表(1 - 1)インタビューリスト¹⁰

名前	性別	年齢	創氏名	内容区分	面談場所	面談日時
李 起雄	男	76	元山徳起	愛国日行事、各種皇民化講習会 動員、教練・団体訓練、志願兵 歡送会、教室の黒板の上に内鮮 一体・堅忍不滅・日章旗、窓に 米英撃滅、朝鮮語使用時罰則	慶南固城郡 上里面	04/2/15
表 福大	男	81	荒井福大	愛国班で創氏・名前変更、鉄く ず拾い運動、郵便局・駅などで の日本語使用強要、夜学、福島 県に徴兵、強制供出による怠 業・離農現象。	大邱市新川 洞老人亭	04/2/20 04/2/22
安 炯奎	男	76	安田炯奎	神社参拝、日の丸掲揚強要、学 校での愛国日行事・各種勤労報 国、軍事訓練、愛国班ごと供出 と配給(手帳と配給票)・供出忌 避、日本語全解運動。	慶南固城郡 上里面老人 亭	04/3/2 04/3/5
催 仁準	男	81	朝日仁準	簡易学校、神社建設工事に報 国隊の勤労奉仕、青年団、学校内 に神祠、各家ごと神棚配給・奉 斎。配給不足・過剰供出。	慶南固城郡 上里面老人 亭	04/3/2 04/3/4
尹 炯彦	男	77	平沼炯彦	警防隊、徴兵、身体検査、頭二 分刈り、報国隊、神社に遠足、 神社参拝ハンコ確認、愛国班ご と配給・供出の際に皇国臣民の 誓詞暗誦、供出に抵抗。	慶南固城郡 上里面老人 亭	04/3/3
鄭 玉姫	女	81	福嶋ひめ 子	日本語強要と朝鮮風習への干 渉、婦人指導員の活動、日本式 礼儀作法強要、勤労報国隊の労 働奉仕、椿模様の刺繍禁止。	慶南晋州市 家庭訪問	04/3/4
金 清洙	男	79	金本清洙	朝鮮語禁止、金属類の供出(ス プーン、箸、食器の献納、鉄の 国旗掲揚台)、愛国班ごと生命 保険加入、松脂、松笠、馬草集 め、青年訓練、軍用繩吹織り、 神社での各種行事。	慶南固城郡 上里面家庭 訪問	04/3/5

朴 命順	女	75	武本命順	婦人作業班、婦人共同作園、共同作業場での婦人講習、出産の時母子死亡率高、巡査による村の清潔検査、愛国班ごと混食・節食、節米貯蓄・愛国貯金、神社参拝。民間信仰禁止。	ソウル河南区家庭訪問	04/3/10 04/3/14
巖 利男	男	76	福田利男	朝鮮語禁止、罰金として国語常用金・成績に反映、反共練習、貯蓄奨励、先生が通帳管理、愛国日行事。	ソウル安国洞老人福祉センター	04/3/10
金 形株	男	76	金本形株	副業でアヘン・大麻・タバコ・笹麻子・綿花栽培、愛国班ごと羊の毛がりで製品づくり、農村経済統制被害で青年たちは都市に離農。	ソウル安国洞老人福祉センター	04/3/10 04/3/12
全 玉姫	女	78	杉原輝子	家事共同施設、農繁期託児所、愛国班ごと共同炊飯、日本婦人から指導、夜学での婦女教育・出席チェック、簡易学校、配給票、皇国臣民の誓詞暗誦。	ソウル安国洞老人福祉センター	04/3/15
徐 春喜	女	77	達川春喜	慰問袋・千人針・軍歌で歓送会、軍歌・日本の童謡憶える、皇国臣民の誓詞を歌で歌う、先祖への法事監視。	ソウル安国洞老人福祉センター	04/3/17
郭 一男	女	75	郭いちなん	空襲警報・昼の警報訓練、簡易学校での日本語教育、婦人野外労働、公会堂設置。	大邱市新川洞老人亭	04/3/21 04/3/23
李 慶雨	男	78	木花慶雨	配給手帳と配給票。学校での通帳管理と黒板に貯金表。監護当番。校内神棚。	大邱市鶴山社会福祉館	04/3/21
李 在煥	男	81	永本在煥	夜学。神社参拝。ハンコ集めの手帳。配給票。皇国臣民の誓詞。国旗掲揚。徴兵。供出。	大邱市新川洞老人亭	04/3/21

(注：事前に公開することに対する了解を得たインタビューリストの中で、多数の一致する項目を中心に作成した。内容区分においては、重複される項目は除き、特に強調した内容を記す。)

四. 先行研究及び論文の構成

本研究で焦点を当てている戦時ファシズム期に関連する主な研究動向としては、植民地下の農業及び工業政策によってもたらされる植民地朝鮮の経済破綻の過程や国民精神総動員運動と国民総力運動によるさまざまな統制政策及び戦時労務の強制動員に関する研究が主流をなしている。その代表的な研究成果として次の論文があげられる。

鄭然泰の「日帝の韓国農地政策(1905~45)」、金ミンヨンの『日帝の朝鮮人労働力収奪研究』、金英喜の「1930-40年代日帝の農村統制政策に関する研究」、崔由利の「日帝末期(1938-45)内鮮一体論と戦時動員体制」、鄭泰憲の『日帝の経済政策と朝鮮社会 - 租税政策を中心に』などがあげられる。

そのなかで、崔由利は、1940年からの国民総力運動を分析し、この運動が官僚主義・形式主義に陥っていたことを指摘し、朝鮮が保持してきた固有文化と伝統に立脚した抵抗意識をその理由としてあげている¹¹⁾。そして、植民地末期の諸運動である国民精神総動員運動と国民総力運動の組織体系を明らかにしている。

庵途由香¹¹⁻¹⁾は、国民精神総動員運動と国民総力運動の展開過程を分析しており、農村に於ける組織化が部落単位の地域共同活動を行うことを目的にして、部落内の地縁関係が意識されつつ、活動が行われていたことを指摘している。

これらすべての研究は、戦時ファシズム期という時期的な特徴から植民地での人的・物的動員にかかわる組織整備の過程、総動員運動及び政策に焦点を当てたものであった。もちろん、本研究においても諸般の社会教化教育にかかわる政策システムを把握するためには、これらの戦時ファシズム期における政策の展開過程を検討する必要があった。しかし、本研究はその政策の解明自体に重みをおくのではなく、それらの政策イデオロギーが整えられることによって植民地統制システムが教育を手段化させ、支配がスムーズに進行できるような基盤となっていくフィードバック関係を明らかにすることが目的である点でこれらの研究と観点が異なると言えよう。

植民地諸支配政策に関連する諸研究としては、朴慶植の『日本帝国主義の朝鮮支

配（上・下）姜東鎮の『日本の朝鮮支配政策史研究』、姜在彦の『日本による朝鮮支配の40年』、鄭在哲の『日帝の対韓国植民地教育政策史』などがあげられる。これらの研究は、各政策分野において関連性や連続性の部分において明確ではないが、時間軸に従って植民地時代を区分して、植民地支配政策の全体像を描いている。

また、上記の諸政策によって影響を受けた植民地朝鮮における言語・文化・教育に関する研究としては、駒込武の『植民地帝国日本の文化統合』があり、台湾、朝鮮、満州、華北占領地などの日本語共栄圏を中心に、被植民地国家における同化教育について分析している。彼は日本の植民地教育政策における同化の主要手段として言語を位置づけており、日本の近代国民国家形成と被植民地国家との関係を論じた。また、石剛の『植民地支配と日本語』で、台湾を中心とした被植民地民衆にとっての日本語の性格を植民支配政策との関係から明らかにしている。

この二人の研究は、植民地政策での同化教育を考察するとき、被植民地において学校を手段化した上で日本語教育を行うことの持つ同化要請及び言語政策と支配イデオロギーとの関係性を明確にしていくための新しい視点を提示した。

植民地支配政策のなかでも言語を中心に、つまり日本語を生活習慣の手段とする植民地支配イデオロギーという思想的な要素の視点から考察した研究としては、李妍淑の『国語という思想』と安田敏朗の『近代日本言語史再考』があげられる。いずれも植民地朝鮮においての日本語が朝鮮の国語として定着していく過程を考察しており、日本の近代国家形成との関係を明らかにしている。安田は近代日本の言語政策は、国民形成と国民教化という機能や異言語・異変種を排除する意図を盛り込んだ国語概念として設定されたと論を展開している。李は近代日本においては、日本語という概念のうえに国語イデオロギーがかぶせられ、日本語の同一性を自明のものにするために国語イデオロギーが構築されたという。そして国語と母語との関係性を明確にしていきながら、支配言語による言語抹殺と言語的公共性のかかわりを明らかにしている。

これらの研究を受けて、日本語教育による同化要請という概念を基礎に、本稿で焦点をあてた日本語教育の対象であった朝鮮人青少年にとって、日本語はどのよう

に認識されていたのか、母語（朝鮮語）習得との比較を通して識字問題の側面から検討を進める。

陳培豊の『同化の同床異夢：日本統治下台湾の国語教育史再考』では、植民地政策よりむしろ台湾の国民に焦点を当て、植民教育の論を展開している。本研究は朝鮮での教化教育に関するもので、その対象は異なるが、被植民側が植民教育を抵抗しながらも受容せざるをえないという矛盾と葛藤の状況を踏まえた研究として、その論点の展開において参考となった。

呉ソンチョルの『植民地初等教育の形成』もその初等教育現場である学校での教育構造から、被植民地の青少年のアイデンティティ形成に影響する教育の論点を展開する上で多くを学んだ。

そして、本研究のインタビュー対象である青少年の状況把握としては、鄭世鉉の『抗日学生民族運動史研究』が、当時の青年による独立運動史と学生運動についての代表的なものである。しかし、通史的な叙述による事件の収集としては豊富な事実を提示しているが、当時の民族運動の位置づけ及び朝鮮人の受けとり方については分析していない。洪錫律の「1940-45年学生運動の性格変化」¹²は、1940年代の国外民族運動に表れた特徴、日帝の敗戦という客観的な情勢に対する認識、その時期の積極的な武力抗争と国内の大衆運動、そしてさらには学生運動についても言及し明らかにしている。彼は学生運動の武装化傾向と反日連合化という性格に注目しており、解放後の新国家建設運動の過程における大衆の力量についても、これらの延長線上で理解するべきであることを強調している。これらの研究における、学生にかかわる諸事件の豊富な事例は当時の学生運動の位置づけ及び朝鮮人学生の受け方について分析する多面的な視点を与えてくれた。

宮田節子の一連の研究は、この時期の朝鮮人に与えられた各種の政策的な論理を把握することに有用であった。内鮮一体の論理構造についての研究において、同胞の戦時動員に積極的に協力した親日朝鮮人は内鮮一体を日本人との差別構造からの脱出論理として解釈している。しかし、実際には内鮮一体というのが内鮮無差別平等ではなく、戦時動員のための皇民化論理に過ぎなかったということを明らかにし

ており、宮田の研究は相当部分の資料発掘と整理に貢献している。また、宮田節子は、内鮮一体論に積極的に呼応する一部の朝鮮人知識人の存在も差別からの脱出という論理をもって析出していた。そして、皇民化運動は最終的には朝鮮民衆の持つ全く手の施すすべのない、厚い民族の壁につきあたらざるを得なかったという結論に達している¹³。ここでの差別からの脱出論理という概念は当時の植民地公教育を受けた青少年の意識を把握する点で多くの基盤を与えてくれた。

本研究での文化・言語にかかわる視点を論じることに関しては、朝倉征夫が『産業革新下の庶民教育』で、社会環境のなかで暮らす人々を中心に、環境変化によって生じる諸問題に対するための教育の権利としての多文化教育が考察されている。人の生きる力としての教育が示されており、本稿で扱う植民地の社会教化教育という意図を持った教育が被植民の権利に及ぼす結果起こってくる識字問題、文化変容などへの諸問題を取り扱うにあたって基本的な概念形成を提供してくれた。

上記の先行研究とともに本稿では、公的資料および憲政資料、当時の日帝警察、検察、朝鮮軍司令部など官憲側の資料、総督府、大野緑一郎関係文書、日本陸海軍省関連文書、の原文に当たった。そして、植民地支配期に出版、発行された新聞と雑誌、各種回顧録も分析資料として用いた。雑誌としては主に『文教の朝鮮』¹⁴、『朝鮮』¹⁵などを活用した。これらの雑誌には1930年代の教師の体験記が最も多く載せられており、当時の教育現場の実態と朝鮮人の教育に対する反応などを推定することが可能となった。さらに、朝鮮総督府の各種教育関連の資料も参考にした。特に、渡部学・阿部洋編の『日本植民地教育政策史料集成』（朝鮮編）と民族問題研究所編の『日帝下戦時体制期政策史料叢書』及び辛珠柏の『日帝下支配政策資料集』を万遍なく活用して、当時の政策にかかわる通達及び文書の原文に当たった。なお、インタビュー調査の際には新しい文書や資料の発掘を働きかけた。当時の日帝の政策に関する各種の重要書類と機密文書及び資料は、敗戦と同時に総督府によって大部分が焼却されており、現在は総督府文書のなかで極一部だけが総務處傘下政府記録保存所釜山地所に保管されている。これらの資料上の空白はこれまでの研究の進展にも影響していたと見られる。そして、日本国会図書館では大野緑一郎関係文書と各

憲政資料の原本をみることができた。

先にも述べたが、インタビュー調査による証言の信憑性の問題には、文献資料に基づいて極端な意見は取り除き、客観性を保つように努力した。しかし、あくまでも個人による研究であるため、共同研究などを通してより広範な研究と視点の導入を図る必要があることを指摘しておく。

そして、各章において論を進めていくなかで細かく連携される先行研究については注を通して補充していく。

これらの先行研究を基盤に、本研究は既述した研究目的にあわせて以下のような論文構成で考察を進めていく。まず、二部に分けて関連する各章を設けるという柱立てにする。

第一部では、本稿の研究範囲となる戦時ファシズム期における日帝の支配政策の大きな軸を中心に、当時の支配イデオロギーを客観的に考察する。時間軸にしたがって、農村振興運動、国民精神総動員運動、国民総力運動という三つの輪を中心に、日帝戦時ファシズム期の植民地政策システムの構築による社会教化政策の諸相を明らかにしていく。そして、その政策の下で行なわれた生活諸般にかかわる諸施策を中心に当時の庶民の生活実状をあげながら、生活の場で求められた文化変容を明らかにする。これを基に以下のような章立てで考察を進める。

第一章の第一節で、農村振興運動という輪を中心に戦時時局に入る前の植民地朝鮮の統制基盤作りとその背景について考察する。ここで農村における検討を中心に行なう理由は、当時の朝鮮人口の八割をしめていたのが農民で、本研究の対象である庶民の諸般背景がほとんど農村のものであったことを考えると、当時の農村の状況を把握する必要があったためである。

したがって、農村振興運動の理念・目的・内容を検討し、そのイデオロギー上、あるいは戦術上の目標を明らかにしていく。その過程で、実際の農村における官僚的な制度や運動における統制の組織網を明らかにし、一般的な農民社会における抑圧の実状と朝鮮人が日帝の組織体系に引き込まれていく様相が浮び上がってくると

考える。

第二節で、戦時時局への対策として提示された国民精神総動員運動について検討する。内鮮一体論の形成過程として新しい日本人形成の必要という側面から、国民精神総動員運動の理念・目的・内容を分析する。戦時時局での総動員にかかわる最大のイデオロギーの転換であったことから、それが目指す社会教育・教化システムを明白にしていく必然性があった。その上で、内鮮一体のイデオロギーの転換がもたらす皇民化政策という同化要請を明らかにしていく。

第三節で、国民総力運動を中心とする戦時体制への朝鮮人の動員の様相を分析する。戦争が続くなか、戦時協力への必然性と厳しくなる日帝の統制に対する朝鮮での抵抗が高まり、その対策として強力な一元化された施策として登場した国民総力運動について考察する。国民総力運動は強力な総動員手段として機能しており、供出を始め朝鮮人のすべての生活での戦争動員体系を明確にすることで、その中での朝鮮人の生活上の基本脈が浮かび上がってくる。そこで、戦時時局下で、物的資源の収奪だけでなく、人的資源の獲得やそのための準備段階として行われた社会教化教育の著しい様相が掴み取れると考える。

第二章では、前章で明らかにした日帝の支配政策のもとで行われた社会教育・教化政策によって、戦時動員体制に協力させるために日常の「生」の場において展開した、皇国臣民化のイデオロギーが具体化されていく様相を考察する。その構成については、文献資料の内容を柱にインタビュー調査で得られた情報を肉付けしながら、戦時ファシズム期における朝鮮庶民の生活状と行動様式を明らかにする。

第一節では、精神強化のために伴った国民精神の作興の概念を明らかにしていく。何より皇国臣民の誓詞が朝鮮人に与えた精神的な重荷を考察する。そして、この理念的な基盤を基にして実施された愛国日(1939年に大詔奉戴日と改称)行事における具体的な実践事項を中心に当時の実状を把握していく。さらに、愛国日行事に伴った勤労報国運動を通じた精神教化の様相を検討する。

第二節においては、戦時協力のための諸施策として、まず、基本的な生活様式にかかわる制限を検討することで、当時の朝鮮人の生活苦を明らかにしていく。次に、

供出と配給制の実態と勤労報国隊の労務動員について考察して、結果的に日帝への協力を生む形となった朝鮮人への動機付けはいかなるものであったのかを考察する。

第三節では、農村における特徴であった地方改良と部落振興を中心に今までの政策において等閑に付されてきた婦人を日帝の協力者にさせるために努めた婦人教育について考察する。婦人の教化を通して、皇道文化を家庭に押し付けていくなかで、朝鮮家庭内の変化と子どもに及ぼす影響を考察する。さらに、日帝の神社参拝と一貫した天皇イデオロギーの普及のために、朝鮮婦人の精神の支えであった民間信仰への弾圧を明らかにする。

第二部においては、一部での日帝の植民地支配の諸政策と社会教化教育がもたらす文化変容をもとに、それらは人々の自己形成にいかなる影響を与えていくのか、その諸相を明らかにする。したがって、植民地制度がもたらす人間形成の変化を把握するため、多文化教育の視点をを用いて再考する。そのため、自分の名称の保持、言語・文化に対する自己決定などが第二部の構成の枠組みになる。

また、対象としては特に日帝の青年教化教育に重点をおいて考察を進める。その理由としては、日本の歴史の中での若者組の経験¹⁶から、教育によって最も変化しやすい青少年¹⁷を味方に付けることで、植民地の諸政策を展開することに役立てて、彼らを利用して農村教化に動員したためである。そして、インタビュー調査でも彼らと親世代においては相当な意識の相違があったことが判明している。その意識の差とは何に基づくものであるのかについて考察を進める。

上記の枠組みを受けて、第一章では、創氏改名政策を中心に考察する。創氏改名は朝鮮人にとって単なる姓名の変更だけでなく、自己を対象化することで直面させられた同化要請の一つとして重大な意味を持った。創氏改名政策が学校教育を中心に朝鮮教育令との関連性から与えた影響を究明しながら、手段化されていく植民地の教育の場を分析していく。そして、学校という教育の場を手段にすることで、他の同化政策との有機的な関係を持たせた構造を把握する。

第二章では、言語教育を手段に皇国臣民化という精神教化に努めて、植民地諸政策の基盤を作った過程を分析する。時間軸にしたがって朝鮮語の識字教育と公教育

における日本語教育との比較を通して、植民地諸政策の展開の手段となっていく言語について考察する。

まず、日帝の植民教育の対抗手段として行なわれた夜学における朝鮮語教育を検討する。植民地下の民族教育であって、識字運動であった夜学を中心に、公教育から除外されてしまった人々の言語習得と自言語への思いの実態を考察する。

そして、朝鮮植民地における言語政策の変遷にしたがって、学校教育のなかにおける日本語教育を分析する。日本語普及に対する言語葛藤と青少年の戦時動員のための前提条件であった新しい日本人形成への過程を考察する。それに続いて、社会教育のなかでの日本語教育の普及について簡易学校と国語全解・常用運動を識字獲得の観点から考察する。

以上の、言語にかかわる一連の比較から、朝鮮民族の日常生活での二重的言語体験とそれに伴う意識の二重性、そして植民地状況での日帝中心の変化に対する青少年のアイデンティティのあり方が把握できると考える。実際、制度としての生活と情緒としての生活において、意味付与と情緒共有をへて、行為同伴するという過程構造を見出していく。

第三章では、前章の自分の名称、言語にわたる基盤作りにもなう戦時時局下の青年動員体制を明らかにしていく。日帝の社会教化政策の主軸として青年教化教育の主な場である青年団と青年訓練所を中心に、朝鮮青少年を日帝側の協力者とさせていく過程を考察する。そして、戦時動員のためにさまざまな訓練と錬成を通して共同体集団意識を養成していき、日帝が求める戦争に動員できる望ましい朝鮮人像、つまり、新しい日本人として作り上げていく過程を把握していく。

第四章では、本研究を通して考察した戦時時局での人的資源の獲得のために行われた植民地社会教化政策がもたらした文化変容と、日帝の協力者になっていく朝鮮人の持つ意識の二重性について考察する。植民地教育を受けながら成長した青少年と既成世代との認識の差に注目して、言語や生活習慣への統制による文化変容がもたらす朝鮮庶民の意識の多重性を明らかにする。その生育環境の違いである文化・生活習慣及び伝統というものが両世代の意識の相違を生む要因であるなら、植民地

化されたことで失われ変容されたものが明らかになると考える。そして、その環境で自己形成していく青少年のアイデンティティの分裂的なあり方について検討する。

植民地という空間での日本(日本人または日本文化)との接触という二重性を持った体験の結果を考察する。つまり、諸般の植民地体験における意味づけからどのような情緒をもって、いかなる行為を伴ったのか、そのメカニズムの把握を通して教育の自立を考えていく。

以上の本論文の構成全体を通して、本論文の目的である植民地における手段化される教育がもたらす文化変容とそれによる人々の自己形成意識のあり方を論証していきたい。

第一部 社会教化政策によるシステム構築と文化変容の諸相

第一章 戦時ファシズム期における社会教化の背景となる諸政策

序

第一部では、大まかに朝鮮植民地教化のために動員される政策の諸相とそれに基づいて手段化されるさまざまな教育の側面という二つの章にわけられる。すなわち、第一章において、本稿の研究範囲である戦時ファシズム期における日帝の支配政策の背景と動機となる大きなイデオロギーの軸を分析対象とする。時間軸にしたがって農村振興運動と国民精神総動員運動及び国民総力運動という三つの大きな流れを中心に、植民地統制システムの構築過程を明確にしていく。そして、植民地朝鮮社会において末端の個々人にまで統括できる全国的な中央組織網の様相を把握する。

これを踏まえて第二章においては、政策の下で行なわれた生活諸般にかかわる諸施策を中心に生活実状を資料とインタビュー証言をあわせて詳細に検討する。植民地社会教化に利用される教育の諸相を精神的な教化のための側面と戦時協力のための側面に分けて、二つの観点から考察していく。

具体的に一節で、社会教化の政策軸を中心に農村振興運動を考察する。1930年代始めから運動である農村における検討を行なう理由は、本研究の対象である庶民とは、当時朝鮮人口の八割が農民であって、庶民の諸般背景が農村であったことを考えると、当時の農村の状況を把握する必要があった。また、本格的な戦時ファシズム政策展開をスムーズにさせる基盤となり、日帝の指示が末端社会にまで届くような仕組みになる経緯と行政の構造が成立されていく過程を明確にしておくためである。

したがって、農村振興運動の理念・目的・内容から、そのイデオロギー上、あるいは政策上の目標を明らかにしていく。その過程で、実際の農村における官僚的な制度や運動における組織網が明確となり、一般的な農民社会が中央行政へと統制されていく実状が浮び上がってくることを示す。

第二節で、国民精神総動員運動について検討する。前節での農村振興運動によって築き上げた統制システムを基盤にして、戦時時局での総動員にかかわる最大のイデオロギーの転換であったことから、それが目指す社会教育・教化システムを明白にしていく必然性があった。したがって、戦時時局における新しい日本人形成の必要による内鮮一体論の形成過程と国民精神総動員運動の理念・目的・内容を分析する。そして、内鮮一体のイデオロギーの転換がもたらす皇民化政策という同化要請を明らかにしていく。

第三節で、国民総力運動に関して分析する。戦争が続くなか日本内地における体制の変化にともなって朝鮮内でも戦時動員体制の強化のために体制の一体化が求められ、国民総力事業へと再編していく過程を詳細に考察する。戦時時局下のもっとも強力な総動員体制として興亜奉公日を始めにすべての生活とかかわる戦争動員体系を明確にすることで、その中での朝鮮人の生活実状が浮かび上がってくると考える。

第一節 農村振興運動による農村統制

第一項 農村振興運動の背景

(1) 農村経済の破綻と農民運動の激化

1910年日韓併合¹とともに植民地となった朝鮮において農村社会の一般的な状況をみると、1912年から1918年まで7年にわたって朝鮮総督府によって「土地調査事業」が実施された。その目的とは、近代的な土地所有関係を確立させることであった。今までの朝鮮での土地所有関係は、ある土地において地主の所有権と農民の耕作権が異なっており、地主が土地を売っても農民はその土地で続けて耕作する権利を認められていた。しかし、日帝は土地調査事業を通してこの二重の権利を停止し、実際に土地で耕作を行っていた農民は今までの耕作権を無くし、小作農へと転換²されていったのである。

朝鮮総督府の土地調査事業による近代的な土地制度の導入は、土地の売買による

土地所有の集中がおこり、日本人の資本家にとっても、日本国内に比べ地価が安く、小作料が高い朝鮮の土地は格好の投資対象となった。つまり、朝鮮での土地調査事業は日本人の土地所有を加速化させ、多くの朝鮮の農民は農地をなくし、小作人になるしかなかった。結果的に、植民地地主・小作関係が確立し、朝鮮農民は没落していったのである。

1920年からは「産米増殖計画」が推進され、土地改良（水利施設、開墾、干拓工事など）と農事改良（品種と栽培法改良、増肥など）の方法を取り入れて実施された。特に、水利組合の設置によって、総督府は莫大な水利組合費を負担させており、この負担に耐えられない中小地主は土地を手放すこととなった。つまり、産米増殖計画は小作料を高め、土地の集中を促進させるという結果をもたらしたのである。そして、産米増殖計画の下での商品貨幣経済は、朝鮮の農村社会に急速に浸透され、それまでの農村の自給自足経済は崩れていった。

1930年の世界大恐慌は、植民地朝鮮の農村経済においても農業恐慌による農産物価格の暴落という形で深刻な打撃を与えていた。1926年には玄米一石当りの価格が約33圓だったのに対して、1931年には約15圓³にまで下落した。すでに農家における現金支出は必然的になった時点で、家計補充のために農業生産物売ることで解決できず、土地を抵当に入れたり、高利貸しに金を借りたりしたが、農家の経営は悪化する一方であった⁴。

以上、朝鮮農民の没落の原因をいくつかの項目に分けて分類すると、以下のようである。

第一に、土地調査事業による土地及び小作制度の欠陥があげられる。多くの面積を独占して小作する者がいたり、小作地の分配が不均等ななかで、農民は小作地の獲得すら容易ではない状況であった。

第二に、産米増殖計画による小作農民の負担過重があげられる。水利組合費を含む各種公課金と生活費の増加である。

第三に、経済恐慌に影響され、農産物価格の暴落による農業利益の寡少とともに農家の負債があげられる。1932年5月細民の総戸数の73%が負債を負っている状況

で、一戸当り負債額の平均は 34 圓 62 銭で細民にとっては相当重い額であった⁵。

このように朝鮮農民は没落していき、農地をなくした農民たちの離農現象が起こり、火田民・土幕民が増加する一方で、日本内地や満州の労働市場に流出した⁶。離農民たちは都市に出て、日稼ぎや工場で働きながら日々を延命していた。彼らの大半が都市の空き地や橋の下で土を掘って、薦⁶⁻¹をかぶせた穴蔵で暮らしたので土幕民と呼ばれた⁷。自殺者や餓死者及び凍死者も増加するという凄まじい状況であった⁸。当時の新聞においても、「惨状中の五千余衆：毎戸に殺到する乞人、一日平均十五人以上。一般の生活状態は漸々現状以下に墜落される中、その貧民巢窟の生活状態を見た限り、貧民窟と言えそうなところで、土城一帯の土幕生活などが一番の赤貧者たちで、彼らはすべて一日一食も碌に食べられない可憐な人生でその数が無慮五千名に達する惨憺な現象だ⁹」と記し、植民地朝鮮での農民の実状を窺うことができる。

1930 年代に入ると日本内地への米穀の輸出が増えて、朝鮮内の米消費を激減させ、庶民の食糧難はさらに厳しくなった。八木芳之助は、「朝鮮産米高は大正三年には一千四百万石であったのが昭和八年には一千六百万石に増加してゐるから、二割弱の増加に過ぎない。然るに朝鮮米の内地への移入高は同一期間に百万石から七百五十万石に増加してゐるから七倍強の増加である。謂はゞ前者は算術級数を以て増加してゐるに拘わらず、後者は幾何級数を以て増加してゐる¹⁰。」と指摘している。

当時の庶民の食生活は飢えたお腹をやっと補う程度で、平常時にはジャガイモ、野草、木の実などにトウモロコシ、粟、オート麦、豆、小豆などの雑穀が少し入ったお粥を作るか、オート麦やそば粉をスープにして飲むのが一般的であった¹¹。当時植民地農政官吏の一人も朝鮮農民の生活貧窮について「深刻よりむしる凄惨」であるとその状況について、「ご飯はお粥で、お米は雑穀で、しかも雑穀は満州からの粟である。しかし、大半はこの満州の粟も購入できず、朝鮮酒の滓や米ぬかを極少量混ぜた野草と野ナムル、または乾いた木の皮を入れて煮込んだ薄いお粥だった。¹²」と記している。

土地調査事業で農地を奪われた次は産米増殖計画によって米穀を収奪された植民

地政策下の朝鮮民の生活は、日々苦しくなる一方で、その状況とは言葉で表せないほどであった。

そのなかでも一番凄まじい状況にあった土幕民のことをあげると、土幕民¹³というのは朝鮮人貧窮階級が都市の一隅に群居して凄まじい貧民街を形成し、市内と郊外の堤防、河原、橋の下、遊閑地など官有地、私有地を問わず無断で占拠して特有の穴蔵を建てて暮らしたのが特徴であった。特に1939年の全国的な大旱魃によって離村する貧農民が多かった。日々彼らの数は増加し、その悲惨さと不潔さは言葉で表せない状況だったとされる。当時京城に住んでいた彼らの生活状況¹⁴に関しては注に記す京城帝国大学衛生調査部の報告内容¹⁵からも読み取れる。

このような生活をする人々は土幕民に限定されたことではなく、「土幕民に類する悲惨な生活をなす者は朝鮮の農村、都市に普く見られ、将来土幕民は之等を源泉とし、根強い勢で継続されるべく、殊に農村からの流入が盛んであらうと推察される¹⁶」という報告内容からも当時の朝鮮庶民の衣食住を含む生活全般がいかに悲惨であったかは想像に難くない。そして、この調査が日本人の教授の指導下で半数以上が日本人学生たちによって実施され、出版されたことから、調査内容の信憑性も痛感できる。

一方、1919年の3・1運動以後社会主義思想の普及に影響された一部の農民たちは日帝と地主に対抗するという激しい小作争議を起こし、革命的な農民組合を結成した¹⁷。また、民族主義勢力も活発な農村啓蒙運動を実施して、日帝と社会主義勢力の農民運動に対抗する農民確保に努めていた。農村の疲弊が続く中、農民たちの生活を擁護するための活動を展開して、農民からの支持を得ていたのである。その代表的な農村啓蒙運動として、1930年代初めの朝鮮日報と東亜日報社の文盲退治運動があげられる。

朝鮮日報は1929年から1934年まで既存の夜学の文字普及運動を組織的に支援するという目的から、休みに帰郷する学生たちを募集して、ハングル教材を配布して農村で初歩的な文字普及運動を実施したのである。東亜日報は1931年の夏から「ブナルド¹⁸運動」を推進した。当時の2千万の朝鮮民衆の内8割に当る文盲者を啓蒙

することを旨としたのである。

1932年の豊作とともに細民の生活は漸次緩和されていき、乞食の徘徊や餓死、一家離散などの現象は減り、若干景気の好転を見せていた。しかし、忠清北道では満州と日本に移住する者が増え、慶尚南道においても日本渡航者が急増している。一方、渡航が阻止されることで乞食や放浪者が多く、道内状況が他の地域に比べ憂慮される状況だと報告¹⁹されている。

もう一つ注目したいことは、京畿道と咸鏡南道での共産主義者による細農の困窮期にいる農民の思想を悪化させることへの警戒²⁰をみせていることである。これらの革命的な労働者と農民運動が植民地体制を脅かしている状況に対応するため、1932年農村振興運動を展開したという側面があった。

既述したように、深刻になった朝鮮の農村経済の停滞と窮乏状況は、自然発生的な小作争議とともに組織的な農民運動にもつながり²¹、農村救済についての社会的な要求を高めた。そして、合法または非合法的な農民運動の主体は農家の経済の破綻状況を改善すべきであるという社会的な要求をある程度受容しながら農民獲得において積極的に競争を展開していた²²。

このような状況は、日帝の朝鮮統治において深刻な問題で、朝鮮内の小作争議及び農民運動を強力に弾圧しながらも一方では、朝鮮農民たちを植民地体制内に包摂する体制安定化政策が至急な課題とされた。したがって、総督府はこれらの農民運動の発展に積極的に対応する体制を取り、警察力を動員させて、いわゆる「特別取締り対策」を全国的な規模で強力に進めていた。同時に、官製農村団体である農村振興会を全面的に設置して農民運動を弱体化させることに努めた。これによって、既存の農村団体は破壊されるか、官製団体に吸収・改良されていった²³。

以上で検討したように、1930年代の朝鮮植民地における農村経済の没落と農民層の分解、小作争議の激増、農民運動の成長及び経済恐慌と日本資本主義の危機といった社会・経済的背景は、日帝にとって朝鮮の農村を再編させるための農村振興運動を実施する重要なきっかけになったと解釈することが可能である。

すなわち、日帝は既存の農村運動を積極的に取り締まる一方で、農民の経済的な

要求をある部分受容しながら、農村振興運動の部落単位の実行組織である農村振興会を設置したのである。農村振興会は、末端の農村社会についての統制政策として、官製組織を通して村落共同体を吸収していった。そして、その内部秩序を植民地的な統制構造へと再編成したのである。

1930年代におこった農村振興運動は、日帝が直面したこれらの危機を一斉に打開するために立案された運動で、朝鮮総督府の中心施策であった。朝鮮総督府は農村振興運動を展開させながら、同時に各種の植民地教育政策を実行していった。普通学校の拡充、職業科目の強化、簡易学校の設立と普通学校卒業生の指導、そして農民訓練所の設置など、植民地教育の拡散とつながっていた。この一連の動きは、教育を普及させ、植民地統治の手段として利用しようという植民地教育政策への変化を意味している。

つまり、農村振興運動を通して、今までの部落統制組織の区域と機能をより整備して農民の生活全般にかかわり、しかも全国的な規模とし全朝鮮農民対象と拡大していったのである。このような全体農村部落についての統制網を構築することで、農民運動勢力による農民包摂の可能性を遮断することができ、戦時体制に備えての農村秩序を再編成させていくことを可能としたのである。

第二項 農村振興運動の展開過程

(1) 農村振興運動の組織体系の整備

既述した農村経済の没落と農民運動の激化とともに、1930年代に入ると日帝は、満州事変と大恐慌による様々な混乱によって対外的に緊張感を増幅していた。日本内地と朝鮮社会内において非常時という言葉が蔓延している状況であった。

ここで、日帝が取った「非常時政策」²⁴とは、経済恐慌、特に農村恐慌による農民の没落を総動員体制確立へと收拾すると同時に対外危機にも対処する体制を形成することであった。したがって、農村救済と関連して部落単位で農民を組織し、国策が要求する方向に合わせて民衆を動員できる基盤を構築することが必然となった

のである。これらの動向は植民地朝鮮にも影響を与え、農村経済の打開方策として農村振興運動という新しい農村統制策を実施するに至った。

1931年6月朝鮮総督に就任した宇垣一成は、植民地朝鮮では日本の大陸侵略に相応する協力体制を確立すべきだが、朝鮮の貧困な農民の存在は朝鮮統治において大きな憂患で、農民の生活安定と向上を油断しては朝鮮における準戦時体制を望むことはできない²⁵、と考えていた。そこで、彼は朝鮮農村社会での危機を契機に、以前と異なる全面的な植民地的秩序に改変しようとした。これは、農村経済の再建を目標としながら、農村振興運動を展開することであった。

宇垣総督は1932年7月道知事会議において農村振興運動の趣旨と方針を明らかにし、総督府事務分掌規程を改定した。そして、新しく設置した農林局は農務・土地改良・水利・林政・林業の各課において農林行政を一括させた。

同年9月30日総督府に朝鮮総督府農村振興委員会が設置された。今井田政務総監を委員長とし、10ヶ局の局長を委員とする農村振興運動の中枢機関であった。ここで、さまざまな計画が立てられ、政務総監と総督の決裁を受けて各地方に示達したのである。9月から10月に掛けては各道・郡・島・邑・面において農村振興委員会を設置した。その全国的な組織体系をみると、総督府 総督府の農村振興委員会

道の農村振興委員会 郡島の農村振興委員会 邑面の農村振興委員会という段階に設置されていた。各段階の行政機関の長が委員長となるため、実質的に地方行政機関と農村振興委員会は一体であった。その組織体系とは、行政末端の単位である面の農村振興委員会は委員長である面長と面書記が中心になり、面の下の行政補助機構である洞里においては区長が振興会の会長を任された。これで、農村振興運動を通して植民地政策が最末端の農村社会である洞里にまで及ぶ体系として形成²⁶されたことになる。

11月10日には「国民精神振作の大詔渙発記念日」を期して物心両面の運動として農村振興運動が展開された。そして精神方面の指針として別途に「民心作興施設実行綱目」を発表した。以後、総督府の各局長たちは農村振興運動の展開状況を把握するため、全国に分けて巡回し、その結果を総督府に報告した。この報告を基礎

にして、「農山漁村振興計画実施に関する件」という政務総監の通牒をだして、農村振興運動は本格的に始まったのである²⁷。

以上のような全国的な組織体系を形成することによって、総督府中央から面と洞里に至るまで縦の組織網が成立し、各段階の機関においてもお互い協力し合い横にもつながることで、日帝にとっては朝鮮人に対する統制力を倍加²⁸できた結果となった。つまり、朝鮮人にとって農村振興運動は、酷い農業恐慌より相対的に生活安定を提供してくれた運動でもあった。結局、農村振興運動はこれらの朝鮮農民の心理変化に食い付いて、朝鮮を準戦時動員体制に再編成するために出したイデオロギーであり、皇国臣民なる資格と矜持を認識させることに活力したと解釈できるだろう。

しかし、総督府の方針は道・郡島を經由して、邑面・洞里までやっと届くという状況で、一番重要視される個々人の民には十分に届かなかった。部落改良組合は部落または団体本位の施設拡充に重点をおいたため、官の政策が意図した通り末端の行政機構による農民統制には限界があると総督府内においても指摘された²⁹。

(2) 農村振興会の設置と農家更生計画の実施

このような状況を受け、総督府は農村振興運動の対象として以前に比べ個々の農家と農民に重点をおき、部落と邑面における官の支配力を拡大していった。部落の強化と各戸をよく把握するために、自然部落を基礎とする農村振興会を設置した。そして、農村振興会を面の指導下におけることで、普段から生活上の関係をもつ者同士と部落を基礎とし、末端農村への支配力貫徹の補助手段となった。つまり、下部組織としての農村振興会を通して農村の末端まで統制できるシステム構築が可能となった。その具体的な内容をまとめると次のようである。

第一に、農村における生活習慣を改変するにおいて、部落という集団を対象に指導する方がより効果的である点があげられる³⁰。つまり、慣習を含む生活改善は、一人ひとりを相手にするより、農村振興会を通じた官の統制とともに部落的な制裁

の方法を取り、行政浸透に作用したのである。

第二に、農業とはもともと共同が必要で、部落を単位にして営農を改善して、実績をあげた点である³¹。農村振興会を通した部落共同体の組織と設置は農業経営と農村の発展のために必要であると認識させたのである。

第三に、従来から部落民共同の力で成し遂げてきた共済事業を植民地支配論理に活用³²した点である。その例として冠婚葬祭において必要な人的・物的資源の調達には村落の共同事業の重要部分を占めており、この事業を農村振興会が主幹して、地方の有力者の指導下で進められたということは、農村振興会に対する部落民の対応の内的動機を誘導するのに十分なものであったと考えられる。

第四に、規制装置として「除名」を追加して、住民同士の自治関係を維持させた点あげられる³³。振興会の事業に従わない者に対して戒告、違約金の徴収といった罰則に加え、除名が追加されたことは、振興会が区域内で強力な力を発揮しており、有力者が中心人物であることを考えると、部落内での除名とは農民にとって生活の基盤を喪失することを意味しており、家の存続に強くかかわるものであった。

第五に、農村振興運動において大きく強調されており、村落社会の共同体意識の所産である備荒貯蓄³⁴があげられる。春窮期を始め農民の共済施設であり、これによって農民たちが高利貸し業者に依存することを減少させることが可能で、農民たちは自然に農村振興会に編入することになったと考えられる。

このように既存の部落社会における共同体意識の所産である部落の社会的機能を農村振興会の事業として代替させていたので、全朝鮮の農民は総督府下の農村統制政策に応じざるを得なくなったのである。つまり、既存の自然部落を基盤にして植民地権力は官製部落組織を設置していき、従来からの部落社会の自治力を拡大させ、官の政策浸透を容易にさせることを図っていたのである。

以上で、農村振興会の本質はいわゆる自治の名の下で、朝鮮民衆を植民地体制に内化させるための手段であることが明らかになった。そして、振興会の実施と規制のなかで、農民の生活は精神面及び行動面の両方で制裁を受け、その分農民たちの民族運動を事前に封鎖する意図も含まれていた。また、農民の基本的な日常生活であ

る衣・食・住すべてが農村振興会の事業とかかわっており、村落社会の慣行として続けられてきた共同事業と共同体秩序を振興会の事業として代替させていくことで、思想などは別として、今までの村落のなかで生きていくためには協力していくしかなかった状況が読み取れる。

さらに、1933年から農村振興会の区域と一致する更生指導部落を一面に一部落規模として設定し、各戸ごとに農家更生5ヶ年計画が樹立された。農村振興会は更生指導部落を中心に全体農村部落を対象とした。区域内の各種在来の朝鮮の伝統的な相互扶助組織である契と組合などを撤廃または統合して、農村振興会に代替³⁵させていったのである。1940年10月朝鮮の全部落のうち農村振興会は81%以上設置され、更生指導部落は約40%、指導農家は約27%³⁶という数字からも、ほとんどの部落が植民地統治システムに組織されたことがわかる。

農村振興会の役員構成は、会長を始め副会長、実務幹事において、各自生活改善と農事改良、負債整理などの任務を担当し、会員である農民は5人組み単位に組織されて、幹事が各組の組長を兼ねていた。そして、会長としては面の下の行政区域である洞里の区長を始め、資産家または更生成功者である中堅人物が多く³⁷、区長は、面と農家の間で行政業務を伝達・施行する役割を担っていた。

1933年3月7日、農村振興運動の内容が部落または団体を対象とする一般的で共同的な公共事項に偏っていることの反省から、個々の農家の更生計画についての指導と同時に部落的指導を並行するという原則の通牒を下した。つまり、日帝は農家に経済の緩和の可能性を感じさせることで、個々農家の経済・精神両方面の更生を基礎として健全な部落を建設し、これの拡充によって面の完成ができ、結果として植民地地方支配の完成を意図したのである。

この通牒を受けて、1933年各面に一個の指導部落を選定し、食糧充実・収支改善、負債整理を3大目標とあげ、農家更生5ヶ年計画を実行した³⁸。

更生指導部落の担当は、面の農村振興委員会を中心に学校・警察・金融組合・漁業組合・水利組合などが協力して指導するのが一般的で、学校・金融組合などの機関が個別に担当部落を持つ場合と部落の指導は邑面で担当し、他の機関は各自援助

協力するという類型もあった。更生指導部落の指導農家は平均 30 から 40 戸を設定していた。そして、5 ヶ年計画を樹立しない農家も農振会を通して一般的な奨励事項に従うよう指導された³⁹。

農村振興運動は言及したとおり農村の経済更生運動の形を取りながらも、日帝の総督政治が一番広範囲にわたっていた。しかも全国的な組織を持って強力に展開された精神運動でもあった。農民の経済生活だけでなく、教育・思想・社会教化・その他各方面についても大きな波動を起こした⁴⁰。農家の更生上、現在資金と物資において著しく欠乏している貧農階級については、精神指導の効果より資金の融資と物資の配給など物質的な援助が最も効果があるのは確かである。その経済方面の政策を基礎にして、精神方面の支配を図ったのである。つまり、農家更生 5 ヶ年計画は個々農家の生活経済に立脚して樹立され、その実行が指導されていたのである。

朝鮮警察新聞⁴¹のコラムにおいても、朝鮮の焦眉の急務は鮮人側主義者に対する思想上の善導問題で、過激な思想を持っている階級を教化、善導するには社会的に善風を作興して、勤労愛護の精神を培養させ、自力更生的に生活の活気ある要素を提供することである。農村振興運動の方法を採用したのも一方策であるとその意図を示している。

農家更生 5 ヶ年計画によって活発に展開されたのは、縄刈副業と堆肥製造である。しかし、1930 年代の農産物販売の増加とともに内職による縄刈販売の増加は、自給自足から消費を増大させ、結果的に農家経済の商品経済化の主な原因となった⁴²。

商品としての縄刈作りの内職収入は、耕作地を持たない零細農ほどその収入に対する依存が高かった。全体区域の農家に対して全家族勤労で縄刈を作らせており、供出に関するインタビュー証言においても縄刈供出が一番大変だったという意見が多かった。副業は農村振興運動の主な事業の一つとして、更生の可能性について強い信念を持たせることで、農民にとってこの経済的な理由は農村振興運動に編入する内的動機となった。

従来の日帝の政策が非組織的であったことに比べ、1932 年から始まった農村振興運動は全朝鮮の農村を対象とする官の指導と組織力による国民運動という強力な組

織力をもつものといえるであろう⁴³。つまり、農村振興運動は単純な経済運動ではなく、物質生活から精神方面に至るまで農村全体の生活にかかわる実践運動として、生活の根底にまで統制の手が届いた組織的な運動である。

すなわち、農村振興運動は農民精神の昂揚、営農法の改革を通して農村社会における日常生活と風習を変化・改善させる組織的な運動であった。そして、組織的な訓練をとめない、朝鮮の伝統的な慣習と風俗などを変化・改変させようとした。

朝鮮総督府は農村振興運動を展開させることで農家の更生と同時に朝鮮全土に体系的に統制と管轄の網を構築させて、全国的かつ末端部落社会の農民を包摂させていたのである。

第三項 農村振興運動から農山村生産報国運動へと拡充

1930年代後半になると日本内地では軍部の指導下に在郷軍人会及び右翼団体が全国的な国体明徴運動を展開していた。そして、日本の政治は急速にファッショ体制へと転換され、天皇を中心とする国家体制を民衆のなかに広く浸透させていた。この国体明徴運動は自由主義・個人主義的な傾向を遮断して、大衆的な思想的基盤を全体主義に向けたファッショ的国民統合の条件を備えていた⁴⁴。

一方、植民地社会においては帝国主義の矛盾によるファッショ体制の登場に対応して、民族統一戦線が形成⁴⁵されつつ、朝鮮内においても思想運動が持続的に展開されていた⁴⁶。

このような内外情勢に対処するため、1935年から10年間の朝鮮全体部落に対する更生指導部落拡充計画が進められたのである。しかし、部落の数に比べて官の指導力は人員と経費の面において制限されており、日帝は朝鮮民間の中堅人物⁴⁷を活用することで官の指導網を補強して支配力を村落社会まで拡散させることを図った。結果的に、植民地権力は中堅人物が中心となって部落民の共励組織を具体化し、部落を自律自治の共同体に再編しようとしたのである⁴⁸。

1935年からの農村振興運動の拡充は、指導部落の全国化・指導農家の全面化とい

う準戦時体制から戦時体制へと発展させる基盤を完成させるためと考えられる。戦時体制への準備は朝鮮社会の農民に負担を拡大させるもので、そのための農村振興運動を維持・拡大するためには植民地権力だけでは不可能であって、農民の自発的な協力が必然的であり、日帝はより一層部落共同体と部落自治体を強調するようになったのである⁴⁹。

朝鮮総督府は朝鮮人民衆を農村振興会へと編入させる内的動機を誘発させるためのさまざまな装置を練っており、1934年の朝鮮農地令の発布とともに規制力を強化し、農村振興会と会長に多くの権力を持たせていた。農村振興会の強化は、部落内の民衆の生活が農振会を中心に展開されることを意味しており、農振会の事業を農民自身の生存と直結させることで、いわゆる農民の自発的な参与を誘導した。そして、部落共同体とはすべての構成員が参加することで完成できるものとし、婦人と青年に対しても、農振会の下部組織によって別途に統制したのである。

以上、日帝は農村振興運動の拡充段階で全体農村について官の支配力を拡大・深化し、官の行政力が円滑に末端社会にまで届くように、農民の自主的な参与という形式を取っていたことがわかる。

1937年の日中戦争を契機に、今までの農村統制政策であった農村振興運動はその政策上の性格を本格的な戦時体制へと転換した。それは、植民地朝鮮に対して戦争遂行のための兵站基地として全面的な協力を要求するものであった。既存の政策をより強力な戦時動員体制へと拡充させていき、農村振興運動においても例外ではなく、生業報国⁵⁰を掲げ、戦時体制と一体化されていた。つまり、農村振興運動が内鮮一体つまり皇国臣民化論と関連付け、個々民衆生活の安定向上を企図すると共に内鮮一体の国民的自覚を促進することを目標とした点である。

また、1939年の農林局長は、「農家の更生も部落の振興も、皇国臣民たるの自覚と、国家観念の基礎の上に立ってこそ、真の更生、真の振興と称する」と訓示⁵¹しており、内鮮一体論が農村振興運動と関連づけられていることを明確にしている。

農村振興運動は、個別農家の自力更生の累積によって村落が総体として更生し、村落の構成の累積によって朝鮮農村総体の更生が達成されるという発想を基礎にし

て実施されてきた。したがって、戦争遂行のための増産という新たな政策課題に、従来の振興運動の政策手法のままで応えることは不可能となったのである。そこで、総督府は「自家、部落の犠牲をも、敢えて辞せざるの心構⁵²」を農民に求めざるをえなくなったのである。戦時体制下での物資動員政策への協力、つまり報国という条件に個別農家の経営と家計を更生させる「生業報国」というスローガンで意味づけしたのである。

すなわち、日中戦争期になると農村振興運動は、「内鮮一体」=「皇国臣民化」を前提に、それを推進する政策手段として位置づけられ、政策上の性格を当初と大きく転換させることに至った。日中戦争期の内鮮一体や生業報国という皇国臣民化のイデオロギーは、朝鮮農民に、皇国臣民としての分別、つまり自己犠牲の精神を持って行動することを要請するものであった。

このような政策の変換は農村振興運動の限界点と当時日本内地で展開されていた国民精神総動員運動と重なる部分が多く、結局朝鮮内においても農村振興運動から国民精神総動員運動へと変わる背景となったのである。

振興運動を大幅に上回るスピードで国民精神総動員による農村の組織化が行われる過程で、「田舎二行ツテ見マスト、農村振興トカ国民精神總動員聯盟トカ、...(中略)...ヤッテキルコトハ殆ド似タリ寄ツタリデ馬鹿ゲテキル...(以下省略)⁵³」という状況のように、両運動の間には末端に至る時、相克することが多くなった⁵⁴。農村振興運動は物心一如の運動であるが、その精神的な指導においては、国民精神総動員連盟の示す指導原理の目標に順応誘導する⁵⁵とその役割を示していた。そこで、両運動がそれぞれの行政によって個別に所轄されるべきだが、実質的な面では、部落指導が面書記にとって過剰負担となっているという投書⁵⁶のように事務処理の限界をあげていた。

しかし、農村振興運動が農家更生のための物質的な基盤を整備するという課題より、精神的な指導に傾いてしまったことから、結局、上記の役割配分も成立せず、農村振興運動は国民精神総動員運動に対してその独自性を保つことは困難となったと考えられる。

第二節 国民精神総動員運動と戦時動員体制の樹立

第一項 社会教育・教化に関する行政の改編

ここでは、植民地朝鮮において国民精神総動員運動を中心に戦時動員体制に移行する直前に、社会教化のための諸システム構築において農村振興運動に続き、行政機関の改編過程について考察する。

朝鮮総督府による施政後、植民地朝鮮においての社会教育・教化事業は、各般施政の進展とともに順調な発達をしてきた。しかし、1937年の日中戦争を契機に日帝は非常時局に直面し、植民地朝鮮の負担は重大となった。朝鮮総督府は、その緊要なる役目を認め、特に施設拡充に努めた。

植民地朝鮮においては1919年に初めて社会教化に関する機構が形成された。同年7月朝鮮総督府内務局に社会課が設置され、続いて道においても内務部に社会課を新設した。社会課では社会事業と社会教化という両方の事務を取り扱った。

しかし、1932年朝鮮総督府の社会課は内務局から学務局に移され、宗教課の廃止と同時にその事務を合わせて取り扱うこととなった。

そして、日帝は社会教育政策をより効率的に遂行するため、社会教育行政制度の整備に取り掛かり、1936年に社会課に属する事務を内務局に移管し、社会教育・教化の事務は学務局に新設した社会教育課において取り扱うこととなった。社会教育教化に関する事務は漸次統一整備されていき、施策として青年訓練所の拡充、教化団体の指導統制、青年団の指導方針確立、思想の善導などが講じられた。

一方、道に設置した社会課は1925年の財務整理によって廃止され、その事務は内務部地方課に移管された。また、事務の性質によっては学務課に分属し、なお農山漁村振興運動にともなって、道費の教化委託または地方改良主事などの職員を郡島に配置することも生じていた。府においては、多くの場合内務課にしているが、京城府では社会課を設けた。

それでは、朝鮮総督府の社会教育課においては具体的にどのような事務を管理し

ていたのかその所管事務と学務局傘下社会教育課の機構を参考に詳細な項目をみてる。

「社会教育課の所管事務⁵⁷

- 一、社会教化に関する事項、すなわち、国民精神、思想善導、青少年団・青年訓練所、婦人教養、啓蒙教化、図書館・博物館、經学院及び明倫学院、生活改善などの管理である。
- 二、地方改良に関する事項である。
- 三、社会体育に関する事項である。
- 四、郷校及び郷校財産に関する事項である。
- 五、宗教及び殿陵享祀に関する事項である。
- 六、寶物、古蹟、名勝、天然記念物の調査及び保存に関する事項である。
- 七、教化団体に関する事項である。」

表(1 - 2)社会教育・教化の機構 (1937年7月⁵⁸)

学務局						
社会教育課						
庶務係	教化係	地方改良係	体育係	宗教係	古蹟係	金剛山探勝施設調査係
庶務、 豫算、 會計	教化、 図書館、 生活改善	地方改良	体育、 体育団体	宗教、 殿陵、 享祀	寶物、古蹟、 名勝、天然記 念物調査保存	金剛山探勝 施設調査

以上のように社会教育課において七つの機構を中心に各自所管事務を履行しており、綱領内容から社会教育・教化事業が目的とするものに関して検討する。社会教育・教化のためには、国民精神の作興、公民的教養と生活改善及び体育運動の向上という大きく四つの概念があげられている。

第一に、朝鮮植民地統治の理想を実現する根本である国民精神の作興⁵⁹があげられる。物心両方面の開発向上を図り、各種教化施設を通じて国民的自覚を喚起し、国民たる性格と資質を錬成して民心を作興することを意味する。特に目的達成のために努力すべき事項として、国体明徴、敬神崇祖の志操涵養、心田開発、徳教振作をあげている。ここで、「心田の開発」という抽象的な概念は、具体的に何を指すものであるか、次にあげる総督府の項目⁶⁰で把握できる。

- 「 一、國體觀念を明徴にすること
- 二、敬神崇祖の志操及信仰心を涵養すること
- 三、報恩感謝自立の精神を養成すること 」

そして、その実行⁶¹については、

「宗教各派並に教化諸團體は相互連絡提携し以て實効を擧ぐることに、指導的立場にある者は率先之に努め範を民衆に示すこと」

などとし、1934年1月から数回にわたって、内鮮佛教基督教各派代表及び教化関係者の会合を開き、この実施について協議し、僧侶の覚醒教養布教など、宗教家の活動を促すなど各種施設を講じて心田の開発に努めていた。

第二に、公民的教養⁶²があげられる。

「今日の如く国家の機構が統制せられ、社会組織が全く有機化したときに於いては、民衆をして國民の一員であるといふ自覚を喚起し、其の分擔を果し其の使命を遂行せしむる為、個人的修養を積ましむると共に公民的教養訓練を興へることが緊要である。...(中略)...個人の福祉を増進せしむる所以であり且つ又國家社会の文化の向上に貢献せしむる所以である。(以下省略、傍点：筆者注)」

と記し、国家社会の文化の向上という名目下に公民的教養を訓練させるため、朝鮮民衆を動員させたのである。しかし、朝鮮の伝統的な文化とあいまって、生活習慣を含む本来の文化から異文化へとの強制にはなじめないのが現状であった。

第三に、生活改善⁶³に関しては、国民精神の作興とともに、修学習業、虚禮廃止、儀禮準則、時間の尊重、色服の着用と断髪、勤儉治産、保健衛生などの施設を講じて、その実績をあげることに努めた。これは後ほど、国民精神総動員運動とも重なって、もっと具体的な必行準則となってその実践を強要されることとなる。

第四に、体育運動の向上⁶⁴を国家興隆の源泉とし、国民の体位の向上と活動力の増進を強調した。特に青少年に対して体育運動を奨励し、不撓不屈の精神を錬成することに努めた。これは、国民精神の涵養と国民教養の中軸となることで、国民の体位を向上させて戦時協力に動員するという、当時の戦時時局という状況から考えて、必然的なつながりであったに違いない。そして、学校の生徒・児童及び一般青年層とその他の民衆に至るまで、各種の施設を講じて体育運動による国民身体の健康と活動力の増進に努めたのである。

1940年代に入ると朝鮮における社会教育教化の事業は以前に比べ活発となっていく、今まで分散して管理させた社会教育の業務を社会教育課に一元化したのである。その所管事務⁶⁵は、社会教育及び社会教化に関する事項、青少年及び青年訓練所に関する事項、図書館及び博物館及び朝鮮美術展覧会に関する事項、經学院及び明倫学院に関する事項、郷校財産に関する事項、宗教及び亨祀に関する事項、寺院及び寺刹に関する事項、寶物、古跡、名勝、天然記念物等の調査及び保存に関する事項などがあげられている。そして、戦争末期に至っては創氏改名、朝鮮語使用禁止、志願兵訓練、勤労報国隊に関する業務、国民総動員に関する業務など⁶⁶にまで管轄し、いろいろな戦争遂行のための支援機能を担当したのである。改めて一元化された社会教育課の機構を表で示すと以下ようになる。

表(1 - 3) 社会教育課の機構⁶⁷

朝鮮総督府 学務局							
社会教育課							
保存係	宗教係	体育係	地方改良係	文化係	青年教育係	教化係	庶務係
博物館、 寶物、 古跡、 名勝、 天然記念物等 ノ調査 及保存	布教、 寺院及 寺刹 事務	一般 体育	地方改良、儒道 經学院、 明倫学 院、郷校 財産、殿 陵、享 祀、祠宇 書院	鮮展、映 畫教育、 音楽、図 書館	青年団、 青年訓練所、中 堅青年 修練所	他係二 属セザ ル社会 教育	庶務、予 算、会計 事務

以上、朝鮮総督府は社会教育・教化に関する組織体系を改め、戦時時局に向けての行政を整えていったのである。具体的な事業⁶⁸のなかで幾つか注目できるものをあげると以下のとおりである。

第一に、地方改良として、今までの農村振興運動とともに部落振興造成、国語普及、婦人教養、農村婦人指導要領、農村娯楽などに集中して農村教化に努めた。

第二に、諸般の社会教育施設を通じた成人教育に力を注ぎ、国民精神作興、皇国臣民の誓詞の普及、愛国日の制定実施、生活身体的确立、巡回講演、社会教化功勞者の表彰などを行った。

第三に、社会教育課に青年教育係を新たに設けて、青年団及び青年訓練所を中心とした青年教育に努め、中堅青年を養成するための中堅青年修練所を設置した。

第四に、文化係と保存係を中心に従来からの図書館及び博物館を補充し、その活

用を通した、民衆教化に努めた。

第五に、その他、皇国臣民体操の普及とラジオ放送教化に努め、社会教化資料の編集・刊行物の配布、講演会・講習会及び啓蒙施設などがあげられる。

以上、朝鮮総督府は戦時時局を迎えて植民地朝鮮において社会教育・教化のための行政を一元的に整え、農村振興運動に続き、国民総動員運動による戦時ファシズムイデオロギーを構築する基盤を作っていたのである。

ここで社会教化のためにあげていた諸項目の具体的な実践に関しては、次章で改めて各項目別に詳細に検討し、全朝鮮における社会教育・教化事業を通しての庶民の文化変容について考察を進める。

第二項 国民精神総動員運動の実施背景

日中戦争と共に戦時ファシズム期に入った植民地朝鮮において、今までの農村振興運動と社会教化行政を基盤に朝鮮総督府は新たに国民総動員体制に入ることとなる。本項では、国民精神総動員運動の直接的な背景となる日本内地での国民精神総動員運動と朝鮮内での国民精神総動員運動の発足までの背景について考察する。

日中戦争による戦争の拡大は、日本内地で治安対策を強化する前提として国家による国民の組織化が強行された⁶⁹。国民の戦争熱を高揚させて、国防国家体制の建設を実現ため大規模に戦時統制法と国民精神総動員運動及び産業報国運動など官製国民運動を展開した。

1937年8月24日、日本内地で「国民精神総動員実施要綱」が決定された。そして、10月12日「国民精神総動員中央連盟」の結成⁷⁰と共に、積極的に全体主義・国民主義の勃興と国体本義に基づく臣民の天皇奉仕のため、本格的に国民精神総動員運動を推進した⁷¹。

国民精神総動員運動は、戦争遂行のための基礎作業として舉国一致・盡忠報国・堅忍持久を指導方針⁷²とし、全国的な国民運動として広めていくことで天皇制イデオロギーによる国民の思想統合と団結を図り、それを通して国民を自発的に戦争体

制に動員するという政府主導の精神運動であった⁷³。

この運動は国民精神総動員中央連盟を中枢機関とし、その実行において、情報委員会と内務省及び文部省を計画主務庁とし、各省が協力し合う仕組み⁷⁴であった。地方組織としては、同年 10 月 6 日に道府県単位の国民精神総動員地方実行委員会が結成され⁷⁵、民間人の参加を積極的に誘導した。この中央と地方の組織体系から、日本内地での国民精神総動員運動は、政府主導の官製運動として出発したにもかかわらず、民間団体の参加を促す仕組みであって、表面上には民間からの自発的な運動とも考えられる。

しかし、1938 年からこの運動に対する批判論⁷⁶が出始め、上からの官僚主義的・形式主義的な運動にもかかわらず、下部組織が脆弱であるというのが重要争点とされ、結局、民間運動を主張する側と徹底的な官製運動を主張する側の対立状況に至った。その解決案として、同年 7 月 29 日、国民精神総動員運動に関する企画と指導の権限を内政会議に一任した⁷⁷。そこで、民間人主導という形式から政府特に内務官僚と警察主導という形式に変わった。

日本内地でのこの方向転換の後に、朝鮮で国民精神総動員運動が始められた。したがって、朝鮮での国民精神総動員運動は日本内地での民間主導形式による下部組織の脆弱さを見本に、最初から徹底的に官主導の下で、行政組織と完全一元化された地方組織を持って出発したのが特徴といえる。

1939 年 3 月 28 日には「国民精神総動員委員会」を設置して、今まで内政会議が担っていた権限を一任⁷⁸することで、より政府の主導権を強化させていった。また、同年 4 月 7 日には「国民精神総動員新展開の基本方針」を決定し、「東亜新秩序の建設、国民精神の昂揚と国家権力の充実發揮、奉公の誠を尽くす」という三大綱領⁷⁹を採択した。そして、内務省の指導の下で道府県庁内に国民精神総動員運動の主務課を新設する措置を取った⁸⁰。これらの地方組織の整備とともに、国民精神総動員運動は実質的に内務官僚と警察によって推進されるシステムに確立された。

1940 年 4 月 24 日には今までの国民精神総動員委員会と中央連盟を廃止して、新しく国民精神総動員本部を設置して首相が本部会長となり、そして地方本部を設置

し道府県知事が本部長となった。また、国民精神総動員運動の下部組織として、内務省を中心に部落会、町内会などを整備する方針⁸¹が立てられ、隣組、隣保班などの組織も本格的に編入されていった。以後、国民精神総動員運動は日本内でのさまざまな政治状況と噛み合っただ政翼賛会の成立に繋がったのである。

以上、日本内での国民精神総動員運動は、国家による総動員体制で国民動員政策を実行したことで、一時的な宣伝教化活動で終わらず、地域の国防体制化を目的に国民を組織化していくことが特徴である。つまり、政府が地方行政機構を通して末端の国民の全生活を統制下におきながら、動員体制を構築したものであった⁸²。

さらに、朝鮮で国民精神総動員運動を発足させる背景を考察していく。

植民地朝鮮での国民精神総動員運動は、日中戦争の勃発を機に内外的な情勢変化に影響されるが、日本内地で始められた国民精神総動員運動がその直接的な契機となる。既述した日本内地での運動の特徴を継承しながら、むしろそのファッショ的性格が一層強くなった。それは植民地という状況からみて、想像しえるものである。

日中戦争は、日帝にとって植民地朝鮮への新たな認識と戦争遂行の兵站基地として位置づけさせる契機となった。植民地朝鮮に新しい役割が期待されはじめ、具体的には物的及び人的に朝鮮人を戦争に動員させるのが最大の課題となった。

しかし、同時に朝鮮内で植民地支配に対する抵抗が続けられていた現実には、日帝の観点からみて、朝鮮人を戦争に動員するには思想的面など多くの危険性を内包していると捉えられていた。当時の日帝の危機意識をよく表している裁判所と検事局の監督官会議の諮問事項答申書⁸³を通してその状況を把握していく。

海州地方法院長は「朝鮮民族意識の排除に勇敢に邁進すること⁸⁴」を主張している。彼の言葉を借りると⁸⁴⁻¹、「現今朝鮮の過激思想運動は、1930年前後に朝鮮民族運動に対する持続的な弾圧と農村統制政策、日中戦争による戦時影響などで、表面上ほぼ凋落したように見えるが、不逞鮮人が巧妙に偽装戦術で潜行的に執拗な闘争を実施しており、胸のうちには朝鮮独立思想」を隠している。したがって、朝鮮民衆に「国体明徴を徹底させ、朝鮮独立思想の根源である民族意識を排除し、日本精神を悟らせる」ことが急務で、朝鮮民衆には「他の東亜民族を誘導、啓発してその

福祉を増進すべき重大な債務」とし、異民族に対する統治者としての役割を宣伝し、それに相応しい日本人化を強調していると記した。

以上のように 1937 年の朝鮮社会の状況は日帝としては戦時体制を構築するのに憂慮するものであった。日帝の国体観念を朝鮮民衆に強調するため、その具体的な手段として、各道に思想浄化機関の設置⁸⁵、社会教化施設の普及⁸⁶、教育施設の完備及び信仰心の養成⁸⁷などを行った。

また、旧陸海軍文書においても、「朝鮮民族の対日思想と皇国意識は朝鮮の防衛上看過できない重要問題で、直接背後の大陸兵站地域としての使命を負荷されている関係から、半島民心の善導が現在重要な焦眉の大問題である⁸⁸」と当時の朝鮮の現実を認識し、いかに思想教化の必要性を痛感していたかが読み取れる。そして、当時の植民地統治について朝鮮人の意識状態に対しても、「密かに底流している朝鮮民衆の反発、自棄的思想の儼存は重大危局の勃発を覚悟すべき現在の情勢…(略)…半島民心の善導に貢献すると同時に朝鮮の防衛を安固に続け、皇国国防の完璧に裨益することを期する⁸⁹」と、密かに底流する朝鮮民衆の反発と自棄的思想というものも無関心を装った朝鮮民衆の抵抗意思として認識していた。

戦争遂行のための思想の統制、意識の動員問題は植民地朝鮮だけに限定された問題ではなく、日本内地の場合も戦争に対する関心の高揚につれて引き起こる経済的・精神的負担は大きくなる一方であった。しかし、上で述べたような日帝の朝鮮に対して持つ危機意識とは、日本内地人に対して持つ意識と質的に差があると考えられたのである。すなわち、日帝のさまざまな皇民化政策の実行にもかかわらず、大多数の朝鮮人たちは日帝の植民統治について批判的な気質を持ち、無関心を装って無言の抵抗を示しているのが現実状況であった。

このような戦争に対する朝鮮人の無関心の中で、戦時時局という時代状況は、日帝が朝鮮人に対して精神的・物質的な動員を要請せざるを得ない局面を迎えており、南次郎総督の赴任とともに宇垣総督の内鮮融和精神を根本から批判し、内鮮一体政策に転換させて、強力に推進させる契機となった。

日帝は朝鮮での内鮮一体政策への転換のため、まず、朝鮮人に対して情報と思想

の統制措置を取った。1937年7月15日の臨時道知事会議で、「半島民に時局の重大性を徹底的に周知させ、日本帝国の指導的地位を内鮮一体の半島民衆に確認させることと支那の全貌を一般に理解させること⁹⁰」を時局方策として明かした。

その目的を遂行するため、1937年7月22日総督府内に「朝鮮中央情報委員会」が設置された。この組織は朝鮮での情報開発と宣伝に関する重要事項を調査・審議して、開発と宣伝の連絡調整を企む最高機関⁹¹となった。そして、朝鮮中央情報委員会は、日本内地での国民精神総動員運動が翌年朝鮮で本格的に始められるまでの準備作業としての役割を果たした。その例として、朝鮮人から戦争に対する積極的な支持を引き出すため、その基礎となる言論機関における思想の統制と意識の動員にもっとも力を注いだのである。

朝鮮中央情報委員会の組織構成は、委員長に政務総監、委員に総督府各部局長と官房課長、そして、臨時委員として軍部側から朝鮮軍参謀長、鎮海要港部司令官、朝鮮憲兵司令官などが参加⁹²していた。この委員構成からみて、朝鮮中央情報委員会は総督府の思想と情報に関する対策を遂行すると同時に、戦時下の戦争協力体制を確立するために組織されたと解釈できる。

また、この委員会での決意によって「朝鮮中央情報委員会幹事会」が設置され、朝鮮中央情報委員会から委任を受けて、時局にあわせた情報宣伝に関する事項を審議処理する役割を担っていた。総督府文書課長を幹事長とし、関係課長及び関係事務官を幹事としていた。つまり、幹事会は、朝鮮人たちの思想統制のため具体的な研究と協議を主な内容とし、ここでの協議事項は総督府のさまざまな主務局を通して朝鮮全体に施行されるという仕組みであった⁹³。

朝鮮中央情報委員会と幹事会の事務局として実際に情報宣伝事務を扱うのは、総督府の官房文書課であり⁹⁴、その下に情報係と報道係をおき、思想と認識の統制及び情報宣伝事務に関する実務を担当させた。国民精神総動員運動が発足時には学務局で担当していたのだが、しかし本格的な段階になってからは官房文書課に移転⁹⁵されたのは、この運動の究極的な目的が朝鮮人の思想と認識の統制にあったためとみなすことができる。

朝鮮中央情報委員会の地方組織体系も、中央の組織体系をそのまま導入しており、各道に道情報委員会と幹事会を設置して、地方課と社会課でその事務を担当し、中央と連絡しながら活動を展開した。その他にも、『官報』と『通報』を発行し、時局ニュースを各方面に配布して宣伝することに努めた。一方、印刷物・映画・ニュース写真・ラジオ・講演・座談会などの啓蒙活動⁹⁶を通して戦争についての関心を高調させていった。ここでの担当事務は、その後国民精神総動員運動にそのまま継承されたことを指摘しておく。

1938年2月朝鮮総督府内に「時局対策準備委員会」が結成され、政務総監を委員長として、国民運動を具体化させていった⁹⁷。この委員会において国民精神総動員運動を大々的に広めていくことが研究され、内鮮一体の強化方案として朝鮮人に対する思想・情報の統制政策を一元化し、国民精神総動員運動を発足させることにつながったのである。それでは、次の項で朝鮮で実施された国民精神総動員運動の主な内容と組織について検討する。

第三項 国民精神総動員朝鮮連盟の結成と運動の目的

1938年7月7日植民地朝鮮では、日中戦争勃発一周年を記念して日本内地より一年遅れて国民精神総動員運動が始められた⁹⁸。国民総動員といえば、精神力、経済力、政治力など全てを包括することになるが、朝鮮連盟はそれとは若干意義を異なっており、精神という概念に重点をおいた⁹⁹。それを裏付けるものとして、南総督は、「政治方面に直接関与する事を警戒する意味として本連盟の命名を国民総動員ではなく国民精神総動員朝鮮連盟とする¹⁰⁰」とその理由を明かしている。これは、朝鮮より一年先に日本国内で展開していた国民精神総動員運動の実施過程において、新体制運動と連結され、軍部、右翼勢力、内務官僚との間での権力戦いに繋がったことの反映と考えられる。つまり、植民地朝鮮ではあくまで国民精神総動員運動を朝鮮民衆の精神を統制する基盤づくりとし、日帝の統治に順応する朝鮮人を作り出す役割を果すという意図を含めていた。

さらに、日帝は朝鮮での国民精神総動員運動を政治には関与せず、非政治的な運動として、事前に政治組織化することを防ぎ、政治との連結可能性に対して相当警戒した。そこで、1939年に入って「政治不干渉」と明文化した¹⁰¹。運動の始めから政治とは無関係の民間団体の運動であることを強調してきたが、1938年2月22日勅令第95号の陸軍特別志願兵制度の公布によって、朝鮮人に兵役義務を負わせることで、反対意見とともに朝鮮人の参政権を始めとする政治的な権利と義務教育の実施を要求する声が高くなった¹⁰²当時の朝鮮社会の雰囲気の影響していたと考えられる。

そして、戦争の長期化によって戦時体制に移り、変化するしかない時局は、動員という言葉に見られるように人的及び物的に全て不足している状態であった。その中、戦争に臨んで勝利するため、日帝としては精神力を総動員してその不足を補充するしかないという当時の日帝の当面課題をうかがえる言葉である。

このように朝鮮での国民精神総動員運動は、戦時時局に対する朝鮮人の効率的な統制のためにその精神を教化して、戦争に動員させるという意図から始められた。そして、戦時状態に備えて精神を常に緊張状態に維持する組織化と訓練を繰り返すことで目標を達成する意図であった。

国民精神総動員運動は精神に重点をおきながらも、多方面にわたって運動を推進した。その一面は以下の活動で把握できる。

1938年9月22日に「国民精神総動員朝鮮連盟綱領¹⁰³」を基に、皇国精神の顯揚、内鮮一体の完成、生活の革新、戦時経済政策への協力、勤労報国、生業報告、銃後の後援、防共防諜、実践網の組織並び指導の徹底など、具体的な活動を示した。特に、この綱領とともに示達された「国民精神総動員朝鮮連盟の実践要目¹⁰⁴」は、21の項目にわたって具体的な内容をあげており、当時この運動が強化していた戦時体制の性格を著しく表してくれる。朝鮮連盟はその実践を日常的に繰り返し、習慣化させることで戦時時局での朝鮮人の全生活を統制することが可能であった。そして、後に農村振興運動と一体化となって、国民総力運動へと改変していく過程においても、この実践要目はもっと強力な手段を用いて積極的に進行されていくのである。

1940年の「国民精神総動員運動方針」¹⁰⁵においても、内鮮一体完成の促進と戦時生活の徹底、すべての国家的施設実行の推進、国民総訓練の誘導を主な内容としている。そして、国民総訓練の目標は、皇国永遠の隆昌の礎を築くもので、新東亜建設を目標とすると示した。この運動方針に基づく事業計画として、内鮮一体完成の促進のためには前述した項目以外に朝鮮においての国語(日本語)の普及と志願兵制度の宣伝、創氏制度の普及徹底及び内鮮結婚の奨励と内鮮風習の融合などを強調している。そして、戦時生活の徹底と国民総訓練の誘導のために出された愛国班中心の各種行事に関する詳しい内容については次の章で言及する。

結局、朝鮮での国民精神総動員運動がめざす目的とは、朝鮮人の皇国臣民化をとおした内鮮一体化、日帝の戦時国策事業に協力させること、そして、組織と訓練を通じた戦時体制の確立、といった三つにまとめることができる¹⁰⁶。

詳しくいえば、内鮮一体の実現¹⁰⁷は、日本国内での国民精神総動員運動のスローガンであった挙国一致、堅忍持久、盡忠報国に一視同仁の聖旨に基づく内鮮一体を加え、朝鮮人を皇国臣民化させることで可能であると考えた。つまり、皇国臣民化を通じた内鮮一体の実現こそが、国民精神総動員運動の最大の目標で、朝鮮人を忠良たる皇国臣民、真の日本人に作りあげることであった¹⁰⁸。

そして、朝鮮人を戦時国策事業に協力¹⁰⁹させるために、朝鮮人の精神力の総動員だけではなく、戦争遂行のための経済的支えになる体制を作ることを急務とした。「各個人の精神力、経済力を全て総合して皇国の大我に捧げるのが兵站基地である朝鮮半島の使命¹¹⁰」であると生活においての犠牲を要求しており、朝鮮人にとって精神面に劣らぬ相当な圧迫であった。

続き、組織と訓練をとおして戦時体制を確立させることは、前項において既述したとおり朝鮮での国民精神総動員運動が日本国内での運動と異なる特徴であって、運動の出発段階からすでに末端までの組織体系を備えていた。それは、農村振興運動の進行においても考察したようにその徹底ぶりは想像し難くない。結局、朝鮮での国民精神総動員運動は、徹底した行政体系を基盤にした上からの運動で、その組織力は訓練を可能にする条件であった。訓練の繰り返しによる日常生活自体を戦時

化させることであった¹¹¹。

以上、日本国内での動きを受けて朝鮮連盟の成立とともに国民精神総動員運動が意図した目的を把握した。そこで、この目的を実行するためには、いかなる組織体系を構成していたのか、国民精神総動員朝鮮連盟の中央と地方組織における特徴を考察する。

第四項 朝鮮連盟の組織体系の整備及び改編

朝鮮での国民精神総動員運動は、既存の農村振興運動の組織とは別途に、学務局がその中心的な役割を担って始められた¹¹²。今まで進行してきた農村振興運動は総督府の農村振興委員会から地方の邑面まで組織されていたことに比べ、国民精神総動員運動は面以下の部落における部落連盟と 10 戸単位の愛国班を組織して全朝鮮に対して系統的な統制が可能な組織網を構築したことが大きな特徴である。

日本国内では、同運動が情報委員会、内務省そして文部省の担当であったことと異なる。これは、当時の朝鮮の学務局長には、塩原時三郎が務めており、彼が南総督の右腕として内鮮一体論者の核心メンバーであることは注目できる¹¹³。

国民精神総動員運動の中央組織は、国民精神総動員朝鮮連盟（以下朝鮮連盟と約する）であり、それは以下の過程を経て結成され、運動の中心的役割を担当した。

1938 年 6 月 12 日 10 名の準備委員を委嘱し、14 日総督府で正式に準備委員会を開き、朝鮮連盟の規約案を作成、加盟団体及び個人の範囲を決定した¹¹⁴。6 月 22 日に 65 ケ団体、発起人 57 名が集まった中、朝鮮連盟の設立の趣旨及び連盟規約案を審議検定し、大野緑一郎政務総監を名誉総裁にした¹¹⁵。

そして、7 月 1 日創立総会が開かれ、連盟の趣旨及び規約を決定し、理事長として塩原学務長を始め、各役員を決定した。日中戦争勃発一周年である 7 月 7 日、朝鮮連盟と京城府連盟の発会式が合同で開かれ、正式に発足された¹¹⁶。

このような過程を経て結成された朝鮮連盟の特徴は、それ自体が全国的な下部組織を持っており¹¹⁷、民間団体として朝鮮統治の補翼機関である¹¹⁸ことがあげられる。つまり、発足当時、朝鮮連盟は下に行政組織と完全に一致する地方組織を持ってお

このような組織体系をもって朝鮮での国民精神総動員運動は植民地における官製運動という性格から組織の強制性をもって実行された。これに比べ、日本国内では国民精神総動員運動の中央連盟は下部組織を持たずに発足され、各種組織の連絡機関に過ぎなかった。

朝鮮連盟は、朝鮮統治のための総督府の補翼機関に過ぎず、精神を総動員する民間団体であった。その政治との無関係性を南総督は「連盟結成の趣旨は熟知のとおりだが、特に一言加えると統治の補翼機関で、あくまでも精神運動という本質的な使命にしたがって緊密に連絡協調し、官の力が届かない部門を開拓して、上意下達、下意上達とし、官に協力し、時務に寄与することを本義とする¹²⁰」と付け加えた。

そこで、戦時時局において大陸進出の兵站基地としての朝鮮の状況から考えると、この運動組織と軍部との関係を除くことはできない。軍部は国民精神総動員運動の実施に相当積極的であって、具体的にその組織構造はいかなるものであったのか、地方組織との関係から把握していく。

各種組織における組織構造をみると次のとおりである¹²¹。

道聯盟機関：要塞参謀または要塞司令部高級部員、師団司令部附、

憲兵隊長または同分隊長、

聯隊附佐尉官(学校配属将校を含んで以下同じ)。

府・郡島聯盟機関：聯隊附佐尉官、憲兵分隊長。

邑、面聯盟機関：聯隊附佐尉官、憲兵の長。

この構造からは、各単位別に軍部が割当てられており、行政組織と職場、学校、そして軍部による重層的な統制といった官製運動であったことを示唆してくれる。

次に、国民精神総動員運動朝鮮連盟の地方組織は、上記の図(1 - 1)に示したとおり、道連盟、府連盟、郡島連盟、邑面連盟、町洞里部落連盟など行政単位を基本として結成された¹²²。

1938年7月7日朝鮮連盟と京城府連盟の同時結成後、9月18日まで各道連盟の

結成とともにその下部組織の結成が完了された。2 ヶ月という短期間にこのような全国的な組織を完了できた要因として考えられるのは、満州事変記念日である 9 月 18 日までに組織結成の完了を見るという総督府の督促¹²³である。それに、地方組織を既存の行政組織と一体化させて、上から一律的に決めることで可能であった。そして、道連盟の長には道知事が、各級連盟の長には各級行政官署の長が就任し、常に行政と連絡・協調するという構造であった。

上記の図を参考として、各地方組織の組織大綱¹²⁴を詳説すると次のようである。

まず、道連盟は、府郡島連盟及び道を区域とする団体で構成する。次に、府連盟は、町洞里連盟及び府を区域とする団体、その他、府内の各種連盟及び個人として構成する。そして、郡島連盟は、邑面連盟及び郡島を区域とする団体から構成する。邑面連盟は、町洞里部落連盟及び邑面内の各種連盟及び個人で構成する。さらに、町洞里部落連盟は、府では町洞里、邑面では町洞里部落を区域とする区域内の個人から構成する。邑は土地の状況によって府連盟の組織に準ずる。

このように各地方連盟は各自直上の上級連盟に加盟し、道連盟はまた朝鮮連盟に加盟することで、各連盟は全て朝鮮連盟の構成員となる組織体系であった¹²⁵。

朝鮮での国民精神総動員運動の実行において、最も効果をあげた要因は、下部組織の存在である。つまり、地方組織体系における「各種連盟」と「愛国班」という組織を大いに活用したことである。

各種連盟とは、「府邑面内の官公署、学校、会社、銀行、工場、大商店など日常多くの人を包容するところから各自その所属員で構成する」¹²⁶という規定どおり、各級の地方組織とは別に学校と職場を単位として再び朝鮮人を組織していく体制であった。そして、図(1 - 1)に示したとおり、この各種連盟を各自所在の府連盟、邑面連盟に加盟させる¹²⁷ことで、朝鮮人を地域と職場という両方面から二重に組織することが可能であった。

これに加え、愛国班は、国民精神総動員運動組織網のなかで最末端の基底的な実践機構で、町洞里部落連盟及び各種連盟の下で 10 戸を単位に構成させた組織である¹²⁸。愛国班は「半島全住民を網羅する一大組織¹²⁹」として、朝鮮での国民精神総

動員運動の発足と同時に作られ、単なる朝鮮連盟の下部組織の一つにとどまらず、全朝鮮人の生活を隅々まで監視、支配する組織として機能した。

さらに、戦時時局の供出と配給制の実施において基本組織として大いに機能しており、朝鮮人の「生」と直結するものとして、日々の生活とかかわりながら、生存を左右するものであった。次章の戦時ファシズム期における朝鮮人の生活実状において詳細に言及する。

各種連盟が朝鮮だけに存在した組織であったことに比べ、愛国班は、日本国内においても 1940 年から「隣組、隣保班」という名称で、国民精神総動員運動末端組織として作られた。

このように、徹底した全国的な組織をもつ国民精神総動員運動であったが、一方では、この組織は個人の加入より各機関と団体の加入が中心となっており、末端社会における個人までには影響を及ぼせないという点を指摘された。いわゆる、「官の指導と統制に馴致され、民衆自体の国民運動の組織と訓練が欠如¹³⁰」しており、官製団体が持つ限界を克服するという意図から外れているとの批判であった。

その改善のため、1939 年、まず、指導機構の改編と下部組織の拡充を中心とした組織改編が行われた。愛国班組織を再整備して、全朝鮮にわたってもれなく愛国班を結成するよう通牒をだし、国民組織として育成させていった¹³¹。

次に、同年 4 月からこの運動の機構と規約が改編された。総督府の下に、国民精神総動員委員会及び同幹事会を設置し、運動の企画と指導を担当させた。そして、国民精神総動員運動を一部局に編中させないという方針の下で、主務部署を従来の学務課から官房文書課に移した。これで、国民精神総動員運動に対する総督府の指導系統は、総督から総監に、そして国民精神総動員委員会から同幹事会官房文書課となった。

そして、下部組織も改編され、従来は愛国班から個人という系統だったが、愛国班の直接組織網として「戸」をおくことで、家長を中心として個人の統制という新たな位置づけをした。これは、戦争遂行のために個人を把握する必要性と同時に徴兵制度の実施に先立って、戸籍の把握など、より個人を確実に統制させるためと考

えられる。

続いて、最も注目される変化としてあげられるのは、「連盟推進隊の設置」である。

1939年9月に、連盟員のなかで最も実行力のあると認められた「精鋭」を選び、連盟推進隊員とした¹³²。それは、彼らを道連盟に付設させ、地方連盟及び愛国班と緊密な連絡をもって国民精神総動員運動実行の推進力とさせるためであった¹³³。

連盟推進隊の隊員になれる資格¹³⁴とは、次にあげるとおりである。

- 一、朝鮮督府中堅青年修練所を修了した人。
- 二、朝鮮総督府陸軍兵特別志願者訓練所の修了者で入営して帰休除隊のため国民精神総動員朝鮮連盟の講習を受けた人。
- 三、興亜勤労報国隊朝鮮部隊員である人。
- 四、国民精神総動員朝鮮連盟で適当と認められた人、また道連盟で特に推進隊員になる資格があると認定され朝鮮連盟の承認を得た人。

上記の項目に表れるように、日帝が展開した教化教育を受けて、ある程度知識を持っており、日帝の政策に協力できる人を推進隊として選んでいたことがうかがえる。つまり、国民精神総動員運動がもつ官製運動としての限界を、民間人のなかで積極的に協力できる人を通じて、朝鮮民衆を国民精神総動員運動に動員して、皇民化させることへの尖兵として作りあげることであった。推進隊員の中には陸軍志願兵制度の出身者が多いことから推測できる。

これは、1930年代以後朝鮮人の皇民化政策遂行のなかで、民間側の担当者養成のために重視された中堅人物養成政策とも重なる部分である。推進隊員の役割は、3ヶ月ごとに任務報告書を道連盟に提出¹³⁵させ、また道連盟は毎年6月と12月に朝鮮連盟に総括的な報告をさせることで、日帝は常に隊員個々人を朝鮮連盟が把握できるようにしていた¹³⁶。

なお、連盟の推進隊員には、「隊員章」を着用させ、一般人に対して優越意識を持たせた。普段は権力のなかった彼らが急に権力を持たされたことで、その権力の使

いは人間の想像を超えるもので、その恐さはインタビューの証言においてもよく表れてくる。その事例については、第二部における青年のアイデンティティーの分裂的あり方において述べていく。

以上のように、国民精神総動員運動は戦時時局での状況変化を反映しながら、より体系的に朝鮮人を組織して、把握することへと改編していったのである。そして、国民精神総動員運動へと他の団体を統合させていった¹³⁷。また、1930年代前半から推進してきた農村振興運動を国民精神総動員運動が始められた後にも並存させていきながらも、一方では二つの運動の指導原理において相反する要素を内包していた点を意識し、国民精神総動員運動を上位の立場と闡明¹³⁸していた。後に、国民精神総動員運動が農村振興運動と統合され、国民総力運動という一元化された強力な体制へと変わっていくのである。

第三節 国民総力運動と戦時動員体制の強化

第一項 国民総力運動の成立背景と目的

朝鮮での国民精神総動員運動は、日本国内での国民精神総動員運動から影響され、その根本的な内容においては軸を共にしている。しかし、朝鮮は日帝の植民地であったことから、その下部組織の徹底ぶりや政策の進み方における強制性は日本国内とは異なっていた。

国民精神総動員運動は、日本国内と朝鮮両方において意図した本来の目的を達成できず、1940年に入ってから、特に朝鮮においては、戦時時局における社会経済的な生活条件の悪化と統制による民衆の不満が高まり、民族運動の増加へとつながった。そこで、総督府は日本国内での国民精神総動員運動に表れていた変化をきっかけに、運動の進行方向について根本的な検討を始めた。

国民総力運動の背景として、まず、日本国内での、戦争の拡大に伴う日帝を囲む国際情勢の変化があげられる。1940年9月、日・獨・伊の三国軍事同盟が締結され、新しい情勢に対処するため基本国策要綱を決定した。南進政策の推進と政治新体制

の樹立という全面的な転換と勢力を強化させて、全政党の解散を前提とする新党運動と新体制運動に拡大していった¹³⁹。この結果、1940年10月12日「大政翼賛會」が組織され、大東亜新秩序の建設のため国防国家体制を提唱したのである。大政翼賛會¹⁴⁰は、大東亜共栄圏を実現するための国防国家体制の中核組織で、政府と軍部の対立解消と、国家権力による国民の画一的な組織化を目的に、戦時ファシズム体制を成立し、天皇中心の国体イデオロギーへと合理化した。

したがって、国民精神総動員運動の組織は大政翼賛會に編入される結果となった。大政翼賛會の特徴¹⁴¹は、警察と憲兵の厳重な監視下で、上からの天皇制官僚制の強化によって実現された国民統治運動である。その結果、民衆は部落會、町内會など各種の官製国民運動の組織を通して天皇制支配体制に編入されることであった。

この日本国内での変化と同時に、1940年朝鮮社会においても朝鮮民衆の不満の声が高まっており、既存の農村振興運動と国民精神総動員運動の戦時協力において、頻繁な摩擦と重複が起こっていた。第一節で既述したとおり、農村振興運動は自力更生を目指すものとして、個々人の努力による個人生活の救済をその内容とすることに比べ、国民精神総動員運動は個人単位より国家本位の指導目標に基づく生産力拡充が優先されるもの¹⁴²であったことを考えるとその衝突は当然のことである。

そして、1939年の大旱害によって、新朝鮮米穀増殖計画の樹立と米穀供出が始められたことは、朝鮮庶民にとって生存とかがわる問題として体制への抵抗が増加していた。

もうひとつ、今まで朝鮮人の日本国内への渡航制限政策が、日中戦争による労働力不足に対処するため、1939年から朝鮮人労働者供出に関して協定し、積極的な募集政策と転換させたことである。これで、植民地朝鮮の農村における物質的及び人的供出が実行され、その動員のためにより正確な朝鮮人の把握と強力な動員体制が必要であったのである。

以上、日本国内での変化とともに、朝鮮での戦時時局の状況変化は、1940年10月に既存の国民精神総動員運動及び農村振興運動を主流とする物心両面の運動を統合包摂して、朝鮮国民組織新体制として「国民総力朝鮮連盟」を発足し、国民総力

運動を展開された。

そして、その下部組織として各地方行政レベルでの連盟と「部落連盟」及び「愛国班」へと再編され、総督政治と表裏一体たる強力な国民運動に転換していった¹⁴³。

国民総力朝鮮連盟では、規約の中で、当時の朝鮮の植民地状況という特殊性を踏まえて、次のような連盟の特異性¹⁴⁴を記している。

- 一、 國體の本義に透徹特に半島同胞の皇國臣民化に重點を置く。
- 二、 本運動は所謂臣道實踐職域奉公を眼目とする國民實踐運動にして、政治運動たるの性格を有するものにあらず。
- 三、 ...従來の國民精神總動員運動竝に過去八箇年に互って顯著なる功績を残したる農山漁村振興運動の二大運動を始め經濟、産業、文化等物心各般の諸運動を統合包摂して一元的運動體制を確立したる沿革を有す。
- 四、 ...愛國班に至る迄上下左右に完全なる組織が完備され...(中略)...町洞里部落の末端組織迄行政機構と表裏一體を為し總督施政の輔翼機關たる機能發揮に遺憾なからしむ。(傍点は筆者注)

以上の事項を踏まえて、国民総力運動の目標を次のようにまとめることができる。

第一に、朝鮮人の政治的な要求や戦時体制への抵抗を抑制できる強力な内鮮一体、つまり、皇国臣民化を目指す官製運動である。

第二に、奉仕的な実践運動として、連盟の下部組織と行政機構をの表裏一体にさせることで、より緊密に連絡・協調させることが可能となった。

第三に、既存の各部門別運動をすべて包括して一元的組織体制の下で強力な国民運動の形式を取ったことである。

これに加えて、国民総力運動の目的を「國體の本義に基き内鮮一體の實を挙げ各々其の職域に於て奉公の誠を捧げ其の總力を結集して皇運を扶翼し奉る¹⁴⁵」と規定している。つまり、大東亜戦争の現段階において、朝鮮民衆の心構えを真に戦時体制

に切り替えるために、修養錬成の徹底的実践、戦時下の半島が負荷する使命完遂のための生産戦力増強¹⁴⁶、に重点をおいて展開することを記している。

1943年度の国民総力運動の要綱においては、「二千五百万臣民の総力を結集錬磨して、大東亜戦争目的の完遂に努めると同時に、徴兵制度実施準備に遺憾なきを期する¹⁴⁷」と示している。その具体的な運動の目標¹⁴⁸をあげると、次のとおりである。

「一、道義朝鮮の確立

道義朝鮮を確立することは、眞に内鮮一體となり、皇國本来の姿を半島に顯現し、以て道義世界の建設に魁する所以である。...(中略)...皇民錬成を徹底して皇道文化の昂揚を圖り、...(中略)...道義生活運動を全面的に展開...(以下省略)

二、皇民の錬成

本旨は、皇国臣民としての心魂を養ひ、敢然國事に参ずる剛健なる心身を錬磨し、...(中略)...大和協力して道義生活の実践...(中略)...國體本義の透徹を圖り、特に青少年の錬成に力を用ひると共に、皇民の母たる婦人の自覚を促して皇國家風の確立に努め、職場の錬成を通じて職域奉公の國風を興し、各階層の指導者を錬成して率先垂範の實を擧げしめ...(中略)...不斷に國民に道義實踐の生活訓練を徹底せしめ...(以下省略)

三、決戦生活の確立

大東亜戦争の決戦段階に於て、國內の組織機構を整備し國民の生活を擧げて戦争目的に集中せしむることこそは、正に決戦態勢確立の先決問題である。...(中略)...進んで國家の要請に應ふる挺身奉公の信念を養ひ簡素剛健の生活を確立し、國土防衛の強化、防諜の徹底、物資配給の調整、消費の節約、國民貯蓄の増強、戦用資源の活用等喫緊の諸問題に全力を竭さんと...(以下省略)

四、必勝生産力の擴充

決戦下兵站基地の重責を擔へる朝鮮として生産力擴充に必勝の態勢を

確立することは、刻下の急務である。...(中略)...國家の要請する戦略物資の増産供出に、國民の総力を發揮せねばならぬ。...(中略)...皇道精神に基づく生産報國運動を展開し、...(中略)...國民の勞力を動員活用して、軍需資材並食糧の飛躍的増産に集中...(以下省略)

五、徴兵制度實施の準備

徴兵制度實施の成果を完からしむることは、實に刻下朝鮮に於ける第一の要務である。...(中略)...徴兵制度實施の...(中略)...準備の完璧を期すべく、全鮮に亘り健軍の本義と軍隊生活の實相を認識せしめて、本制度實施の眞精神を徹底し、併せて國語の普及に努め、戸籍整備に協力...(以下省略)

(傍点は筆者)」

このように概ね五つにわたる目標をあげており、傍点を付けているところはインタビューにおいて多数の方々から一致する証言を得られており、重なる部分であって、当時最も強調されて、朝鮮人の脳裏に焼きついたものと考えられる。

そして、特に注目できる青少年の錬成に力を入れて、彼らを日帝の味方につけるための教育錬成を行うことで、朝鮮の多くの青少年はアイデンティティーの形成において影響されたと考えられる。第二部の第四章において青少年の価値形成において詳しく検討する。また、婦人にも目を付けており、婦人教育を通して皇国家風を確立させ、皇道文化の普及を図っていたことが注目できる。その信仰心の造成のために各戸ごと、神棚を配り、なお、在来の民間信仰も弾圧して、神社・神祠を通して家庭と部落の共同生活などすべてを神人一如の総力で天皇に帰一、奉公する生活を訓練させたのである¹⁴⁹。

第二項 国民総力運動の組織体系とその限界

周知のとおり日中戦争が長期化するなか、新しい情勢に対処するために新しい国民組織が必要となった。そこで、日本内では大政翼賛会¹⁵⁰が結成され、一元的な国

民組織を成立させた。これを受けて朝鮮内でも、1940年10月国民精神総動員朝鮮連盟を再編成し、「国民総力連盟」を発足させ¹⁵¹、「朝鮮国民組織新体制要項」を発表するとともに国民総力運動に突入したのである。

国民総力運動の機構は全国最末端の愛国班に至るまで、縦・横すべてお互い連結しあう完全な組織として完備されたのである。つまり、道以下洞里連盟の末端組織まで行政機構と表裏一体となって、総督政治の補翼機関としての機能を果たしたのである。したがって、国民総力朝鮮連盟の基本方策は、総督政治の方向と一体化され、全体主義・国家主義を全面に出しており、以前の国民精神総動員運動が自由意志にしたがって加入していたこととは異なり、全朝鮮のすべての団体・個人を組織し、朝鮮の全民衆を下部組織に包摂・強制的に加入させ、統制力を一層高めたのである。

国民総力運動の組織特徴は、各種連盟に対する重要性を強調している点である。今まで国民精神総動員運動が職場、学校、官公署を中心とする各種連盟を組織していたにもかかわらず、それより地域組織を中心に運動を展開していたことと異なっている。つまり、国民総力運動では、生産拡充の目標達成のため、職域連盟を中心に学校と職場を単位とする各種連盟を全国的な系統に一元化させたことである。

そして、国民精神総動員運動と同じく、朝鮮連盟、地方連盟、各種連盟に続き、その下に10戸を標準とする愛国班をおいているが、実践機構として新たに「仕奉隊」を設けることで、より各種連盟への強化を可能にさせた。その趣旨を以下のよう

「職域に於ける各種聯盟には聯盟員の仕奉精神を錬磨し職場能率の増進を圖り戦力増強の徹底を期するため仕奉隊を組織し職場に於ける作業部門組織に依る編隊を基本として之に綜合錬成を目的とする錬成的編隊を配する¹⁵²。」

このように、愛国班の機能を十分に活用するため、それに適合な人員で構成していることがうかがえる。

仕奉とは、「全体生活・職を持って大君を奉る」ことで、朝鮮人に仕奉観念の注入を通して軍需生産拡充を達成させるという意図¹⁵³の表れだと考えられる。仕奉隊の組織構造は、25歳以下を青年、26歳以上を壯年、そして、婦女という三つに分けて、その人員によって大・中・小分隊を編成し、職場の長を隊長として、各地域連盟に属した¹⁵⁴。

これによって、既述した各種連盟が産業報国運動としての役割を担っていたことのように、仕奉隊軍事的な組織を通じてより強化させて、全朝鮮の全産業部門での戦時体制化を意図していたのである。

以上のように、国民総力運動は朝鮮人を全面的に組織するために既存の機構の整備が優先された。国民総力運動の初期にあたる1940年10月から1942年11月までは、今までの国民精神総動員運動の土台を再整備し、企画と指導運動を著しく強化させていた時期であった。南総督が朝鮮連盟の総裁を兼任することで、本運動の本質である官民表裏一体¹⁵⁵が具体化されたのである。

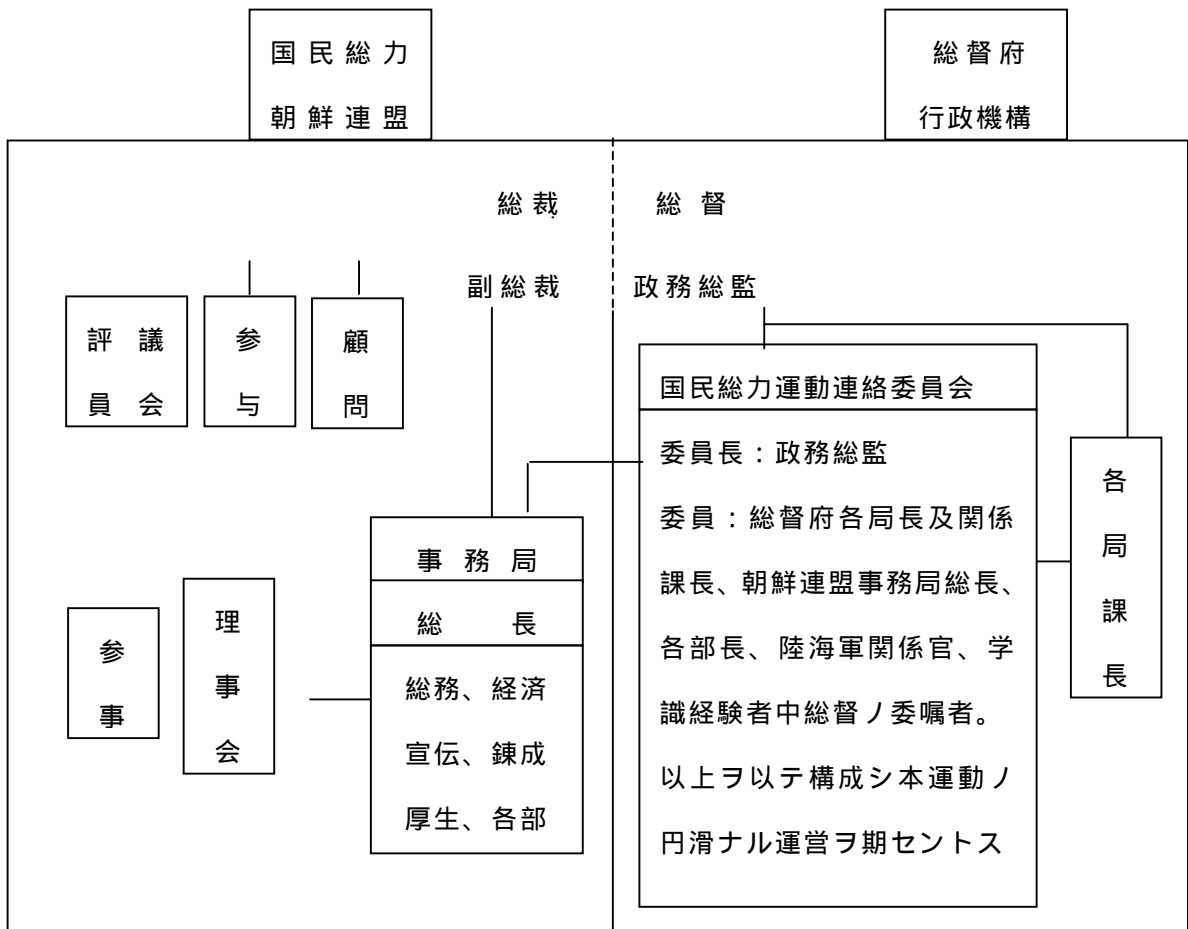
1941年3月発表された「朝鮮国民組織新体制要綱」によると、総督府内に国民総力運動指導委員会を置いて、政務総監が委員長となり、国民総力運動の基本方策を審議・調査した。総督府の各局長、国民総力課長などで理事会を構成し、連盟の基本方策について実践事項を審議したのである。

また、連盟組織¹⁵⁶として中央に朝鮮連盟をはじめ、道、府、郡、邑面、洞里、部落にまで連盟を置いて、総督と政務総監が各々総裁と副総裁となり、各地方団体の長が連盟の会長または理事長となって連盟を管掌した。各級地方団体においては、管理と地方有志が連盟の事務を分担しており、官公署、学校、会社、銀行、鉱山、工場、商店などにおいても残らず連盟組織を作っていた。

事務局を置いて、事務総長以下総務、地方、殖産、農林、貯蓄、輔導、防衛指導、文化、訓練及び宣伝の10部を設置した。事務局は運動の実践事項が地方組織を通じて末端社会に貫徹されるよう諸般の事務を担当していた。

以上の組織体系を図で表すと以下のようなになる。

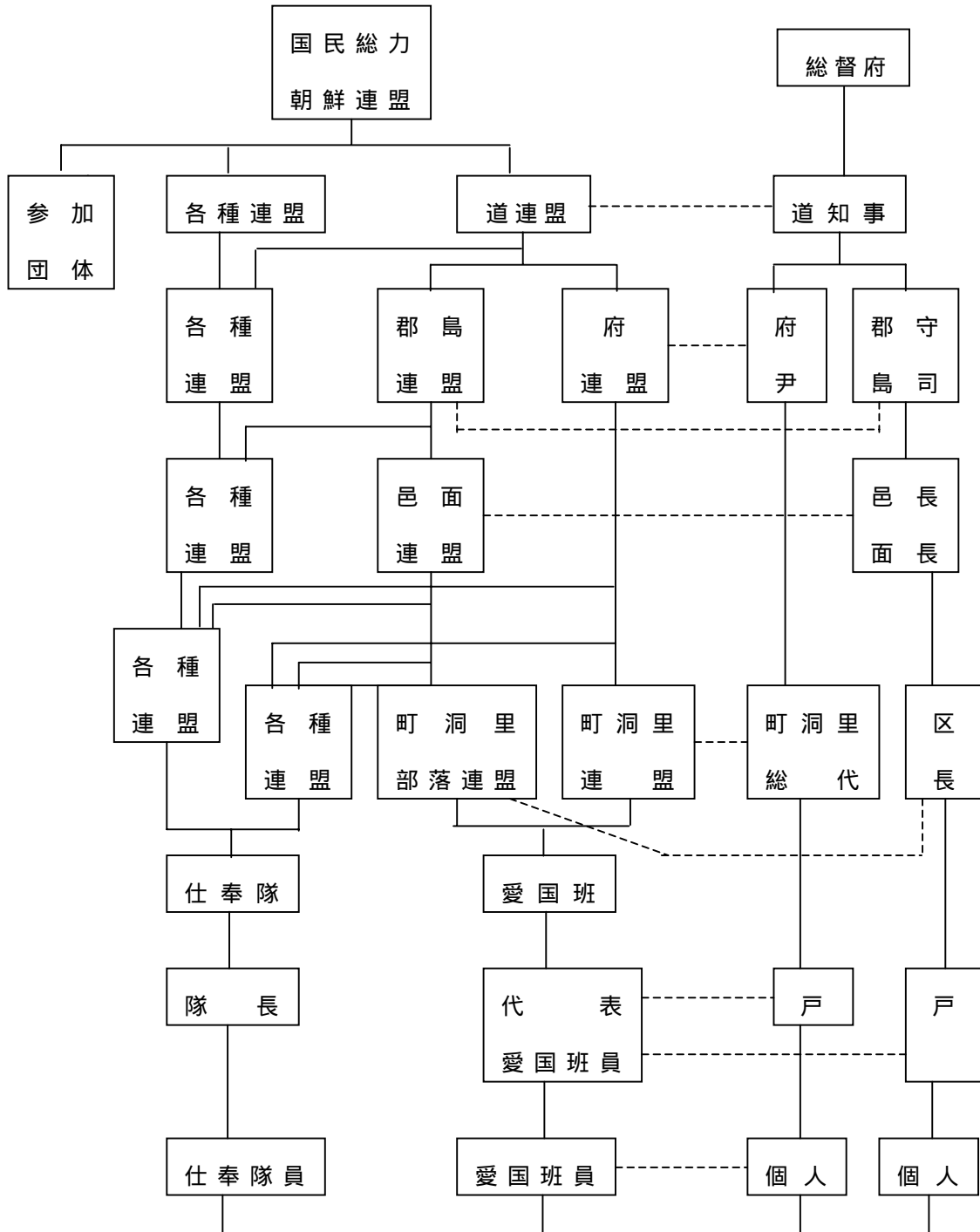
図(1 - 2) 国民総力運動基本組織図(一) 157



朝鮮連盟の地方組織は、地方行政区域にしたがって各道連盟の下に府、郡島、邑面、町洞里部落に至るまで個人と団体を総網羅して各地方連盟を結成した。そして、戦時動員のより詳しい把握のため、愛国班を通して戸代表とその家族構成員である個人に統制できる組織体系に再編成したのである。

このように行政組織と総力組織が完全に一体化することで、国民総力運動は国民精神総動員運動より推進力を強化することが可能であったと考えられる。総督府は国民総力運動をとおして、朝鮮人全戸に対する各種統制を国民運動という名のもとで強行する土台を完備したのである。

図(1 - 3) 国民総力運動基本組織図(二) 158



しかし、大東亜戦争の勃発後である 1942 年 11 月から 1945 年 6 月に至ると、朝鮮においては戦力基地としての役割が加重される一方であった。1942 年 5 月 9 日に徴兵制度の実施¹⁵⁹が発表され、6 月 18 日には全朝鮮軍司令官である小磯国昭が総督に就任した。そして、小磯総督は総力運動が時局の推移と現実から離脱せず、活発かつ清新に実践されるべきだと強調し、総力運動の強化方針と根本的な改革のため、11 月 4 日に朝鮮連盟の機構改編を断行した。

このとき改編された機構は、従来の 11 部から総務、錬成、厚生、経済、宣伝の 5 部にし、その下に 14 課をおいた。そしてすべて民間人に交代し、民間人主導の愛国運動に拡散させることを図った。この時、注目されるのは、従来の「皇国臣民化」というスローガンから「皇民の錬成」に変わって、錬成部を設置したことである。日本からも講師を招聘し、講習会を開いており、全国各地に道場を設置して、神域を利用するなど、いわゆる忠良たる皇国民を作り上げるという朝鮮全体の錬成に先を争っていたのである。

以上の事務局の改編をまとめて、以下の表に示す。そして、その詳しい担当事務については、注で付け加える。

表 (1 - 4) 国民総力朝鮮連盟事務局職制及び事務分掌表¹⁶⁰

総長事務局				
総務部	錬成部	経済部	厚生部	宣伝部
総務課	思想課 青年課	振興課	厚生課	宣伝課
企畫課	錬成課 軍事普及課		生活課	編輯課
連絡課	貯蓄課			文化課

また、国民総力運動指導委員会の代わりに国民総力運動連絡委員会を設置し、毎月一回定期的に委員会を開催して、基本方策と重要事項を審議・策定した。すなわち、各局 総務局 朝鮮連盟 連絡委員会(総督府の各局、軍関係者、連盟事務局の審議決定) 事務局 各連盟 愛国班という段階に連繫させることで、総督政治と連

盟運動が一体となって、朝鮮民衆に対する統制を全面的に貫徹させることが可能となったのである。

1943年1月には事務局の一部機構が改変され、総務、錬成、実践、広報以外徴兵後援事業部を設置した。戦争が激しさを増すことによって朝鮮においては1944年徴兵制が実施された¹⁶¹。1939年9月からすでに日本への朝鮮人労務者の動員が実施されており、1944年9月からは「国民徴用令」として強行された。一方、朝鮮の工業は軍需工業中心に再編成され、農業とともに増産の命令によって朝鮮人の戦争負担は一層強化されたのである。1944年からの全面的な徴兵徴用制の実施とともに、国民総力連盟はその実行のため朝鮮人統制をより深化させることで役割を果たしていった。

1945年に入って、戦局が不利となるにつれ日本軍部は、文字どおり「一億玉碎」を覚悟して抵抗を図った。しかし、一方の朝鮮民衆の間には長期戦に対する反戦思想と供出忌避などが蔓延しており、国民総力朝鮮連盟には新しい措置が求められた¹⁶²。日本内での国民活動組織の改編を契機に、1945年6月「朝鮮国民義勇隊組織要綱」が発表され、7月には国民総力連盟が「朝鮮国民義勇隊」と改編したのである。朝鮮でのこのような動きは、沈滞に陥っている朝鮮民衆の士気を振作し、職役死守、増産邁進、疎開などの防衛体制の強化と地方での疎開者収入体制の強化に注力するためであった。もちろん、戦時動員体制に朝鮮人の協力を引き出すため、いわゆる処遇改善方策として、1942年12月に1946年から義務教育を実施することを発表していた。そして、1945年4月から高等官及び同待遇者に対して日本人と同率の給料を支給することと選挙法の改定によって朝鮮人に参政権を付与するとしたのと同様の意図であると考えられる。

以上、国民総力運動は朝鮮人を戦争へと協力させるため、さまざまな策を練っていたが、意図どおりにうまく行かず、それは国民総力運動に対する批判とともに運動の矛盾と限界として認識された。

国民総力運動は軍官民一致を標榜しながら、実際には官製運動であった。つまり、朝鮮人にとって植民地統治における総力運動は官の支配力を加重させるものに過ぎ

ず、総力運動の官製化は日帝の戦時動員政策の限界であった¹⁶³。

国民総力運動は朝鮮総督府以下地方行政組織と一体化されていたので、命令系統を始め、運動の展開過程において官僚の横暴と実績主義が蔓延していたこともその原因と考えられる。そして、参政権を認めてない状況で、上意下達、下意上達というのは意味を持たず、一方的に上意下達だけが行われたのである。

以上を踏まえて、日帝の官製運動が形式主義にとどまるしかなかった理由として考えられるのは、朝鮮人の抵抗意識である。日帝によるさまざまな戦争動員への協力は日々の生存を脅かすものにまで発展しており、それに加え日本語の普及、創氏改名など皇国臣民化のために講じられる朝鮮文化への弾圧は、多くの方々の抵抗(民族運動)を生むものであった。他方、さまざまな場において文化変容をもたらすことへの沈黙の抵抗を見せていたことは次章において考察していく。

小括

以上、三節にわたって朝鮮植民地の統制政策の展開について考察した。農村振興運動を始めとし、戦時ファシズムイデオロギーによって下部末端社会である農村の隅々まで、そして、個々人の全生活にわたって統制されていく過程が明らかになった。

まず、一節においては、本研究の対象である農村庶民の状況把握のため農村における農村振興運動を中心に農村の状況と植民地統制の基盤作りの過程を検討した。

日帝は植民地政策と社会経済の変化の中で遊離されがちな農村の支配体制を整えるため、従来からの洞里中心の社会的統合システムと共同体意識を有効に利用して、面¹⁶⁴の下の部落を末端行政単位として整え、植民地権力を個人にまで伝達できる統制構造を構築していった。つまり、洞里または部落単位の農村社会の官制組織を再編し、1930年代に入ると農村振興運動を推進しながら、農民にとって独自の生活規範を持ってお互いの思考や行動を規制するすべての生活の場であった部落の機能を、植民地官製統治の下で改編させていった。

いわば、従来からの農村社会で慣行されてきた共同事業や共同体秩序を包摂しながら、植民地権力の統治を末端社会にまで拡散させる基盤を構築したことである。それは、農事改良実行組合に農民を編入させながら、共同作業場を通して、共同作業による能率向上だけでなく、社会教化のための集会場として利用していたことからその意図が読み取れる。そして、官主導の農村支配政策に基づいて、共同・協同という名目下で天皇中心の植民地支配イデオロギーを展開させていた。これらの精神統制が後に国民精神総動員運動においての核心であった内鮮一体論に拡大される基盤となった。

1930年代農村振興会を通して官製部落団体の拡大は、個々人の農家の把握と従来からの部落社会における自治力を官の行政力を容易に貫徹させる組織システムとして構築していった。部落の共同体による組織力とその規制に基づく自発性を活用して、個々人の参与を誘導させていったのが農村振興運動であった。したがって、農村振興運動は経済更生運動でありながら、官主導に展開された精神運動であった。農村庶民は経済的な理由、つまり、日々の生活と離農せず今までの「生」の場における存続のためにも、官主導の農村振興運動に編入せざるを得ない状況であったことが明らかになった。

1937年の日中戦争の勃発とともに、戦時ファシズムイデオロギーは国民精神総動員運動を登場させた。日本国内でのこの動きを受けて翌年朝鮮においても、従来の農村振興運動とその体系を別途に国民精神総動員運動を展開した。しかしながら、運動の実行展開のためには既存の農村振興運動によって構築された基盤を大いに活用して、組織と人員において重複させて急展開を果たした。

このような流れの中で組織されていった国民精神総動員運動の大きな特徴は、面以下の「部落連盟」と「愛国班」である。10戸を単位とする愛国班を組織して、それを活用して戸単位に全朝鮮を把握できる組織網が成立したのである。そして、農村振興運動における部落単位の統制より、各戸の個々人の生活を直接的に統括できて、より明確に把握・管理することが可能となった。

国民精神総動員運動は朝鮮人に天皇中心主義に基づく全体主義を押し付けていく

もので、そのために系統的な組織が必要であり、その組織と訓練を通して戦時ファシズムを築き上げ、戦争遂行に朝鮮人を動員させることを可能にさせたのである。

また、勤労報国運動という国民運動と全体主義観念を通して個人を集団的な勤労と体験によって全体主義に誘導させていたのである。つまり、国民精神総動員運動とは、その最もな目標であった皇国臣民化のための内鮮一体論を朝鮮人に植え込むために、植民地権力と朝鮮人の間でその諸般目的を果たす中間役として、機能したのである。

しかし、1940年に入ると戦争の長期化と戦時時局で厳しくなる一方の植民地統治に対する朝鮮人の不満は高まっており、今までの農村振興運動と国民精神総動員運動という官製組織だけでは戦時体制を維持できなくなった。したがって、大規模的な人的・物的動員計画を貫徹できる新しい理念として政治・経済・文化など全部門に渡って朝鮮人を統制できる体制へと再編成したのが国民総力運動である。

国民総力運動は、戦時時局においてファシズム理念に基づいて朝鮮人を徹底的に内鮮一体と皇国臣民化させる官製運動で、既存の諸運動と組織を包括して一元的な組織体系に築き上げた。そして、高度国防国家建設という強力なイデオロギーのもとで戦時協力体制へと朝鮮植民地を人的・物的に動員させていった。なお、国民総力運動の下部組織は行政組織と表裏一体となって、軍官民一致を標榜しながら奉仕的な実践運動を展開させていった。

戦時ファシズムを拡散させながら天皇制イデオロギーのもとで、既存の各種連盟と愛国班の機能をより一層強化させながら、「仕奉隊」という実践協力者を結成して、彼らを通じた朝鮮民衆の統制を意図していた。そして、供出と配給制を導入させて、全朝鮮人の個々人の生活にまで官の政策が貫徹できる組織体と朝鮮人の生存をおとりにして体制への協力を生ませた。

以上のように、日帝は植民地朝鮮において官製農村組織として農村振興会を始め、部落連盟へと戦時ファシズムに向けて官製組織体系を整えながら、植民地における行勢力を従来の部落における社会的な秩序に乗っ取って最末端の個々人にまで把握・統制させることが可能であったことが明らかになった。

これらの組織構築は官の側に立って行政力を支援してくれる区長を始めとして青少年を包摂していき、官と農村庶民の間の仲介役割を遂行させることを意図していたのである。次章では、既述した社会教化政策を踏まえて、戦時時局という時代状況で植民地における協力を生むために、日々の生活の場を掌握し、統制することによる文化変容について考察する。

第二章 日常的な生活習慣化を通じた文化変容

序

第1章で既述したとおり、戦時時局に入って日帝は農村振興運動を通して築き上げた全国的な統括システムを基盤にして、国民精神総動員運動、続けて国民総力運動に一元化させながら、強力な統制体制を実施してきた。その究極の目標は、朝鮮人を戦局に動員させるための皇国臣民化を通じた内鮮一体の具現であることは周知のとおりである。

ここで、「内鮮一体」という抽象的なものを日常生活のなかでどのように実現させるかというのが最大の課題となる。人の精神・思想というのは、元々形体がないもので、結局は各自の生活態度と社会の風習として表れ、国力の強弱に作用するもの¹、という認識を持つことで、内鮮一体具現のための課題実現に向かうこととなった。

つまり、精神教化とは日常生活での態度の変化として表れるものと認識した。そこでその認識は、日常生活において生活態度を繰り返し訓練することを通して変化させ、社会雰囲気正ししていく運動として帰結された。それを裏付ける根拠として、次にあげる「国民精神総動員朝鮮連盟実践要目²」の21項目にわたる内容は、当時の朝鮮人の生活全般にかかわるものとして注目できる。

- 一、 朝宮城遥拜
- 二、 神社参拜勵行
- 三、 祖先の祭祀勵行
- 四、 機會ある毎に皇国臣民の誓詞朗誦
- 五、 國旗の尊重、掲揚の勵行
- 六、 國語生活の勵行
- 七、 非常時國民生活基準様式の實行
- 八、 國産品愛用
- 九、 徹底せる消費節約と貯金勵行

- 十、 國債應募勸奨
- 十一、 生産の増加並に軍需品の供出
- 十二、 資源の愛護
- 十三、 勤勞報國隊の活躍強化
- 十四、 一日一時間以上勤勞増加の勵行
- 十五、 農山漁村更生五箇年計畫の完全實行
- 十六、 全家勤勞
- 十七、 應召軍人の歡送迎、傷病兵の慰問
- 十八、 出征軍人並に殉國者遺家族の慰問慰靈、家業幫助
- 十九、 機會ある毎に殉國者英靈に黙禱
- 二十、 流言蜚語を慎み間諜の警戒
- 二十一、 防共防諜への協力

以上の項目のように当時の戦時時局において植民地朝鮮を戦争遂行に協力させるための基盤づくりとして必要な諸項目をあげて、それに基づき、各道ごとに主要実行細目を定め、実生活のなかに浸透させていった。上記の 21 項目にわたる実践要目の内容は、「宮城遙拝」と「勤勞貯蓄」といった精神教化にかかわる項目と戦争遂行のための戦時協力の内容を象徴する項目といった二つに区分することができる³。この二つの理念を達成させるため、毎日の繰り返しを通して日常的に習慣化させることで朝鮮人の生活の中に溶け込ませることをそのねらいとした。

これらの戦時動員体制に協力させるために日常の「生」の場において展開した皇国臣民化のイデオロギー政策が具体化されていく様相を考察する。その構成については、文献資料の内容を柱にインタビュー調査で得られた情報を肉付けしながら、戦時ファシズム期における朝鮮庶民の生活状と行動様式を明らかにしていく。

第一節では、精神強化のために伴った国民精神の作興の概念を明らかにしていく。何より皇国臣民の誓詞が朝鮮人に与えた精神的な重荷を考察する。そして、この理念的な基盤を基にして実施された愛国日(1939 年に興亜奉公日と改称)行事に

おける具体的な実践事項を中心に当時の実状を把握していく。さらに、愛国日行事に伴った勤労報国運動を通じた精神教化の様相を検討する。

第二節においては、戦時協力のための諸施策として、まず、基本的な生活様式にかかわる制限を検討することで、当時の朝鮮人の生活苦を明らかにしていく。次に、供出と配給制の実態と勤労報国隊の労務動員について考察して、結果的に日帝への協力を生む形となった朝鮮人への動機付けはいかなるものであったのかを考察する。

第三節では、農村における特徴であった地方改良と部落振興を中心に今までの政策において等閑に付されてきた婦人を日帝の協力者にさせるために努めた婦人教育について考察する。婦人の教化を通して、日帝が意図した朝鮮家庭内の変化と子どもに及ぼす影響はいかなるものであっただろうか。さらに、当時の神社参拝を始めとする一般的な天皇崇拜イデオロギーの陰で、朝鮮婦人の精神の支えであった民間信仰についてその役割を明らかにしていく。

第一節 精神教化のための諸施策

第一項 国民精神の作興と皇国臣民誓詞の普及

朝鮮総督府は、1932年国民精神作興に関する詔書の趣旨に基づいてその実践のため諸般の施設を講じた。同年11月10日を期に国民精神作興週間を設け、第一章第一節で既述したように農村振興運動と相まってその根本趣旨を普段の日常生活へと具現化させることに努めてきた。そして、一般民衆に対して世界大勢を認識させ、皇国臣民としての自覚を持たせることに至った。また、朝鮮総督府は日本国内での国民精神総動員運動の強化徹底を受けて、朝鮮において国体観念の明徴、内鮮一体の深化、社会風潮の刷新、生活新体制の確立など挙国一致の態勢を整えていった。これらの朝鮮総督府の国民精神作興の成果は、「事變勃発するや愛國の熱誠は全鮮に漲り銃後の護は益々堅きを加へ半島二千四百萬の同胞は一致團結内鮮一體、皇國臣民として不退轉の勇猛心を以て克く時艱克服に任じつゝある⁴」という文書から読み取れる。このような朝鮮の事情に鑑みた国民精神作興への働きかけとともに朝鮮人

の指導に当たっては、具体的に五つにわたる指導精神⁵を以下のようにあげている。

「一、...(前略)...国民道徳、内鮮一體の信念を闡明にし以て皇室を中心とする国民の一致團結を愈々盡くす。

二、...(前略)...内鮮融和より内鮮一體に進み更に報本反始して...(中略)...眞に兩者一如の理想を實現し一面相互間益々血縁的連鎖を堅からしめんことを期す。

三、凡そ難局を打開し国運の隆昌を圖るの道は...(中略)...盡忠報國の精神を益々振起し...(略)...日常生活に實踐具現するに在る所以を周知徹底せしむ。

四、...(前略)...國家秩序の道義的法律的安定教化を圖り國民各々其の職域に奉公するの氣風を訓教し堅實なる国力の充實に寄與す。

五、...(前略)...國民教養の向上、舊來の弊習改善、忍苦鍛鍊、堅忍持久の精神の涵養、皇國傳統の醇風美俗の維持に努め国民生活を眞摯ならしむる...(中略)...建國の理想たる八紘一宇の實現に寄與す。」

この内容に表れるように、朝鮮人にして内鮮融和から内鮮一体へと皇国臣民としての認識を高め、その信念を持って日常生活と職場における実践を図ることを記している。また、社会教化上の根本方策と諸般の施設における講演、講習、印刷物、映画、運動競技、各種行事などを通して目的を達するため力を致しつつあったのである。

そして、戦時時局において精神教化運動の一環としてさまざまな週間行事と記念行事が実施された⁶。その例としてあげられるのは、「國民精神総動員強調週間」、「國民精神総動員銃後報國強調週間」、「國民精神総動員貯蓄報國週間」、「國民精神総動員銃後後援強化週間」、「年末年始銃後報國強調週間」、「日本精神發揚週間」、「報恩感謝日」、「勤勞報國週間」、「陸軍記念日」、「海軍記念日」、「愛馬の日」、「天長節」、「児童愛護週間」、「支那事變記念日」、「張鼓峯事件記念日」、「軍馬際」、「結核予防国民運動」など、多くの行事を通して日帝国体についての一体感と戦争に対する朝鮮人の関心を鼓吹させることに努めたのである。このような多くの週間行事と記念

行事の繰り返しは、朝鮮人の生活、特に精神的な面に相当な圧迫を加重させていたと見られる。

続いて、1937年10月7日附の「國民意識ノ強調ニ關スル件⁷」において、国家意識の昂揚と国体觀念の明徴のため皇国臣民の誓詞を制定して、その普及を図り、学校の児童・生徒はもちろん官公署・銀行・会社・工場・商店・その他各種団体などにおける各種会合の際にこれを齊誦することを義務付けた。その内容は、以下のようである。

「皇国臣民ノ誓詞⁸」

(其ノ一)

- 一、 私共八大日本帝国ノ臣民デアリマス。
- 二、 私共ハ心ヲ合セテ天皇陛下ニ忠養ヲ盡シマス。
- 三、 私共ハ忍苦鍛鍊シテ立派ナ強イ国民トナリマス。

(其ノ二)

- 一、 我等ハ皇国臣民ナリ 忠誠以テ君国ニ報ゼン。
- 二、 我等皇国臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ團結ヲ固クセン。
- 三、 我等皇国臣民ハ 忍苦鍛鍊ヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚セン。

上記の皇国臣民の誓詞その一は、初等程度の学校並びに各種の幼少年団体用であり、その二は、中等学校及び同程度以上の学校並びに青年団及びこれと同等以上の類似団体用であると記し、年齢別に区分して作っていた。そして、「儀式ノ場合ハ国家齊唱後齊誦」、「學校ニ於テハ朝會ノ際齊誦」、「莊重嚴肅ニ且ツ熱誠ヲ以テ高唱」など⁹その実施方を細かく定めている。

学生に対しては、学校より交付して学生生徒児童の手帳や青訓手帳、団員手帳、校訓校規団規などの印刷物の冊子、あるいは通知簿の表紙などに掲記して、日常の銘とし朗誦すること¹⁰を定めていた。

また、一般に対する普及については、配給簿のカバーの裏面または一頁に皇国臣

民の誓詞を記しており、映画常設館を通じ、ラジオあるいは新聞雑誌を利用して、全朝鮮各地に普及徹底を試みていた。その普及のもう一つの方法として、百万部を印刷し関係方面に配布するほか、朝鮮教育会を通してこれを有償配布したのである¹¹。

実際、全国的な行政組織網と愛国班を通して個々人にまで徹底的に管理できるシステムになっていた時点なので、一般個人までの普及はそれほど難しくなかったと考えられる。インタビュー調査に応じてくれた老人のほとんどが今も皇国臣民の誓詞を覚えており、当時の普及の徹底ぶりを想像するのは難しくなかった。その一例をあげると以下のようなものである。

「...(前略)...皇国臣民の誓詞ね。我等は(と始まり、すらすらと暗誦してくれた：筆者注)...当時の人で、老若男女誰もが知ってって、言葉をしゃべれる人なら誰もが暗誦しなきゃいけなかったよ。夢にまで暗誦していたからね。僕みたいに日本語が分かる人は手帳をみて覚えたが、母さんを含め、日本語を分からない人は配給票にハングル(朝鮮語文字：筆者注)でふりがなをつけて覚えたよ。配給をもらう度に暗誦されたから覚えざるを得なかったし、そうでなくとも、小さい子どもたちは遊び歌として軍歌の曲調にあわせて歌っていたからね。...(以下省略)...¹²」

この証言者だけでなく、多数の方々が似た証言をしてくれたので、上記の話の信憑性は高いと思われる。この方の意見で注目されるのは、無意識である夢の中でも皇国臣民の誓詞を暗誦している状況とは、日々の日中においての重圧感は相当であったことがうかがえる。そして、就学前の幼い子どもたちが遊び歌として軍歌を始め、皇国臣民の誓詞の内容を暗誦する形として歌を歌ったという事実は、当時において皇国臣民の誓詞が三項にわたる単なる暗誦事項ではなく、これを口にする度に日帝の植民地であるという現実を認識させるものであったことがうかがえた。

第二項 愛国日(大詔奉戴日)の制定実施

(1) 愛国日の行事

国民精神の作興を基盤にして、戦時時局における精神教化のために最も徹底的に実施した「愛国日」の行事について考察する。愛国日は、1938年朝鮮での国民精神総動員運動が実施される前から、1937年9月すでに学校での愛国日実施を出発に施行されていた。つまり、愛国日は日本国内での国民精神総動員運動よりも先に朝鮮の学校から実施されたものである。

それでは、「時局認識並国民精神総動員ニ関スル重要通牒¹³」を中心に、「愛国日」の行事について詳しく検討する。

まず、「学校ニ於ケル愛国日設定ニ関スル件¹⁴」という通牒を受けて、各級学校を対象に愛国日が始められた。その通牒の内容にみられる趣旨とは、

「...(前略)...教育ニ従フ者ハ愈々操守ヲ固ウシ教育報國ノ實ヲ挙揚スヘク更ニ第二ノ國民タル學生生徒児童ノ訓育指導ニ當リテハ忍苦持久ノ精神訓練ニ格段ノ意ヲ拂フハ勿論...(中略)...去ル八月二十七日附「学校ニ於ケル時局認識徹底ニ関スル件」連牒ノ主旨ニ基キ日常凡ユル機會ニ於テ認識ノ徹底ヲ期セラレ...(中略)...愛国日ニ於ケル行事ハ将来反覆シテ實施シ生徒児童ノ精神ノ緊張ヲ圖リ兼テ其ノ分ニ應シタル債務遂行ノ助長ニ努ムルノ...(中略)...毎月六日ヲ学校ニ於ケル愛国日ト定メ...(以下省略)¹⁵」

と記されている。つまり、毎月6日を愛国日と定め、学生生徒たちに対して訓育指導を通して、日常的に精神を緊張させて時局に符合する行動を認識させることを意図していた。

続いて、1937年11月26日附の「愛国日ノ一般實施ニ関スル件」という内務部長通牒を発して、学校から始められた愛国日は、すぐに一般民衆にも適用¹⁶されていた。一般における愛国日の実施は学校での愛国日実施とは少し異なっており、以

下に引用する趣旨¹⁷でそれをうかがうことができる。

「國民精神振作ノ趣旨ハ... (中略)... 内外ノ情勢ニ鑑ミ内鮮一体眞ニ皇国臣民タルノ信念ト矜持トヲ各自ノ胸奥ニ銘刻セシメ各其ノ本分ニ従ヒ如何ナル勞苦艱難ニモ隱忍克ク之ニ耐ヘ知徳ヲ磨キ身体ヲ練リ剛健不撓ノ国民性ト明断敢行ノ底力ヲ養ヒ以テ皇道ヲ八紘ニ宣昭シ國威ヲ世界ニ發揚スベキ基礎ヲ築成樹立スルニ在リ... (中略)... 如上ノ趣旨を絶エズ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐具現セシメ之ニ相應ハシキ行事ヲ時ニ依リ所ニ應ジテ反復實行シ以テ指導ヲ濃密ニスルヲ要スト認ムルガ之ガ施設ノ一トシテ学校ニ對シテハ既ニ愛國日ヲ設定實施中ノ處右趣旨ハ単ニ學生、生徒兒童ノミナラズ更ニ一段ト之ヲ強化シテ一般民衆ニモ及ボシ皇国精神ノ宣揚ニ資セシムルト共ニ... 神社、神祠ノ參拜、皇居遙拜等ヲ實施スルコトトシ... (以下省略)」

このように、国民精神振作の根本目的達成に努めることを趣旨と明かし、皇国臣民としての信念を持つ内鮮一体を日常の業務や生活においての繰り返し実行を通して達成することをねらいとしていた。

その名称については、「愛國日(各地ノ事情ニ依リ其ノ日ヲ一ニシ難キヲ以テ例ヘバ‘何々部落愛國日’) ¹⁸」とすることと記している。愛國日の実施主体とあげているのは、官公署、会社、銀行、工場、各種団体、町洞會、部落などを単位に実施することを定めている。そして、毎月一回として、各地方の実状によって一日または十五日に神社・神祠の参拜、国旗掲揚などの行事と共に愛國日を実施することを定めている。さらに、農山漁村においては部落の月例会の日を選んで、行事はその開催の前を利用するなど詳細に決めていた。

なお、愛國日行事の効果的な式順¹⁹まで定めており、以下の引用でその徹底ぶりをうかがうことができる。

- 一、 神社・神祠ノ参拜（神社・神祠ナキ場合ハ之ヲ省略ス）
- 二、 皇居遥拜
- 三、 国旗掲揚（简单ナル設備ニテモ差支ナシ）
- 四、 国歌斉唱（斉唱困難ノ場合ハ之ヲ省略ス）
- 五、 講話（毎回ニ限ルヲ要セズ）
- 六、 皇國臣民ノ誓詞齊誦
- 七、 天皇陛下萬歳三唱

これらの七項目を主な柱として、各地方の状況にあわせて愛国日行事を行っていた。つまり、愛国日の行事は内容も重要であるが、規則的な繰り返しを通して生活化することにより重点をおいてあることから、形式を通して意識化させることが最もな目的であったと推測される。繰り返し実施することで、朝鮮人を無意識のうちに日帝が臨む新しい忠良たる日本人として作り上げるという意図がそのまま反映されたと考えられる。また、愛国日当日は「戦場を偲び自肅自省し、これを的確に實際生活に具現して、強力日本の建設に邁進する日として恒久実践の源泉にする²⁰」ことを強調していることである。

そして、朝鮮同胞の内鮮一体具現のため「宮城遥拜」²¹を行い、毎朝一定時（夏期は午前七時、冬期は同八時）に、ラジオ、サイレン、鐘などの號報にしたがって、各住所において全鮮一斉に宮城遥拜を励行した。

また、皇国臣民たるの信念に燃えさせるため、国旗の掲揚並びに尊重の觀念を培養すると共に全戸漏れなく国旗を所持させて、「国旗の普及並尊重」²²に努めた。国旗を常に丁重に保存し、正しい掲揚の励行を指導していたのである。

特に、上記の神社・神祠の参拜から始まる愛国日行事の式順から見られるように、愛国日を神社の前で行われることを定めたことは注目すべき点である。これは、朝鮮人に対する神社参拜の強要とも一貫するもので、その政策の徹底ぶりが相当なものであったことを考えると、日帝が神道を通して天皇中心のファシズムイデオロギーを朝鮮人の生活のなかに浸透させることを意図したと読み取れる。

1936年8月朝鮮総督府令第76号「改正神社規則」を公布して、57個の神社を新しく建て、「一面一神社」というスローガンにしたがって山間僻地にまで神社を作っており、朝鮮人の参拝を強要²³していたのである。この神社参拝がもつ意味とは、日本民族を宇宙創造の神である天照大神の嫡子で、日本天皇はその神孫であり、生きている現人神という皇道イデオロギーの象徴的なもので、植民地統治の安定を図る思想であった。そして、朝鮮人にこの神道思想を強要しつつ、その他の一切の宗教を認めなかったのである²⁴。婦人の中の精神的な支えになっていた民間信仰にまで統制の手が届いたことについては第三節において新たに言及する。

しかし、すでに数千年の文化・思想・宗教遺産をもっていた朝鮮人にとって、神道とは雑神崇拜の類似宗教に過ぎないもので²⁵、神社参拝も日本の強制的な指示にしたがっての形式的な儀礼に過ぎなかった。

以上、朝鮮において相当の効果を収めてきた毎月一日の愛国日を廃止して、「大詔奉戴日」²⁶と改称し、1939年9月1日から改めて実施するようになった。この日をもって、全半島民の常会日とし、全朝鮮の隅なく国旗の下に早朝常会を開き、国民儀礼、講話、実践徹底事項の周知、皇国臣民の誓詞斉誦、神社参拝を行った。また、官公衛、学校、会社、工場などにおいては詔書奉読を挙行するなど、ますます必勝の意気を昂揚し、各自一段と職域奉公と聖戦完遂に寄与しつつあった。

(2) 勤労報国運動

既述の愛国日行事が単純に形式的な集会という性格に止まらず、「国民精神総動員勤労報国運動実施要綱」に基づいて強制的な勤労を伴っていたことについて詳しく検討する。

勤労報国運動は、1938年7月朝鮮内での国民精神総動員運動と同時に始められ、運動の主要内容を占めていた。そして、満12歳から40歳までの男女全ての参加を本旨としており、部落においては青年団、更生共勵部落、更生指導部落などからその実情に応じて漸次「勤労報国隊」を結成し、適切なる実施方法を講じていた²⁷。

その実施においては、毎月の愛国日の集会行事の時に勤労報国運動を実行²⁸させるという方法を取った。つまり、愛国日の行事の一環とさせることで、勤労報国運動の定例化が可能となり、労働動員に対する朝鮮人の拒否感を少しはもみ消せるという意図からである。結局、国民精神総動員運動の全国的な組織網を利用して、「皆勞運動」として実施させていく勤労報国運動の趣旨²⁹は、以下の文書で読み取れる。

「... (前略)... 国民精神総動員ハ斯ル實際的ナル指導精神ノ下ニ全国民ノ自發的奮起ト犠牲的奉仕ノ熱意トニ依リテ始メテ眞ニ其ノ成果ヲ収メ得ベシ、面モ一郷一部落ノ民衆拳ツテ施設、行事ノ遂行ニ全員邁進シ個々ノ人ヲ主トセズシテ全体ノ協力一致ヲ重ズリ所... (中略)... 半島ノ青少年ガ國防ノ一端ヲ負スルト同時ニ社会奉仕ノ意味ニ於テ勤勞ニ努ムルコト... (中略)... 皇国臣民トシテ信念ト矜持トノ力強キ發露ニシテ亦是半島開發上極メテ必要ナルコトト認メラル、幸ヒ朝鮮ニ八往古ヨリ賦役ノ制度ニ依リ民衆一般ニ公役奉仕ノ習慣アリ此ノ際賦役ノ觀念ヲ奉仕ノ觀念ニ轉換シテ本施設ノ上ニ新生命ヲ賦與シ以テ愛国心ノ涵養ヲ圖リ一八国力ノ増強ニ資シ他ハ勤勞好愛ノ習慣ヲ助長愈々皇運扶翼ノ道ニ徹セシメムトス。」

この趣旨からもみられるように、全国民の自発的かつ犠牲的な奉仕を意図しており、特に青少年の社会奉仕を通じた愛国心の涵養をそのねらいとしていることがうかがえる。そして、日帝は全朝鮮人の労働動員を封建社会における賦役の延長線であると主張して、朝鮮人の動員を妥当化している。なお、この勤労報国運動の目標³⁰としては、以下をあげている。

- 一、 國家觀念ノ涵養、内鮮一体ノ深化
- 二、 勤勞好愛、忍苦鍛鍊、犠牲奉公ノ精神ノ涵養
- 三、 共同一致的ノ行動ノ訓練
- 四、 体力ノ増進

五、 地方ノ開發

六、 非常時局認識ノ徹底

上記の共同一致的な行動の訓練という目標に表れるように、戦時時局での共同的な勤労を通して精神教化と戦争遂行への協力を達成するという方法を用いたと指摘できる。そして、奉仕事項の主な作業として、神苑の清掃、道路・河川などの改修、荒蕪地開墾、池沼または用排水路の浚渫、そのほかに本運動の目標に合致し、土地の状況に適應する作業など³¹があげられており、主に集団労働を必要とする分野の作業に勤労報国という名目を取り入れて効果を高めていた。

なお、上記にあげているように「時局認識の徹底」³²にも努めた。つまり、支那事变勃発以来、変転極まりなき国際情勢下において、聖戦遂行上、朝鮮での時局の認識ならびに自覚の喚起は喫緊の要事で、その方策として講演会、講習会、座談会などの開催、ラジオ放送、展覧会、映画、紙芝居、新聞、雑誌など宣伝啓発の施設と機会を通して時局認識の徹底に万全を期していたのである。

勤労報国運動の具体的な実施方法に関しては、「奉仕時間は毎回二時間以上とし、地方の実情に応じて適切なる方法を決定するとし、作業は参加年齢該当者の剰余労力を利用することで、漸次勤労量の増加の気風を要請すると規程し、一定の時間は一心不乱に努力する³³」ことを定めている。

ちなみに、愛国日当日の様相を一例あげると、愛国日の行事にしたがって、皇居遥拝、簡単なる説話、皇国臣民の誓詞齊誦、天皇陛下万歳奉唱、作業終了後農具の清掃とお互い禮の上解散するということであった。つまり、勤労報国運動という労務奉仕の際にも皇国臣民の誓詞、天皇陛下万歳などの皇国臣民としての精神を覚醒させることには一時も疎かにしないという徹底ぶりが読み取れた。

報国隊員は作業による国酬を受けざることを本体とするもこれを受けた時は公事に献金するか、愛国貯金または報国隊の費用とする³⁴という措置を取っていて、絶対に私用に消費せざること³⁵と定めている。これは個人の労働力を国家が完全に搾取していることを明らかにみせているもので、戦時の労働力不足の時局対策の手段

として利用されたと言っても誇張ではない。労働に対する報酬の問題は、以下に引用するインタビューの証言においても、実際の生活苦と大きくかかわっていたことがうかがえた。

「...(前略)...学校でやる愛国日行事での労働はしょうがないとしても、部落ごと行われる報国隊の奉仕は否だった。家計が苦しかったから、僕も縄刈織りなり、何でもやって稼がなきゃいけなかったの。報国隊の仕事をやると直接うち等には金をくれなかったからね。こっちの意志でいかないわけにもいかないし、...(以下省略)³⁶」

以上の成人を対象とした勤労報国隊とは別に学生たちにも「学校勤労報国隊³⁷」を結成して学生の勤労働員を図っていた。その代表的な例として、「扶餘神社の建立」に全国の学生たちを動員したことがあげられる。大体夏休みなどを利用して、団体で宿泊しながら10日間ほどの共同労働をすることであった。学生たちに筋肉労働の神聖さを体験させるという名目下、機械類の使用はできる限り避けること³⁸を指示していた。これは、学生勤労報国隊の場合は、大人に比べてけがをする危険性が高かったのと、他方、一番感化されやすく時局における動員人材となる学生たちに労働を通しての精神教化に多くの比重をおいたためとも取られる。

ちなみに、当時、学生という身分で扶餘神社の建立行事に動員された多くの経験者が健在しており、さまざまな思いを得られることができた。そのひとつをあげると次のとおりである。

「...(前略)...普段から校内でさまざまな勤労行事をしていたが、うちの学校でも他の学校に負けず、扶餘神社の建立行事に参加した。私も優等生だったからその一員となって扶餘にいった。そこにはすでに全国から学生たちが来ていて働いていた。...(中略)...合宿場では夜になると、またいろいろな講習会などがあって、疲れた体を休むこともままならなかった。...(中略)...仕事

は大変だったけど、友たちとの生活や1日3回食事を取れたことが嬉しかった。³⁹⁾

ここでも、単なる労働奉仕である勤労報国隊になるにも、優等生を優先させるといふ競争心を促していることや共同の場を通して精神教化のための講習会を欠かせなかったことがうかがえる。何より、悲しいことは1日3食を食べられることへの嬉しさを語ってくれたことで、当時の生活苦を歴々と表すものである。これは、次項での供出と配給の実態において詳しく言及する。

以上で、内鮮一体というスローガンの下で行われた精神教化運動の代表的な例として、愛国日を中心とした週間行事と記念行事及び勤労報国運動について検討した。そして、各項目ごとに綿密な計画のもとで実施されたすべての行事内容から、その中で生活した人々の自由意志とは存在し得ない状況であったことは想像し難くない。ちなみに、国民総力運動の各連盟での指導要項とインタビューで得た証言を基に、精神教化にかかわる項目を個人と団体別に区分して詳細にまとめてみた。団体とは主に国民総力運動下の最末端の部落連盟を単位とするものである。

表(1 - 5) 個人・部落連盟の実践要目⁴⁰⁾

必行事項	個人	団体(部落連盟)
宮城遙拝	ラジオのある家庭はその支持にしたがって家族全員を集める。また、近所のラジオのある宅に集まる ⁴¹⁾ 。	遙拝は、常会、団体行事の挙行の始めに行う。愛国班員の合同遙拝は愛国日を除いて毎月2回。
神社参拝	毎月1日、祭典、記念日、必要時。	左同
皇軍黙禱	毎日正午、サイレンと共に所在地で東を向いて実施 ⁴²⁾ 。	左同
国旗掲揚	国旗掲揚と皇国臣民誓詞齊誦	左同
時局の認識	戦争の趣旨会得、愛国班・国民総力の熟讀。	常会、座談会利用。

上記の事項は国民総力運動の思想統一のためにだされた実践大綱の内容にも明記されており、それに基づく実践であったことは次の表との比較で把握できる。

表(1 - 6) 国民総力朝鮮連盟実践要綱⁴³

実践要目	重点事項	実践事項
日本精神ノ昂揚	國體觀念ノ明徴、敬神崇祖、 舉國一致、滅私奉公ノ大精神ノ 發揚、皇國臣民ノ信念ノ徹底	朝ノ宮城遙拝、神社參拝、正午ノ黙 禱、國旗掲揚、皇國臣民ノ誓詞朗誦
内鮮一體ノ完成	一視同仁ノ聖旨奉體、内鮮一體 理念ノ徹底、内鮮史實ノ再認識、 信愛協力ノ実践	國語ノ普及、内鮮風習ノ融合、團結 ノ強化

表(1 - 7)国民総力朝鮮連盟実践方策⁴⁴

實踐準備ノ徹底	實踐方法ノ剗切周到ト重點把握、要目精神ノ普及徹底、周到ナル實踐準備ノ完備
指導陣營ノ強化	組織ノ整備確立、強力ナル指導網ノ充實、指導者ノ率先垂範、指導ト被指導者トノ相互信賴、指導ノ懇切ト簡明、機宜ノ措置ニヨル指導ノ徹底
實踐ノ徹底	相互提携ト實踐ノ共勵、實踐工夫ト創意ノ暢達、模範的實踐者ノ表彰、互助的注意ト反省ノ實行

以上、戦時時局での国民精神総動員運動を基盤にして行われた精神教化のための愛国日行事と勤労報国運動を中心とする実践項目を通して当時の実状を考察した。そこで、表に示した項目の具体的な実施過程について検討する。

第一に、「正午の皇軍黙禱」⁴⁵については、皇運扶翼を誓い併せて出征皇軍の武運長久祈願並びに護国の英霊に感謝を捧げるため、大詔奉戴日の他に多数の会合の際はもちろん、毎日正午の号笛を合図にして、半島全民衆がその住所において敬虔なる黙禱を捧げたのである。

第二に、「常会の開催」⁴⁶である。常会は上意下達、下情上通の施設たると共に隣保和親、共勵互助の機関として総力運動実践行動の根源をなすものである。そして、毎月八日の大詔奉戴日における早朝常会の他に、毎月十日の夜間（一定時）には愛国班ごとにもれなく愛国班常会を開催し、班長を中心に国民儀礼、実践徹底事項の実践申し合いや懇談、皇国臣民の誓詞齊誦などの順序で開催する。

また、運営の最善を期するため、ラジオによる指導放送をすると共に、各連盟の常会には上級連盟の役職員が実地に臨んで、開催状況の視察並びに指導に加えると記している。なお、各職域における各種連盟に於いても毎月定例的に常会を開催し、職場能率の増進と同僚間の親和親睦を期しつつある。

第三に、「国語普及運動」に関しては、半島人の国語生活の徹底を図ることは内鮮一体の完成すなわち、半島民衆の皇国臣民化の促進上極めて重要事項であると記している⁴⁷。そして、連盟運動として常に普及に努めてきているが、1942年度より一層施設を強化して、国語全解運動を起し、各級連盟では各々その地方の実状に即して諸般の施設を行い、全朝鮮にわたって国語全解運動を展開した。また、本連盟においては講習と習得用として国語教本四百万部を印刷して配付した。そのほか、奨励の一方法として、朝鮮人の国語常用家庭に対しては表彰をするなどその普及に努めていた。その詳しい内容については、第二部の言語政策において考察する。

第四に、「敬神思想の涵養」⁴⁸のためには、常に皇室を尊崇し、国家を愛し、神社を敬い、祖先を崇め、自己の小我を滅して国家悠久の自我に合体する崇高至上の精神のため、毎月大詔奉戴日には神社神祠参拝日と定め、全面的な実践を強調した。したがって、一般の敬神思想頓に昂揚され参拝者が漸次激増しつつあるという報国から国民総力運動の実施の強要は想像しがたくないのである。

しかも、各家庭には大麻の奉齋を積極的に奨励して、敬神の思想の昂揚に努めていた。これは、各家庭に神棚をおくように強要しており、その実践においては、各村の大人のみならず、学校を通した学生たちにも家庭訪問をする形として重荷を加えていた。しかも、多くの朝鮮のクリスチャンは偶像崇拜という觀念から断然抵抗しており、多くの被害を受けることとなった。その例としてインタビューの一部を

あげると次のとおりである。

「...(前略)...ぼくの亡き父は信仰深く、総督府が実施する多くの行事、いわゆる神社参拝などを拒否して、大邱刑務所に六ヶ月入ったの。そんなわけで、家の兄弟は学校にも入れてもらえず、ぼくは遠くの伯父さんの養子になるという書類を作って、やっと学校に入れることになったの。⁴⁹」

「...(前略)...ある日学校で神棚を配給しては、先生は各家の一番よく見えるところに飾って置くように指示したの。そして、家庭訪問して確認すると言った。朝学校に行く前にこっそりと部屋の高いところに気づかないようにして飾って学校に行った。しかし、帰ってきたら、父が神棚を粉々にしてしまって、ものすごく怒られたが、そんなの気にならなかった。なぜなら、頭の中では先生が家庭訪問で来るということだけが残って、先生にばれることを思うと恐くて恐くて...(中略)...クリスチャンであったうちにはありえないことだけど、父に隠れて僕は団体での神社参拝にも行ったし、当時は父の頑固さが恨めしいだけだった...(以下省略)⁵⁰」

この証言で見られるように、日帝の各施策に従わないことで、子どもの教育にも影響されるという弊害、また、学校での愛国日行事を通じた精神教化による学生たちの思想の変化は親世代との意識の相違を生んでいたことがうかがえる。その世代間の意識の差に関しては、第二部での文化変容がもたらすアイデンティティーの揺らぎにおいて考察する。

第三項 皇国臣民化政策の展開

戦時時局において愛国日行事と勤労報国運動に続き、その究極の目標とする内鮮一体を通じた皇国臣民化のためのその他の施策について、各項目別に検討する。

第一に、「皇道文化の振興」⁵¹があげられる。

皇道文化の振興を図り、米英文化の撃滅を期することは、大戦下の国民精神作興上において喫緊事である。そこで、皇道文化論文募集、諺文文化の国語文化への転換に資する国語文学国語劇の表彰、日本芸能の紹介などに努めた。一方、1943年4月に文化人の積極的な活動を促進するため、文化各部門機構の強化を図るとともに、既存諸文学団体を統合し朝鮮文人報国会を結成して、在鮮全文化人は一致団結して皇道文化の振興に邁進する体制を整備した。同年5月には日本文学報国会から知名文士を招聘して鮮内を視察させて、戦時下の半島における文化運動と総力運動の実態を認識させた。そのほかに随時文化叢書を発行し、半島における皇道文化の振興に努めつつある。

第二に、「宣傳に関する施設」⁵²においては、総力運動の成否は啓発宣伝に左右されるところ、諸種の宣伝施設をなしつつある。その主なものをあげると、各種講演会、新聞発表、ラジオ放送、映画及び紙芝居の利用、各種展覧会、各種宣伝ポスター及びビラ配付、宣伝広告の指導などである。そして、1943年3月10日の陸軍記念日を機として、各道の中堅労務者2千余名を参集して、「全鮮産業戦士増産決意宣揚大会」を開催して参集者に深く感銘を与えた⁵³と記している。

第三に、体育、つまり、皇国臣民体操普及があげられる。

学校教育の普及にともない体育運動は学生生徒の間に大いに発達したが、必ずしも満足すべき状態ではないと考えていた。そこで、国の将来を担うべき青少年層の体育向上に関して最大の関心と発展の方策を探ったことは言をまたない。

そして、1941年11月、体育奨励団体の組織網の整備と普及化のための指導系統を樹立し、同時に指導者の養成に重点をおくという趣旨の下に、朝鮮体育協会を改組拡充し、下部組織たる地方体育協会の構成を新たにしたのである。いわゆる、国民総訓練に重点をおき、敢闘精神の錬成、団体訓練の強化、国防的各種競技演練など最高の戦力増強を目標とし、皇国臣民の錬成に期していたのである。

以上の目的を達するため各種行事⁵⁴を行っており、その主なるものをあげると、次のとおりである。明治神宮国民体育大会への参加と朝鮮神宮奉賛体育大会開催及びラジオ体操の会開催、朝鮮学生戦力増強総合体育大会の開催、皇国臣民体操の普

及などである。

第四に、ラジオ放送教化⁵⁵があげられる。

当時、ラジオ放送によって民衆の文化的生活に及ぼす影響は実に驚異に値する⁵⁶ものと認めたとおり、国民精神の統一、国民生活の統制、国民教養の指導など団体的共同活動の上に及ぼす効果は多大であった。そこで、これを教化の上に利用するものが激増したのは言うまでもなく、さらに一定の目標と計画の下にこれの拡充の緊要性を痛感し、1937年一月より各種の内容を包含する放送を実施していた。しかし、地方にはラジオの普及がないに等しい状況だったので、地方改良施設の一項に加えて、早急なラジオの普及を促進させていた。

第五に、社会教化資料の編集頒布⁵⁷をあげられる。社会教育教化に関する図書、小冊子の発行が盛んになり、本府の方針に合致し教化の対象たる民衆生活の統制のために刊行物は良策と認めたのである。

そして、1932年民心の作興、農山漁村振興運動の提唱を機とし、教化施設の一として修養、常識、趣味養成など一般民衆の教養に関する資料を内容とする冊子を刊行した。これを可及的広く分布して社会教化の指導者および一般民衆に対して本府の方針を周知させるとともにその実行の徹底を強化した。

参考にその刊行物の目次をあげると、次のようである。

「朝の郷約、色服と断髪、自力更生を目指して、起てよ民衆、農道の大本、農村は輝く、思想問題とその取締に就て、奮へ民衆、我等は共に生く、儀禮準則、心田の開発、國體明徴に就て、國土を莊嚴するもの、心田開発とは何ぞや、佛法僧の三實に就て、婦人の力に俟つ子女の教養について、婦人と音楽趣味、朝鮮に於ける工業発展上の諸問題、燃料の話、金銀の話、鹽の話、現代社会の流動性、韓国時代の学校の懐古、北支事変に対する国民の覚悟、最近の北支を見て、北支事変と朝鮮人⁵⁸」などである。

第六に、農村娯楽⁵⁹があげられる。娯楽は生活において活動能率を高め、共同心を培養し、生活を浄化するなどその効果は極めて大いなるものと示している。そして朝鮮においても従来から行われている娯楽はその数少なくないし、中には高尚優

雅で文化価値を有するものもあって、一般民衆の娯楽として郷土色豊かな物も多く、大衆的公正明朗性を有するものが少なくない。しかし、今日農村民衆の娯楽として奨励するにおいては相当の検討を要すると示し、以下のような農村娯楽の撰択普及においての基準⁶⁰を定めていた。

「...(前略)...農山漁村の生活の即したるもの、職業と相關的のもの、郷土的、体育的、化民成俗的のもの、大衆共同的、實施容易なるもの、経費の少なきもの...(以下省略)(傍点は注参照)」

この基準に沿う娯楽の種類をみると、活動写真、音楽(農楽、楽隊)、蓄音器及び無線電話、運動会、品評会、農技競技会、狩獵会、旅行、遠足、登山、祝祭時の余興、素人演芸、その他郷土固有の娯楽などがある。

第七に、講習会・講演会⁶¹があげられる。

講習会・講演会は社会教育・教化の施設として最も有力なる地位を占めるものと示されているよう、特に朝鮮においての教育を普及せざるをえないこの時期、一層その必要を痛感して、またその効果においても相当なものがあるという。よって、各府道において地方の実状に応じ、その対象を選別し積極的に開催に努め、相当な成績をあげている。その中最も力を入れているのは、中堅層の精神的陶冶と職業道並びに方法に関するもの、未教育者に対する啓蒙的なものである。

第八に、啓蒙施設⁶²があげられる。いわゆる啓蒙運動とは、諺文(朝鮮固有文字)の読、書、綴り及び国語仮名(日本語:筆者注)の読、書、簡易な会話を教えて、多少なりとも実生活上に役立たせ、各種の材料を取り入れて精神を開発して民心作興の基礎を培うこと⁶³、であると記している。

当時、朝鮮の民衆の中には教育を受けなかったものが相当に多いというのは周知のとおりである。そして、一通り日本語の会話ができないものは社会的就職戦線に立ち得なかった。また、農村においては諺文の読、書もできないものは農山漁村振興運動はもちろん自力更生活動上において極めて不利不便を感じる⁶⁴ということか

ら、啓蒙施設は相当重要な役割を努めていたことが想像できる。

その実行においては部落振興会青年団及びそれらの団体、または普通学校などをして農閑期を選び、青年層の男女のために簡易な講習会及び講演会等を開催して、啓蒙運動に努めていたのである。これは、簡易学校での教育とも重なる部分が多く、その具体的なことは、第二部の言語政策において考察する。

第九に、巡回講演⁶⁵があげられる。社会教化に関する講演のため、学識経験のある人士に嘱託して各道を巡回しながら、思想善導、民風改善、勤儉貯蓄の奨励、民力涵養などに努めている。そして、支那事変勃発とともに一般民衆に対し特に時局の認識、東亜新秩序建設の確固たる不動の方針のもとに、内鮮一致団結して難局の打開に邁進すべき覚悟を新たにする目的を示していた。

第十に、社会教化功労者の表彰及びその他である。

1938年より社会教化事業に盡力し、その功績において顕著な模範となる者を各道により一人推薦して、表彰状ならびに表彰金を授与した。また、その業績を官報、新聞などに掲載して一般に周知せしめ社会教化振興の一助としていた。そして、社会教化に適切なるパンフレットを随時刊行して、各種団体及び一般に頒布していた。主なるものが約二千種約五十万部発行していることからその努力を想像しがたくない。

第十一に、教化団体連合会である。

民間に於ける教化事業を振興して館の施設と連絡提携せしめ、更に各教化団体の協力団結を図るため、全鮮的連合機関の設立を必要としていた。そして、1933年十一月十日教化事業奨励の思召をもって御内帑金の御下賜の機会において連合機関の設立を実現することとなった。各道に道を単位とする教化団体連合会を設立し、前記の御下賜金を基金とし、朝鮮教化団体連合会を設立し、1935年10月より発会式を行なった。これによって朝鮮に於ける教化事業は中央・地方相呼応して民間の施設と提携し、同一歩調の下に多大の効果をあげた。そして、時局に鑑みて助長発達を図り、国民総力運動の一翼として活発なる活動を展開しつつあった。

第二節 戦時協力のための諸施策

第一項 基本的な生活様式を定める項目

既述してきた精神教化とともに戦時時局における施策の大きな軸である戦時協力のための諸事項について考察していく。

日帝は、戦時協力を生むために、生活において新体制の確立した。つまり、前述した生活習慣にかかわる諸事項を含め、朝鮮民衆の生存に直接関係する衣食住を中心に新しい体制を確立させていった。日帝の新体制の目的は以下のとおりである。

「朝鮮は古來禮の國として...(中略)...冠婚葬祭の儀禮を重じたるも...(略)...これを行ふに當り身分不相應なる費用と無用の時間を空費する...(略)...社会の上下を通じて其の負擔に苦しみ...(略)...本府は、婚葬祭の三禮につき調査し...(中略)...其の形式の合理化を圖り無駄を排除すると共に...(略)...飽くまで精神を重じ嚴肅を失せざる様準則を制定し、(以下省略)⁶⁶」

以上のように、あくまで形式の合理化を標榜しているが、冠婚葬祭といった従来からの伝統慣習に基づく行事を改めることは、民族性そのものを否定するものでもある。したがって、この施策は朝鮮の人々にとって最もみじかく感じるものとして、日帝の植民地政策の酷さを増すものと考えられる。

これは、国民精神作興に関する詔書渙発記念日である 1934 年 11 月 10 日に一般に発表し、朝鮮の風習改善に対して画期的な方針を指示したのである。そして、この発表とともに諭告を発し、パンフレットの刊行、巡回講演などによって其の趣旨徹底に努力していて、特に時局下における戦時国民生活体制確立のため、その実践を徹底した。なかでも、具体的な項目として、まず、生活の簡易化のために以下をあげている。

「...(前略)...非常時局に處して生活の刷新を圖るのに先づ...(中略)...生活様

式の簡易化...(中略)...衣は色服、食は簡易團樂、住は清潔...(中略)...之が基準様式と為し、(以下省略)⁶⁷」

この基準を効果的に促進するため、社会教化諸団体及び婦人団体などを動員⁶⁸していた。また、冊子、リーフレットの刊行領布、巡回講演、座談会などを実施していた。そのほかにも当然、当時注力していた国民総力朝鮮連盟においてもこの運動に乗出して、戦時国民生活体制基準を制定し、その実行を促している。特に、色服の奨励については、以下のように定めている。

「従来朝鮮民衆は一般に白衣を好み四季を通じて着用する風があり...(中略)
...汚損の度甚しく...(中略)...洗濯裁縫に多大の勞力と経費とを浪費...(中略)
...民衆の經濟更生上...(中略)...主婦の教養上にも影響する所大なる...(中略)
...昭和六年以來特に白衣を廢して染色衣を着用する様...(以下省略)⁶⁹」

そのために、印刷配布及び共同染色所を設け、あるいは婦人問題研究会をして着衣の標準色を調査させて普及⁷⁰するなど奨励を図っていた。

これらの徹底した実行によって、その効果は着々とあがっていたという記録は、その分朝鮮の民衆にとっては、すべての生活を細かい部分まで統制されていたことを示すものである。

しかも、色衣奨励に憤激して自殺した者もいる⁷¹。これは結局朝鮮民族意識の象徴となる白衣が消滅することを憂慮した結果だといえる。多分、朝鮮民衆は日帝に対する抵抗の手段として白衣を固守したと考えられる。この事件をみても、人々の生活習慣にかかわる文化を変容させられることは、単なる生活改善ではなく、その民族のアイデンティティーの属するものであって、それを奪われることは相当な苦しみを伴うものであることがうかがえる。

そして、生活に関する諸般部分においてはやはり婦人教育を通してその成果をあげようとする部分は注目できる。日帝がどれほど婦人の教化に主力し、その力を利

用していたのか、後述する第三節の婦人教育において考察する。

戦時協力運動は、主に経済的な面において日帝側の政策に協力するもので、実際の戦争遂行とは密接な関係を持っており、朝鮮人の実生活に何より大変な影響を及ぼしたもので、強力な強制手段をも伴っていた。前述した、国民精神総動員運動の21項目実践要目の内容のなかで、国産品愛用、消費節約、貯蓄、国債応募、非常時国民生活基準様式の実行、生産増加、軍需品の供出、勤労増加などがこれに該当する。それでは、国民総力の各連盟での資料とインタビュー証言をもとに、その実践要目ごと実行状態をまとめると下記になる。

表(1 - 8) 個人・部落連盟の必行事項と実践要目⁷²

必行事項		個人	團體(部落聯盟)
生産増加の努力	各種生産品の改良増殖	部落生産擴充計劃の遂行	部落生産擴充計劃の遂行を共勵する。
		空閑地利用、樹木・菜・時局資源作物の栽培	部落共同作業班の活動、品評會。
		生産技術鍊成：講習會など。	生産技術鍊成：繩吹など製造*競技會。
	軍需資材の供出	軍需資財の供出*	愛國班・聯盟の供出共勵*
	勤勞愛好	定時勵行、早期標準時間/毎日付近道路清掃、勤勞標準時間/全體家族勤勞。	定時勵行、勤勞奉仕作業*：社境内作業・部落清掃・道路工事*・土木修理工事*・植林・軍人遺家族家業援助*。
經濟統制に順應	買溜・買惜・闇去來の排撃/公定價格嚴守	聯盟機構の利用：所要數申請、統制法令の遵守。	聯盟機構の配給*：家庭消費の正確な調査・公平分配、生産委員の活動：需給品の所持程度調査・買占賣惜など防止、流言團束、經濟統制の講習會・座談會開催、公定價格周知・統制法令遵守。

生産刷新の徹底	奢侈品廃止	奢侈品・装身具の排撃	奢侈品・装身具使用排撃を合議
	婚葬禮の簡易	朝鮮聯盟が制定した改善婚禮基準*による。(朝鮮・日本人儀式別)	
	生活費節約	生活費節約：生活費の源泉共済、金銀支出抑制/自給自足生活強化、物資愛好活用：廃品回収*・代用品等。	物資の愛好活用：廃品回収・代用品等。
	科學的國民生活	服装改善：色衣着用*・國民服普及*、營養本位調理・完全に嚙んで食べる。	服装改善：色衣着用・國民服普及*。
貯蓄目標の達成	個人割當必行	割當額に対する月別貯蓄豫定、恒久貯蓄勵行*：定期貯金・國債公債購入*・保險加入*等、貯蓄方法：勤勞倍加で収入増大・生活費節約	貯蓄組合の結成/貯蓄奨勵實行委員會と部落聯盟の貯蓄委員*との提携
	共販源泉貯金勵行	共販源泉貯金	通帳保管*
		源泉貯蓄趣旨説得	共販源泉貯蓄に対する誤解一掃
食糧対策に協力	出荷	出荷割當數量の絶対供出*、所持米の正確な申告。	生産委員の所持米調査へ協力*、生産委員の聯盟内需給狀況精通
	節米混食の勵行	精制限遵守、混食常用*、代用食	代用食講習會開會、生産委員・推進隊員の狀況査祭
體位向上	身體鍛鍊	戦力増強の體育/武道奨勵等。	左同
	健全な娛樂	實質剛健な娛樂選定/迷信打破*。	左同
防衛徹底	防空、防護、防共、防諜、防犯、防災、衛生の協力・勵行。		

(注：解読不明の文字について ー で示す。そして、インタビューにおいて多数の証言が得られたものは*を付けて、当時の経験者にとって最も記憶に残るということから、日々の強制や生活に多くかかわると判断する。)

以上の内容に表れているように、生活刷新のための項目は国民服の普及のように特に婦人を動員して実施させている部分が多い。インタビューからも、「村に共同作業場があって、色服を作る染め技術や国民服などの講習会があったの。母さんたちは家事や農事で大変ななかでも、出席を取っていたから、何か、夫や子どもに害が及ぶのではないかと心配だったから、その集会には参加せざるを得なかったの。⁷³」という証言に見られるように、共同作業を通して、新しい生活様式とともに婦人の教育に励んでいた。そして、家族思いの婦人の動員には、出席チェックだけでも相当な圧力であったのがうかがえる。食糧対策としての絶対供出については、次項の供出と配給の実態において検討する。

また、保険加入と通帳保管の項目については、

「生命保険というのがあってね。邑の保険職員がきて加入させたの。農村ってそんな金がなかったから、大金ではなかったけど、確か1ウォン以下だったよ。...(中略)...愛国班ごと集まってやってから、村のほとんどが加入されて、何か証をもらったはずだが、当時はその価値をあまり知らなく、解放後に続く戦争とかで証明書をなくしてしまったから、都会の偉い人たちは報償をもらったかもしれないが、うちみたいに田舎では当時の指示に従って、保険加入をただけで、おしまいだった。...(以下省略)⁷⁴」

「教室黒板の隅には貯金表がかかっていたの。それで、競争心をあおられたが、あまりお金がなかったからそんなことしてもあまり効果はなかったよ。...(中略)...通帳は先生がまとめて保管していた。貯金はほとんどできなかったけど、自分名義の通帳は持ってみたかったのに。解放後、あれはどうなったのか、...(以下省略)⁷⁵」

という証言に表れるように、保険の加入などにおいても、すでに構築されていた愛国班の組織を利用していたことがうかがえる。そして、学校での通帳管理も先生がやっていたことから、農村における非識字者のことはどれほど行政に任せきりで

あったのかを想像するのは難しくない。

それを裏付ける文献資料として、「貯蓄奨励運動」⁷⁶があげられる。貯蓄奨励方針に基づき、一般連盟員に対して貯蓄認識の徹底、貯蓄増強を奨励した。ますます国民貯蓄の重大性が加重されていくなか、特に勤労倍加と生活の切り下げ及び国民貯蓄組合の整備・拡充などに積極的に施策の重点をおいた。そこで、貯蓄強調週間、講演会、座談及び漫談会、宣伝ポスター、展覧会など諸種の施設を講じて目的達成に努めたのである。その例⁷⁷をあげると、1943年8月1日、徴兵制実施記念貯蓄運動を起し多大なる成果を収めたという記録と、1937年7月から1943年6月までの貯蓄金高は三十三億千九百九十二萬ウォンに達し、毎年度貯蓄目標高を良好な成績で突破していると記している。

このような結果をもたらせた裏面には、源泉(天引)貯蓄の普遍化、賞与の国債支給などがあったことが注目できる。これは毎年策定された貯蓄目標額を達成するため、朝鮮人の収入から源泉的に貯蓄をさせるという強制的な貯蓄であって、特に毎月の収入が得られない農村においては稲の収穫期に稲販売の代金から源泉貯蓄する方法も取っていた⁷⁸。

そして、朝鮮人の民度が低いという理由をあげ、射幸心を助長するような方法まで取っていた。その一つとして、定期預金に入るとき抽選を通して当選された場合預金額以外に定められた金額をもっと払ってくれるという、最近の宝くじに似た方法まで動員した⁷⁹。

さらに、戦時協力運動という名目下に、全朝鮮人の生活を隅々まで統制した「非常時生活基準様式⁸⁰」の内容について検討する。非常時生活基準様式とは言葉どおり、衣、食、住、儀礼と社会風潮について細かく基準を提示しており、朝鮮人の生活を厳格な規律のなかで統制しようとしていた。

当時、朝鮮における農村庶民の最も身近な基本的な生存にかかわるものとして、その基準とはどれぐらい日常生活と密接に関係して、朝鮮人の重荷となったのか。実際の日々の生活を左右するものとしてその働きかけは日帝への自発的な協力を生むに相当な影響力をもっていたことから、その詳しい内容の検討は必然的であっ

た。資料⁸¹とインタビュー調査で得られた内容をあわせてまとめると次の表となる。

表(1 - 9) 非常時生活基準様式⁸²

	規定	標語
食	<p>食事ハ保健及栄養ヲ重ンジ簡素ヲ本旨トス*</p> <p>食事ノ際ニハ感謝ノ意ヲ表シ全家族同時刻ニ食卓ヲ圍ムコト</p> <p>祝祭ニ付テノ饗應及宴會ハ質素ヲ尚ビ徒ニ設備ノ盛大ヲ競フガ如キ氣分ヲ排除スルコト</p> <p>来客ノ接待ニ濫ニ酒ヲ用フルコトヲ廢スルコト*</p> <p>接待ニ茶ヲ用フル習慣ヲ醸成ス(朝鮮人家庭ニ)</p> <p>農家ニ於テハ晝食ニ冷飯ヲ用フル習慣ヲ醸成スルコト*</p>	<p>「食事ノ前ニ先ヅ感謝」</p> <p>「イタダキマスト箸ヲトル*」</p> <p>「来客ニ酒無用」</p> <p>「晝食ニ冷飯」</p> <p>「来客ニオ酒出サヌモ國ノ為」</p> <p>「イツモオ晝ハ冷飯ヲ*」</p>
住	<p>住居並ニ其ノ附近ハ清潔ニスルコト</p> <p>簡單ナル穴倉*ヲ設ケ平素ハ物置等ニ應用シ有時ノ際ニハ防空*ノ目的ニ充當スルコト</p> <p>居室ハ通風採光ヲ良クスルコト</p> <p>朝鮮家屋ノ行廊ヲ廢スルコト</p> <p>庭ニ草花ヲ植エルコト</p> <p>温突ノ焚口ヲ改良シ粉殻ヲ焚クコト</p> <p>朝鮮家屋建築ノ基準規格制定方ヲ要望スルコト</p>	<p>「清潔整頓」</p> <p>「庭ニ草花」</p> <p>「キレイニシマセウ家屋シキ」</p> <p>「花ヲナガメテー仕事」</p>
衣	<p>衣料愛護思想ノ徹底的涵養</p> <p>死藏衣料ノ活用</p> <p>再製材料ノ動員運動</p> <p>新調ノ見合</p> <p>吉凶其ノ他儀禮ノ場合ハ平常服ニ本聯盟所定ノ徽章ヲ佩用シ禮服ニ代フ*</p> <p>古材料ノ工藝化ニ依ル利用</p> <p>新調ノ己ムナキ場合ハ、</p> <p>一、男子朝鮮服ニアリテハ色服*トシ紐(コルム)ヲ廢止*スルコト</p> <p>二、女子朝鮮服ニアリテハ朝鮮婦人問題研究會案ヲ基準トスルコト</p> <p>三、洋服常用者ニアリテハ本聯盟所定ノ標準服ノ如キモノトシ地質色合ハ任意トスルコト</p>	<p>「衣料愛護」</p> <p>「死藏衣料活用」</p> <p>「再製材料総動員」</p> <p>「新調見合」</p> <p>「色服着用*」</p> <p>「吉凶徽章佩用*」</p> <p>「衣類ヲ大事ニイタシマセウ」</p> <p>「今年モ間ニ合フ仕舞ツタ着物」</p> <p>「ボロヤ、毛糸ハ又生カセ」</p> <p>「今年衣服ノ新調見合」</p> <p>「イツモ着物ハ色服ヲ」</p> <p>「此ノ着物徽章ヲツケタラ儀禮服」</p>

<p>儀礼</p>	<p>一家八毎早朝ヲ宮城遙拜*シテ皇室ノ御安泰ヲ祈ルコト 祝祭日ノ國旗掲揚*ハ勿論進ンデ神社神祠ヘ参拜*スルコト 皇國臣民ノ誓詞*ヲ機會アル毎ニ朗誦スルコト 婚禮喪儀ハ之ヲ質素嚴肅ニシテ虚飾ニ流レズ此ノ際婚禮披露宴其ノ他各種祝宴ハ絶對必要範圍ニ止メ且努メテ簡素ニスルコト(総督府制定ノ儀禮準則ニ依ルコト) 凡て贈答時候見舞驛頭ニ於ケル送迎等ニシテ形式的ノモノハ断然之ヲ廢止スルコト、 特ニ形式的盆暮ノ贈答ハ之ヲ全廢スルコト 弔用供花贈呈ハ特殊ノモノヲ除キ之ヲ廢止スルコト 師弟長幼主従並ニ集會ノ禮儀ヲ正シクスルコト</p>	<p>「毎朝宮城遙拜」、「ミンナデ宮城ヲ拜ミマセウ」</p>
<p>社会風潮</p>	<p>國語ノ常用* 物資ノ愛用ト消費節約 一、廢品ノ利用回収ノ為各地方ニ廢品回収ノ施設* 實行ヲ促進スルコト 二、軍需關係品(綿、紙、羊毛、麻、ゴム、皮革、金屬等) ハ勿論生活用品ハカメテ新調ヲ見合セ有合セニテ間ニ合セルコト 三、音信ハ絶對已ムヲ得ザル場合ノ外ハ葉書*ヲ使用スルコト 社交上ノ慣例ノ改善 一、宴会ニ付テ：午後十一時ヲ超エザルコト、献酬ノ全廢、酒類ハ国産品ニ限ル 二、年頭ニ際シテハ各地適當ナル方法ヲ以テ名刺交換會又ハ互禮會ヲ開キ廻禮並ニ賀状ハ全廢スルコト 陰曆ヲ廢止*シ太陽曆ノ使用ヲ勵行スルコト 實害アル迷信ノ打破*ニ努ムルコト 時間ヲ勵行スルコト(特ニ嚴重ナル申合セヲナスヲ要ス) 集會ノ通知又ハ案内状ニハ必ズ終了豫定時刻ヲ記入シ之ヲ勵行スルコト 道路ニ啖、唾ヲ吐カザルコト</p>	<p>「國語常用」、「イツモ國語ヲツカヒマセウ」、「軍需資源愛護」、「軍需資源ハ減ラスマイ」、「宴會ハ十時迄」、「十時デ乾杯」、「献酬無用」、「盃ヤリトリヤメマセウ」、「廻禮賀状全廢」、「賀状廻禮ヤメマセウ」、「陽曆慣行*」、「正月ハ陽曆デ」、「迷信打破*」、「信ジマスマイ迷信ヲ」、「時間勵行」、「互ニ時間ヲ守リマセウ」、「手鼻啖唾國ノ恥」、「吐クナ啖、唾、ヤメヨ手鼻」</p>

(注：*はインタビュー証言で多く得られた項目で、実際の生活で特に強調された部

分と思われる。)

上記の規定と標語に伴って、常に意識のなかに刻み込むためにいかなる手段と努力をも行っていたのか想像するに難しくない。今もこの標語を覚えている方がいるというのは当時どれくらい日常的に常用されたのか想像し得る。以下にインタビューでの証言をいくつかあげて、その様子をうかがうことにする。

「...(前略)...何より食べるものがなくて苦しかった。なのにそれゆえ、食は簡単にすることを原則とか、朝ごはんはお汁一つ、キムチ一つにすることと、昼ごはんは冷飯にすることを指示されたが、そんなの守るも何も、いつも配給米が足りず、量を増やすために、いろいろな野菜、えーと大根とかナムル、松の皮などを入れて煮込んだお粥ばかり食べてたから、上で出される指示なんか関係なかったよ。あーそういえば、アプザビ(親日になって朝鮮人を生活を細かく干渉する村の朝鮮人スパイをさす言葉：筆者注)が朝早く村の高い山などに登ってどの家で煙が出るのかを監視したりしたの。煙が出るというのはご飯を炊いてる証拠だから...(中略)...酷かったなあ。...(以下省略)⁸³」

この証言のように、日帝が食生活の簡素化を標榜していたが、実際には簡素より、日々の三食を得ることが精いっぱいであって、ご飯を炊く燃料の節約まで監視していた状況は当時の戦争の物資協力への厳しさをうかがうことができる。また、

「村の裏の山に報国隊事業として動員され、防空壕を掘ったの。最初は食糧の保管とか、防空訓練などに使ったが、後になっては軍部隊の装甲車を保管したりしていた。...(以下省略)⁸⁴」

という証言から、防空壕ひとつをあげても、非常時の日々の生活への利用から、防空訓練と軍装備の保管などに変わったことから植民地朝鮮が朝鮮戦争へと本格的に利用されたことがうかがえる。そして、以下の履物に関する証言でも、物資の制

限からくる悲しい現実をうかがえる。

「男の人の髪は皆丸刈りにすることを指示され、靴もゾウリと下駄だった。ゾウリを作る藁も縄川供出のためにほとんど使われるため、そんなに何足か持てるわけでもなかった。下駄もちゃんとしたものではなく、木を削って、紐をつないだだけのものだったの。ゾウリは父に習って、夜を明かしながら作っても、何日か履くとだめになるので、学校に行くときも履かずに、手にもって歩いたの。学校の前に着いたら履いて、教室にはいったの。...(以下省略)⁸⁵」

また、衣に関しても、色服の奨励のため、白服を着て出かけると黒ずみ鉄砲を撃たれたり、冠婚葬祭の礼儀服も伝統を守れず、日帝の所定の徽章を付けることで代わりにしたことは、儒教精神に基づく成人世代に多くの反発をかっていたという証言も多数の方々から得られた。

特に、食の項目で「イタダキマス」と箸を取るとの標語には資料としての文字だと解釈したが、実際のインタビューで伺ったら、母語での「ジャル、ムッケッスムニダ(頂きますの朝鮮語)」ではなく、日常的に「いただきます」という日本語の常用を強制され、警防隊、推進隊と呼ばれた日帝の協力者たちが監視の目を働かせていたという、多数の方々から一致する意見を聞くことができた。ここでも、日本語への普及の強度と日々の朝鮮人の生活への監視・統制の実状がうかがえる。

そして、社会風潮の項目での音信に対する葉書使用へのことも、内容を検閲して、思想への監視を働かせていたことも日帝の朝鮮人統制への一貫する行動であると見られる。

さらに、改善儀禮基準⁸⁶を制定して、儀礼の簡素厳肅化を図り、旧来の弊習の是正と民風の振作を期し、あわせて物資節約の実効をあげることは時局下極めて緊要であると記した。朝鮮総督府制定の儀禮準則を基本として改善婚礼基準及び改善葬礼基準を決定し、普及実践を図り戦時国民生活の徹底に寄与したのである。これは、

儒教精神に基づいて固有文化を伝統としてもつ朝鮮人には多くの反発心を引き起こすものであって、色服を始め、陽曆厳守などに強力に抵抗する形として表れた。

以上で、衣食住を含む朝鮮人の生活全般にわたって干渉した非常時国民生活改善基準を見てきた。これは、朝鮮人の基本的な生活権を否定するものであって、いかに朝鮮人の生活を隅々まで徹底的に管理していたのか歴々とみせてくれる部分でもある。多文化教育の概念のなかでも強調される自文化・自言語に対するすべての権利が剥奪されることで、部落連盟ごとに、しかも同じ村の親しかった朝鮮人の監視の下で強要される文化変容とは村での存続にも多くかかわっていた。この生活改善基準として出された項目以外にも実際の生活の場において細かく支持されていたことがインタビュー証言においても取れた。

これに加えて、当時の食糧の状況を歴々と示してくれる資料として、1939年に日本人代議士の朝鮮視察報告において、「朝鮮の小学校学生の中で20%ないし35%ほどが昼食を食べれない欠食児童である」⁸⁷という内容があげられる。

これらの朝鮮での厳しい状況は日帝にとって憂慮するもので、「国民精神総動員早害克服強調週間」⁸⁸という行事を通して民心の安静を図った⁸⁹ことから、全組織を動員して朝鮮人の精神的な動揺を防ぐことに励んでいた。

したがって、日帝は戦時非常時局に合わせて、今までの諸運動を通して築き上げた徹底的な組織体系を活用して、もっと強力に朝鮮人を管理・統制するだけでなく、朝鮮人自ら自発的に協力してくれる動機付けとなるものを考案していった。次項では、その最も強力な動機付けと考えられる、供出と配給制について考察する。

第二項 愛国班を中心とする戦時協力

(1) 供出と配給制度による朝鮮人の統制

1940年代に入って朝鮮における国民総力運動の最高の目標とは、高度国防国家体制の確立であった。そのため朝鮮人を協力させる方法として、供出と配給制を導入した。

供出は、穀物を始め、軍用縄吠など多岐にわたるが、まず、穀物供出について検討する。朝鮮では、1939年大変な旱害で、翌年、凶作への対応策として実施されたのが始まりである⁹⁰。そして、供出に関する詳細な規定が設けられていくのである。

供出に関しても、既存の国民精神総動員部落連盟という組織を活用して、農会とその他の産業団体の援助を受けて部落単位に供出必行会を組織する。その具体的な供出方法は以下の引用文で読み取れる。

「供出に当りては国民総力連盟の機構に依り愛国心の発露たる供出報国運動を全面的に展開し地方庁、農会、金融組合其の他の産業団体を協力せしめ以て所期の目的に邁進するものとす⁹¹」

この規定から、当時の国民総力運動を通じた供出への協力をうかがえる。

そして、1943年には穀物供出量の割当てに関してより具体化させて、国民総力運動の組織体系を大いに活用して、道から府郡そして邑面という行政機構を利用して、府邑面から各部落に割り当てて、部落では愛国班の常会を通じて個人に割り当てていくことを定めた。

この構造で特に注目されることは、供出を部落ごと割り当てることで、部落民連帯責任⁹²として部落共同の重荷となったことである。今まで、部落において共同体意識を形成して、互いに協力し合って農事を行う部落の機能を活用して、供出の成果をあげようとした日帝の意図である。これは、今までと同様の村での存続のためには進んで部落全体の責任分量を合わせるしかなかった。

しかし、食糧の供出というのは、当時の苦しい経済状況の中、朝鮮農民において日々の生存にかかわるものであって、その反発は相当なものであった。実際のインタビューにおいても以下のような場面が多かった。

「供出には日本人巡查と朝鮮人の推進隊の人が一緒にきたよ。押入れはもちろん、細い鉄の棒があって、それで壁や床のしたまで押して米を探し出すの。

どうやって知ってるのか、確かスパイがいたよ。...(中略)...法事のために少し隠しておいた米が見つかって、父さんがそれだけは勘弁してと願っても、巡査は僕の前で父さんを足で蹴って、米をもっていったよ。...(中略)...巡査の日本人も憎かったが、それを手伝う推進隊の人がもっと憎かったよ。巡査が村に出向くだけでも、皆が恐れていたから、解放後も警察署の前を通るのは否だね。...(以下省略)⁹³」

この証言に見られるように、供出は最も朝鮮人の「生」を苦しむもので、今も続く精神的な苦痛に多く影響するものであるのがうかがえる。そして、朝鮮人同士の内部的な分裂またはお互い監視を生むものとなっていた。また、親の屈辱される様子は見て子どもたちは日帝への抵抗心を増しており、今も朝鮮の人々が当時を思い出すたびに怒りに燃えたつのはこれが多く影響している要因と考えられる。

文献資料においても、供出に対して実際に地方吏員と警察によって強制的に行っていた様子をうかがえる。

「供出関係職員トノ暴力的摩擦衝突事案、悪質ナル供出忌避事案多発ノ傾向ヲ示シ...(中略)...朝鮮農村ノ当面セル最モ切実ナル問題...(以下省略)⁹⁴」

この報告書で見られるように、食糧の供出は日々の生活にかかわる問題で、朝鮮人の自発的な協力ではその目標量の達成できず、様々な強制手段を講じており、その強制性と朝鮮人の反発が引き起こす事件が多発していたのである。

一方では、その改善のために、既述したような部落全体の責任としたり、供出成績優秀な邑面に対して「奨励金」⁹⁵または「特配、優先配給」⁹⁶などの策を練っていた。当時の朝鮮人の生活が配給制によって成り立っていたことから、生活必需物資である綿布類、ゴム靴、石鹼などの優先配給、酒類の特配などは供出を促進するに多大なる効果を収めていた⁹⁷と記述している。

以上、穀物の供出が最も強要され、朝鮮人の生活を脅かすものであったが、他方、

軍用の縄刈織りも全家族の労働を動員させるほどの労務供出の代表的なものであった。そして、農事をあまり持たなかった最も貧しい零細民にとって、縄刈織りの収入は生計の多くの部分を占めていた⁹⁸。それは、以下のインタビューにおいても伺える。

「毎日の縄刈織りは全家族にとって大変だったの。供出の量を満たすためには夜中じゅうやっても無理だった。手は痛いし、昼間の学校や報国隊の奉仕で体は疲れるし、眠くてたまらなかったよ。でも、その収入がないと生計が成り立たなかったから。また、供出量をあわせないと隣人にも迷惑だし、面倒見てくれる区長にも顔が立たないし、配給量にも影響されるからね。...(以下省略)⁹⁹」

この証言に表れたように、供出が普段からの協力を生む隣人とか愛国班長である区長などの連帯責任となることで朝鮮人個々人は協力せざるを得なかった状況が把握できる。このように供出をうまく実施させるために利用されていた配給制度は、当時どのように戦時時局における協力を生むものとなっていたのであろうか。

配給制は、1940年から主要産業物資・輸出用資財の他にも生活必需品についての配給統制からである。その対象となったのは、主に広巾綿織物、朝鮮産雑穀、布、靴下、小麦粉、ゴム靴などがあげられる¹⁰⁰。

その配給方法は、業種別生産者及び販売店を中心に配給統制協会及び協議会が決められ、統制機関が割当てた物資を所属会員である各卸及び特約店が配った配給証と交換して購入した¹⁰¹。そして、1941年3月、生活必需物資統制令及び生必需品配給機構整備要綱¹⁰¹⁻¹の公布とともに、全面的に米を含む生必需品が統制された。

特に同年8月の配給統制令及び、12月の物資統制令によって、従来の産業物資に限られていた統制が、一般物資にまで拡大されたのである。移入青果物配給制、生鮮・食料品配給制、青果物10品目配給制、電器機器配給制、製綿配給制、家庭用器物配給制、味噌・醤油配給制、朝鮮産鮮魚介配給制などから当時の生活への統制

状況は十分に想像しえる。

朝鮮総督府は配給機構とともに配給証制度を実施¹⁰²して、配給方法に「通帳制方式」を取り入れて、愛国班を通して購入証を受けて、指定された数量を物と交換する方法でその管理を高めていった。

しかし、行政力だけでは、闇取引など個人への生活必需品を徹底的に統制することは現実的に不可能であって、朝鮮総督府は国民総力運動における組織を大いに活用することとなった。そして、朝鮮人たちの生存にもかかわる身近な生活問題であることを利用して、第一節において既述したとおり、皇国臣民の誓詞の普及など精神教化のための一手段として大いに活用したのである。

供出とともに配給に関しては数々のインタビュー証言が出た。その中での一部をあげると次のようなものがある。

「当時の生活ってね。すべてが配給で成り立ったから、頑張って農事をやる気がなくなったの。いくら多く収穫できても全部供出されて、少ししか配給でもらえないし、ちょっとでも隠しておいたらどうやって分かるか、全部没収されるし。(以下省略)¹⁰³」

「特配というのがあってさ。割り当ての供出量を満たすとボーナスみたいな生活必需品がもらえたの。もちろん、愛国班の中でも誰が一番貢献したかによって、配給してくれたけど。でも、今も賄賂とか、ゴマすりとかあるでしょう。当時も愛国班長の権力は生活においては結構いいもんでさ。彼によく見せた人が少しでも多くの量をもたらえたね。...(以下省略)¹⁰⁴」

「食糧の配給を言うとね。家族構成とか全部報告されて、一人当たり計算されて配給されたはずが、段々その量は少なくなっていき、十日分の食糧は五日以上持たなかったの。それで、酒かすや豆かすなどを得て、お粥にして量を増やして食べたり、とにかくその工夫に女性たちが大変だったよ。豆かすはね。食べると下痢をするの。でも、目の前の飢えをしのぐために食べては下痢をし、その繰り返しだったよ。今の子どもたちはそんなの想像できないだろう

ね。(と私の顔を見つめて苦笑いしてくれた。：筆者注)¹⁰⁵」

このように、植民地であった現実に戦時時局という状況が重なり合って、供出と配給による朝鮮人の生活は凄まじいという言葉だけでは全部表せない状況であった。そんな中でも、日々の生活を続けるために、多くの朝鮮人は日帝に協力していった。

以上の、供出と配給を通じた物質面での戦時協力とともに実際の労働としての協力はいかなるものがあったのか。当時の戦時協力を動機付ける主体であった「愛国班」での活動を中心にして考察する。

(2) 愛国班における実践事項と労務動員

第一部の第一章で考察したとおり、植民地朝鮮での戦時時局における統制システムにおいてその中心的な役割を果たしたのは愛国班という単位であったのは既述済みである。ここでは、その愛国班における具体的な実践事項を通じて、朝鮮人の労働力が直接的に戦局に動員されていく様相を考察する。

国民総力運動における戦時協力への実施は以下の実践要綱にあげている事項に基づいて、愛国班を大いに活用して達成したものである。

表(1 - 10) 国民総力朝鮮連盟実践要綱¹⁰⁶

実践要目	重 点	実践事項
職域奉公ノ徹底	高度国防國家體制確立ノ決意、國家第一主義ノ實踐、責任觀念ノ徹底	責任ノ完遂、能率増進職能發揮、業務ノ即決即行、無為徒食ノ排撃
生活新體制ノ確立	聖戦完遂ノ決意、忍苦鍛錬ノ徹底、国防思想ノ普及、公德心ノ發揚	簡易節約生活ノ強行、國民服ノ普及、健全娛樂ノ奨勵、國民體位ノ向上、衛生思想ノ普及、科学精神ノ昂揚、團體訓練ノ徹底、防共、防諜、防空、防火、防犯、銃後援護ノ強化、常會ノ勵行

戦時経済ノ 推進	経済戦必勝ノ決意、統制法令ノ 厳守、公益優先思想ノ徹底	買溜、賣惜、闇取引、暴利行為ノ 撲滅、適正利潤ノ厳守、食糧対策 ノ勵行、物資配給ヘノ協力、資源 ノ愛護活用、貯蓄勵行國債應募
増産ノ遂行	増産必行ノ決意、建設的気魄ノ 昂揚、流汗勤勞ノ實踐	計畫増産ノ強行、勤勞倍加、創意 工夫ノ奨励、餘剩勞力ノ活用、勞 資協力、未墾地空閑地活用

以上、国民総力朝鮮連盟実践要綱及び方策にもとづいて展開されてさまざまな戦時協力のための実践について項目ごとに考察する。

愛国班における実践徹底事項¹⁰⁷とは、全朝鮮の愛国班員の実践すべき事項として一般的かつ重要なものである。それは、毎月国民総力連絡委員会の審議を経て決定し、各道連盟及び参加団体に通達する。そして、愛国班と他の常会の申し合い事項に加え、新聞や雑誌などに発表し実践の徹底を期していた。

そして、愛国班においては、何より「下情上通の徹底」¹⁰⁸を目標としており、下情上通は上意下達とともに総力運動推進上、極めて肝要事たるものとあげていた。その円滑なる働きかけのため、愛国班常会、愛国班長会等における意見希望中重要なものは順次上級連盟に報告して、適当なる処理方法を講じていた。これらは、当時総督府の朝鮮統治において上下の監視体制の徹底を示すもので、その徹底ぶりについては、何より以下に引用する毎月の実践徹底事項から読み取ることができる。

表(1 - 11) 毎月の実践徹底事項¹⁰⁹

42 年 一 月	必勝の信念の昂揚、 生活費の切下げ、 心身の鍛錬。	二 月	皇軍の勞苦に感謝、 旧正月の廃止、 六億貯蓄に最後 の努力。	三 月	金属品の供出*、 春窮期への備へ、 衣類の流出買溜防止*。
四 月	植樹戸森林愛護、 空閑地の利用、 時局下婦人の活動*。	五 月	節米と初物の供出*、 農繁期への備へ、 交通道德の遵守。	六 月	国語生活の徹底*、 全家勤勞*、 常會の勵行*。

七月	必ず国語常用*、愚痴不満厳禁、スパイを防げ。	八月	お互に親切に、傳染病ヲ防ごう。	九月	食べ物を大切*にして節約致しませう、旱水害を克服して立派な成績を挙げませう。
十月	収穫に総力を發揮しませう、軍人の家を護りませう*、寄留届を致しませう。	十一月	燃料を節約*しませう、生活を正しく明るくしませう。	十二月	生れ代った気持ちになって戦争生活を強めませう、増産に努めませう、貯蓄*を致しませう。
43年一月	早起・清潔・総力戦、物を大雪にし、生かして使ひませう、お互に笑顔で親切に盡しませう。	二月	神を祀り感謝の生活を致しませう。	三月	清掃に努めませう、一日一回以上必ず粥食*を致しませう、金属類の供出*を致しませう。
四月	早起して皆しっかり働ませう、各戸必ず一株以上愛國の笹麻*を栽培致しませう、軍人援護*に一層努力を盡しませう、交通訓練を積みませう。	五月	心を錬り體を鍛へませう、食糧の増産*に努めませう。	六月	時間を徹底的に勵行尊重致しませう、十二億貯蓄*を立派に果しませう。
七月	流言蜚語を慎み防諜に努めませう、清潔衛生を重んじて住み良い半島に致しませう、戸籍及び寄留の届出*を勵行しませう。	八月	暑さに負けず身體を鍛へ大に勤勞報國*に努めませう、草を刈り乾草と堆肥*を沢山作りませう。	九月	物の売買にも親切を盡し合ひませう、重要物資の輸送に協力いたしませう。

(注：解読不明の言葉は と示し、インタビューでの証言で得られたものやそれと一致する項目には*を付けて、実践における強制ぶりをうかがうためである。*笹麻はひましを指すもので、原文の漢字表記とおり訳してある。)

この表に示した実践事項とは、国語使用を始め、愛国班の常会を通じた貯蓄や供出など戦時時局における精神教化と戦時協力の諸施策において既述した項目と重なるもので、結果的にいえば、戦時時局での諸施策は愛国班を単位にしてその実践を達成させていたと解釈できる。さらに、愛国班を中心とした施策として欠かせないのは、「徴兵制度実施の準備」¹¹⁰である。陸軍兵特別志願制度実施は、連盟運動の

一つとして趣旨の普及を図ると共に志願者に対して諸種の優待方法を為した。1942年5月徴兵制実施の決定によって、朝鮮人に対し本制度の精神及び内容を正しく理解することに努めた。そして、物心両方面にわたって諸準備に遺憾なきを期するため、特に国語普及の徹底、内鮮一体の促進、盡忠報国精神の昂揚、青少年の訓練、体位の向上などに付いて特に強調した。その他、周知徹底を期するため、全朝鮮各地において講演会、映画会等を開催した。つまり、徴兵制度への準備こそ、日帝の戦局での協力の本音であって、今までの戦時時局における諸施策の集大成であった。

本制度に関する重なる記念行事及び施設事項をあげれば次のとおりである¹¹¹。

徴兵制実施奉告祭及び宣誓式を1942年5月11日に全朝鮮において一斉に挙行した。当日各戸にはもれなく国旗を掲揚し慶祝の意を表し、各種の記念行事を盛大に行った。

講演、映画、音楽の番組をもって全朝鮮各地を巡回して「徴兵制の夕」を開催し、適齢壮丁の士気昂揚と徴兵制度趣旨徹底に努めた。

其の他施設として愛国班常会、機関誌の利用、小冊子刊行、地方巡回映画会、紙芝居の利用、展覧会の開催、ラジオ放送、場内宣伝放送などにより、本制度の趣旨徹底を期した。

徴兵制実施に感激して全鮮連盟員は、歴史的徴兵制実施を永久に記念すべき事業を企画されまいと、その資金を送達する者殺到し適当なる記念事業を研究中である。

ここで、一つ指摘する点は、¹¹¹であげている様々な事項から考えられるのは、当時あまり娯楽の施設がなかった地方の農山漁村において巡回映画や紙芝居、展覧会等は、大人を含め子どもたちにとって何より興味津々のものとして参加しており、学校においては団体で参加するという数々の証言¹¹²が得られた。これは、教育が手段となって戦時時局に必要な様々な社会教化を意図したことを歴々と示してくれる事例である。

そして、¹¹¹で表現されている「徴兵制実施に感激した全鮮連盟員」という記録は、インタビューで得られた証言とは相当異なるもので、資料と経験談との多くの矛盾

を示す点である。もちろん、当時「警防隊、精鋭、推進隊」と呼ばれた朝鮮総督府の政策に積極的に協力した朝鮮人が多く存在しており、彼らが示す建前を表現するものとも考えられる。しかし、全朝鮮の数多くの人々は、戦争の恐さを何より知っており、徳望の高い地主が面事務所や警察署などに賄賂を使って、徴兵に行かせないように村の青年の安否を図ったという証言¹¹³からも、多くの朝鮮の青年は軍に行くことを忌避していたことは明らかである。

以上、愛国班を中心にして戦時協力を生むための諸活動には、いかなるものがあげられていたのか検討する。

第一に、「決戦生活徹底運動」¹¹⁴である。

戦時国民生活体制の確立強化については、連盟結成以来各種の施策を講じて鋭意努力してきた。そして、戦局の進展に即応し一層強化を期するため、1943年7月「決戦生活徹底要綱」を策定し全鮮一斉に同年7月25日を期し、神社神祠の大前で宣誓式を行い、実践徹底を強調した。以後、毎月の大詔奉戴日並びに毎週の月曜日を決戦生活強調日と定め実践の挙揚に鋭意努力したのである。

第二に、「聖地参拜並先進地視察」¹¹⁵である。

総力運動の指導者を日本国内の聖蹟などを巡拝させ、日帝の大理想と崇高なる日本精神を体得させることを図った。同時に、日帝の都を始め、都市農村の実状を見学させることは資質錬成上極めて肝要と認めた。そこで、毎年地方連盟の役職員より適当なる者を選抜して派遣し顕著なる効果を収めた。

これは、学校での修学旅行の経験談でもうかがえるように、当時の見学にいった朝鮮人は、両国の文化の差に戸惑い、文明の発達に驚き、水洗式のトイレなどでカルチャー・ショックを受けたという証言も見られた¹¹⁶。これは、朝鮮人の人々にとって、日帝に対する憧れと羨ましさの交差する心情の表れであると考えられる。

第三に、「各種錬成施設」¹¹⁷があげられる。

修養錬成の徹底に関しては、連盟運動のもっとも重大事業として全連盟機構を総動員して、企画実践に努め、全連盟員の心構えを真に戦時体制に切り替えていった。その施設の概要をあげれば次のとおりである。

金剛山禊道場建設である。1943年5月外金剛温井里に禊道場を建設し、本連盟の事務局職員を連続的に各方面の指導者を右道場に収容の上錬成を実施しつつある。

各級連盟指導者錬成會である。1943年7月より地方各級連盟指導者を金剛山禊道場において毎回五十名ほど収容錬成せしめつつある。1943年中に9回に分ち四百五十名を錬成すべく鋭意努力中である。右の錬成会には道場や修練所の幹部も収容して錬成せしめつつある。そのほかに芸術報道関係者も収容錬成せしめつつある。

各職域幹部の錬成である。1943年2月以来朝鮮神宮豊榮寮において、芸術、報道、産業、交通など各部門における幹部の錬成会を実施し多大なる効果を収めつつある。

地方錬成会の指導である。各道地方連盟における錬成会に指導者を派遣して禊錬成の徹底を期しつつある。その派遣回数三十余りに及び多大なる成果を収めつつある。

軍事基本技術普及指導者錬成である。徴兵制度実施に備えて各層指導者に軍事基本技術を一層修得錬磨させて、指導の適正を期するため、1943年4月各道連盟指導者百名を朝鮮第二十五部隊に入営させ七日間の軍事錬成を実施して顕著なる効果を収めた。

海洋訓練指導者錬成會である。海軍特別志願兵制実施に備えて一般指導者に対して、海洋思想を普及するとともに海洋訓練、基本技術を修得させ、指導者たる資質を向上させるため、1943年8月3日より八日間鎮海警備府において全鮮各級連盟指導者二百名を収容錬成して多大なる成果を収めた。

第四に、「扶餘神宮御造營勤勞奉仕」¹¹⁸である。

扶餘神宮御造營を機として愛国班員に勤勞奉仕をさせて、敬神崇祖の精神、内鮮一体の理念を把握させるのとあわせて勤勞報国の精神を体得させる。そして、本連盟指導の下で全鮮より希望者を募集し、1941年4月1日より之を実施し、1943年8月末まで約六万名に達する参加者で多大なる効果をあげた。

第五に、「金属類の特別回収運動」¹¹⁹である。

金属類の回収は刻下の喫緊事で 1942 年 3 月より回収運動を開始した。その成績良好にして、1943 年には戦局の進展に即応して回収の強化を促進した。朝鮮人家庭には真鍮食器の献納者も多数で相当な成果をあげた。

この運動においても、インタビュー証言との相違が見られる。多数の証言者によると、戦時時局において金属類の供出は大変な苦勞の一つであったと一致する意見を出していた。甚だしくは、真鍮のスプーンと箸まで供出されて、竹を削って箸代わりにしたいという話であった。

第六に、「生産拡充運動」¹²⁰である。

まず、農業生産報国運動¹²¹があげられる。皇国の必要とする主要食糧及びその他の必要農産物を充実確保することは、大東亜建設上緊要不可欠の要務で、農山漁村において官民総動員して増産確保に努めた。さらに 1942 年 11 月 23 日に、新嘗祭を起点として全鮮に農業報国運動を展開した。そして、季節的に順次実施要項を定め、関係各機関の協力支援を得て、活発なる実践を促し食糧の増産に全力を傾注しつつある。

続いて、農繁期には他の面、都邑地の勤労報国隊を農村へ出動援助させ、食糧増産に寄与するという農繁期国民皆勞運動を展開した。そして、1943 年乾草及び堆肥増産運動を展開して、乾草増産目標量八億萬貫、堆肥反当目標量三百貫を達成するため一大運動を展開した。

1943 年度笹麻子増産において、予定責任数量を達成するため愛国班員の活動を促し、全戸に栽培させ、その肥培管理、収穫などに細密なる注意を加えた。

次に、愛林及木材増産運動¹²²があげられる。決戦体制下における木材は軍需を始め電柱、坑木、枕木、土木建築、造船などの用途にあわせて、物資統制にともない金属代用に供えられ、その消費部門の増加はもちろん需要量においても増加の一途をみせていた。そして、生産戦力の決勝的増強を図るため、造林及び木材の増産と利用の合理化、消費節約に徹底を期するため、全朝鮮に展開し、さらに一面木造船急造の緊要性から造船用材の積極的な供出励行を促した。その運動の例として、愛

林運動、大東亜建設造林、木材の増産運動、造船用材の供出促進、松炭油の資材蒐集供出などに各部落連盟愛国班を総動員して、その遂行に協力をさせていた。

その他にも、水産報国運動、工業、鉱業増産運動、商業振興、労務の増強などにおいても愛国班ごとその遂行への協力を促していた。

これらの多方面にわたって行った事業も、終戦とともに日帝が引きあがった後、炭坑の不適切な後始末やほったらかしなどで、重金属の蓄積によるいろんな病魔に苦しむ韓国の老人たちの存在は、精神的に負わされた傷とは異なり、目に見える植民地支配の傷跡である。

第七に、「愛国班の指導」¹²³があげられる。

地方における各級連盟並びに行政諸機関との連絡を密にして、第一線での指導陣営の強化を図っていた。それは、活発なる愛国班の運動を促進するためであって、連絡指導班を編成し各道別に分担して濃密なる指導を加え、効果をあげていた。

その愛国班の戦時協力のための活動は、次の愛国日の主な行事内容からうかがえる。

表(1 - 12) 愛国日の戦時協力のための行事¹²⁴

	主な内容
勤労奉仕	神社・神祠の清掃、補修工事、道路工事、班員自宅付近の浄化清掃作業、献納馬糧刈取勤労奉仕、国防献金などを目的とする勤労作業
廃品回収	資源愛護の建前より全鮮において愛国班を中心に廃品を回収し、廃品協会に売却し再製利用に資しつつある
軍事援護	国防献金、慰問袋はもちろん、出征軍人遺家族の援助、農家軍人遺家族の勤労奉仕作業など
貯蓄奨励	愛国貯金の奨励はもちろん、班長がこれを取集め、あるいは各自貯蓄せる通帳の検閲など
勤労報国	各部落々々により時鐘を合図に起床し、家業に精励しつつ、時機と作業の性質上共同作業を適当有利とする際は愛国班を中心として

	共同勤労に服し、また、国防献金を目的とせる勤労作業にも班員総出動を為し、鉄道その他土木工事など勞力不足の場合も愛国班を中心に役し助けつつある
食糧対策への協力	非常時食糧政策への協力及び旱害克服対策として節米運動を行っている。すなわち、七分搗以下の米食、雑穀混食、粥食奨励、献酬廃止、節米貯蓄など
志願兵の後援	内鮮一體政策の顯れとして半島人のための陸軍特別志願兵制度の活動を期せんとし、趣旨の徹底、軍事思想の普及、志願兵遺家族に対する隣保共助の徹底を期するため、目下志願兵後援を連盟運動として愛国班を主体として活動せしめつつある
旱害と愛国班の活動	1939年の中南鮮地方の旱害災変においてその強靱なる組織力と実践的経験の実効を示し、旱害施策上見るべきものが多い

以上の、愛国班を中心とした活動は、既述してきた戦時時局における国民精神総動員運動と国民総力運動と多く重なる項目であって、結局、それらの諸運動における実践のために、愛国班という組織を大いに活用して、愛国日という名目の行事を行っていたのである。

また、上記の表における旱害対策として愛国班の活動成果と事例¹²⁵をあげると、旱害による民心の懸念すべき動揺を逸早く察して、愛国班の活動を促して民心安定の原動力とした。また、愛国班の協力一致、隣保相助、自奮共勵、転禍為福の信念を昂揚などに努めていた。これは、第一部の第一章で考察した農村振興運動においても背負う事業であったが、愛国班の結成以来毎月一回の愛国日の行事と団体的勤勞奉仕及び生業報國作業などの体験と訓練による成果であると考えられる。

さらに、朝鮮人に対し常に指導する時局認識、生活刷新、自肅自戒の効果と艱難に処する心構えを愛国班の全員に扶植することが戦時時局における課題であって、当時の実状であったのである。

第三節 婦人教化を通じた文化変容への働きかけ

第一項 地方改良・部落振興のための婦人教育

「従来から婦人の教養を看過したため、婦人には一般に理想や希望を欠き、家庭及び社会的に存在の価値をも失い、しかも幾多の弊害を続出し、各種施設の発展を阻害せる事例が少なくない¹²⁶」と記している。つまり、朝鮮において女性は社会構造の中で最も疎かにされてきたが、戦時下、女性の自覚活動が高まり、日帝は国家への協力要請のために、朝鮮婦人層の教化教育を緊急なる課題と認識したことである。したがって、婦人の教養を今後各般施政の振興において喫緊の要務¹²⁷とした。

1942年2月には、「婦人啓発運動」の要綱を設定し、大日本婦人会の活動と相俟って、皇国伝統の婦道発揚を目標に全朝鮮にわたって活発なる展開をした。一方、京城在住の朝鮮人婦人22名による「婦人指導委員会」を設け、婦人層に対する指導教養上の企画参与並びに直接指導に当たった。ともに生活改善婦人啓発問題などに関して定例または臨時に委員会を開き、討議研究を重ねていった¹²⁸。

つまり、家庭での子ども教育と家庭文化に大きな影響を与える婦人を教育させることで、身近な食文化及び節約など生活統制が容易になることに日帝は注目して、多くの分野にわたって効果を見計らったと考えられる。

ここでは、日帝が朝鮮の農村での地方改良と部落振興を標榜しながら、婦人教化教育に努めたことについて考察する。

まず、地方改良に関する施設状況として、部落を単位として郷約、共励会、振興会などの機構を組織して、部落民の協力共励の自治的精神に基づいて以下の施設を講じた。その機構を中心に表(1-14)にあげる事業を行い始めたのである。

表(1-13) 部落改良に関する一般設備標準¹²⁹

設備目的	設備種別
各種施設に共用	集会所、警鐘
国体観念明徴	国旗掲揚塔

敬神崇祖	神社、神祠、または遥拝壇、神饌田
生活改善	共同染色場、共同浴場、婚葬祭用具、改良井戸、救療函
隣保扶助	郷倉
娯楽慰安	農楽器、無線電話受話器

表(1-14) 部落改良に関する一般行事標準¹³⁰

行事目的	行事種類	行事内容	備考
各行事の統制	月例会	一、毎月定期に各戸代表者集合。 二、部落振興に関する協議、打合、連絡、共勵、懇談、研究、周知等。 三、官庁行施事項、当局の方針、法令奨励又は督励事項の周知、伝達宣伝等。 四、時事問題の解説、偶発事項の処理等。	
国体觀念の明徴	国旗掲揚	次の日に国旗掲揚塔及び各戸に国旗を掲揚*する。 一、国家的祝祭記念日 二、臨時国家的に行事を行う日 三、部落的祝祭日 四、国家社会の慶祝時	国旗掲揚塔に国旗の掲揚は青年団をして担任せしむること。
	国家的祝祭日の行事	一、部落民適當の場所に集合して相當の祝祭儀式を行う。 二、当該祝祭の趣旨を謹話す 三、当該祝祭に関する余興を行う。	余興は主として青年団をして幹旋せしむ。
敬神崇祖	月例神宮遥拝	一、毎月定期早朝部落民各戸代表部落遥拝所等に集合し伊勢神宮、朝鮮神宮其の他天地神明を遥拝*。 二、先賢の遺跡を保存す。	
	名節行事	正月、秋夕、端午、重陽等の名節に於いて郷土的行事又は余興を行う。	
	報恩感謝	一、祖先祭祀を厳修す。 二、奉仕作業を実行*。 三、艱難相救す。	
道徳の振興	敬老会	一、春秋二回高齢者を慰安す。 二、当日余興を行う。 三、平素高齢者を尊崇慰安す。	

	善行者表彰	一,孝子、節婦、篤農家を表彰す。 二,特行者を表彰す。	
各種精神啓発	講演会	一,当局の指定又は自発的計画により開催す。 二,講師は特定の人又は最寄官公署学校、教化団体等の職員に依頼す。 三,講演の主なる事項:国体観念、敬神崇祖、心田開発、民風作興、農道の本義、信仰心*、情操陶冶、帝国の使命、国民の自覚、其の他営農改善、自力更生、生活改善衛生等物心両面に亘る事項。	
	講習会	一,講演会の内容と同様にして稍長期に亘る講習会。 二,不就学の青年に対する国語普及*の講習会。 三,特に婦人の啓蒙施設としての諺文及び簡易なる国語講習会*。 四,其の他生活改善、娯楽、趣味に関する講習会*。	
勸農共勵	品評会*	立毛品評会、蔬菜品評会、家畜品評会、副業品評会、農村芸術品創作品品評会、農芸農技の競技会。	
生活改善	婦人共同活動*	一,婦人の屋外共同耕作 二,婦人の屋内副業共同作業* 三,共同洗濯及び染色* 四,婦人の共同見学 五,色服の着用*	
	共同売買	一,当局の指導による共同販売及び購入 二,生産物の自治的共同販売 三,日用品農業材料の共同購入	
	衛生	井戸の改善、便所の改善、伝染病の予防、迷信の打破*。	
	情操陶冶	一,家邸、道路の修繕美化 二,山野、家邸の植樹 三,花卉の栽培	
体育及び娯楽	運動会	一,春秋二回全部落的運動会を開催す。 二,随時部分的に小運動会を開催す。	
	遠足登山	青少年層に付随時行ふ。	

(注:インタビュー証言で得られたものと一致する部分には*を付けて区別する。)

上記の農村地方改良の諸事項にともなって、生活改善などにおいては、特に婦人教育にも力を入れ、婦人の共同作業を通じた色服の実践を含め、諸施策の実践へと協力させながら、精神の面においても迷信の打破などに努めて、国体観念を高めていたことが把握できる。

特に注目することは、早婚による青年期にある婦人は就学の時機を逃し、無教育のまま実生活に入ることが極めて多かった。その事實は、朝鮮総督府においても今後婦人教化施設の緊要なる所以と認識していた。すなわち、家庭に閑居する婦人をして、家庭生活上に有力なる活動をなさしめ、進んで国家社会的生活に参加貢献させるため、当面の教養として勤労好愛の精神を喚起して家庭を主宰させるとともに、屋外に進出して男子と協力して家業を精励し、さらに隣保郷土の共同の改善事業に参加奉仕させること¹³¹を意図したのである。

同時に、各種精神開発に見られるように、講習会・講演会を開催して、知識を啓培し、心田を開発し、見聞を広め、自覚を促した。これによって生活の向上、文化の発展に寄与させるという希望と理想を抱かせて、進んで実際活動に進出するよう努めていた。また、婦人問題研究会を通して指導に当り、特に農村婦人に対しては自力更生計画拡大の関係もあって、農山漁村振興に関する各種の機関を督励していた。それは、概ね以下の指導要項によって強化を企てていた。

「一、綱領

農村の婦人特に青年層にあるものに對しては家政營農に重きを置き、日常生活に必須なる簡易なる知識技能を授けて修身齊家治産興家の希望と意氣を養ひ、婦徳を涵養し、國民的公民的資質を練成し、以て帝國農村婦人としての眞の意義と價值ある活動に邁進せしめんとするのである。

營農を中心として諺文の讀方、書方、綴方、平易なる計算、簡易なる國語の會話、假名の讀方、書方等を授くること。

國體觀念を明徴にし、敬神崇祖の志操を涵養して國民精神を振起すること。

心田を開發し、信仰心を扶植し、宗教的情操を陶冶して孝養奉祀、報恩感謝の生活に親しましめて修身齊家の實を擧げしむること。

職業に關する意識を啓培し、農道の本義と農業の本質に徹せしめ、勤勞好愛の氣風を養ひ、家業に協力精勵の習慣を作り、生活を改善して治産興家の實を擧げしむること。

相互互惠の有機的社會生活の實情と妙味を知らしめ、公民的知徳を馴致し、隣保扶助、社會奉仕等を實踐せしめ、共存共榮の實を擧げしむること。

衛生に關する知徳を練磨し、育児保健の實を擧げしむること。

二、方法

教化の施設は最寄の學校長及所轄の面長又は部落振興委員等の指導の下に概ね左記方法に依り實施せしむるものとす。

成るべく部落毎に婦人會又は主婦會、處女會等を組織せしめ、其の機構の下に教化施設を實施せしむること。

教化の對象は先づ成るべく青年層の婦人を選ぶこと。

農閑期に於て講習會講演會等を成るべく頻繁に開催せしめ、共同見學、座談會等を行はしむること。

定期又は随時に共同耕作、共同副業作業競技會、美化作業、勤勞奉仕作業等を行はしめ、尚隨時試食會、娛樂慰安會等を開催せしむること。

教化の方法は成るべく部落の實情に適應し而も實習、實演を通じて體驗を重ねしむること。

最寄の官公署、學校其の他教化團體の職員及振興會委員等をして本施設を指導助成せしむること。

經費は成るべく部落婦人の勤勞に依る収入を以て支辨せしむるを本體となすこと。¹³²(傍点は筆者注)」

以上、農村における地方改良とそれにともなう婦人教育に加えて、図書館と博物

館における諸社会教育について言及する。

第二項 民間信仰への統制

植民地朝鮮において日帝は、婦人を協力者につけるための様々な教化教育を行った。諸施設を通じた皇国臣民としての認識を高めていく一方で、従来からの家庭において、特に女性の精神的な支えになっていた民間信仰が、日帝が意図した天皇を中心とする神道を普及させるのに大きな障害となっていたことへの解決を模索した。

日帝による精神教化のための神道政策は、同一文化圏内の団結という美名の下に欧米の新文化であるキリスト教と対立しながら、神社設立を始め、強力に推進していった。つまり、日帝は神道を近代化の推進のため、なお、ナショナル的な方便としての国家神道に作り上げた。その神道政策を朝鮮において強力に推進するため1915年神社創立に関する規則を定め、強力に推進していた。

したがって、日帝の宗教政策といえば神社参拝を思い浮かべるのであった。しかし、それに負けず、従来から農村社会に伝承されてきた民間信仰に対する抑圧も強く、農村女性にとっては精神的な支えであったため、何よりつらいことであったともみられる¹³³。

当時日帝は朝鮮の古礼と冠婚葬祭及びその他の社会慣習、国民精神に関する儀礼準則を制定・発表した。そして、中樞院に施政研究会を置いて、第14回中樞院研究会議で経済産業、学芸、社会分野の細かい規制法規を制定したのである。

ここでは、上記の規定に基づく日帝の弾圧と生活の場における民間信仰の実例をインタビューでの証言とあわせて具体的に考察する。

民間信仰とは、従来から社会のなかで伝承されてきた自然宗教であって、古代から長い歴史を通して庶民の意識構造と生活習慣を支配してきたものである。当時、朝鮮農村での民間信仰とは、概ね二つの観点から分類できる。農村において共同体意識に基づく信仰と、主に婦人たちの自己保持と関連するものと区分できる。具体的な種類には、家宅神崇拜、洞神崇拜、自然神崇拜が代表的であった。

つまり、民間信仰は、神に人間の生死苦楽が左右されると信じて、人間の生死と興亡、禍福、病、運命などを神に依存するものであった。これらは、主に庶民や主婦層を中心に行われたもので、自然発生的でいつ、誰からはじまったのかは不明で、長い年月の間伝承されてきて、地域と時代によって少しずつ変化してきたのである¹³⁴。

この中でも家宅神の崇拜は、その家を保護してくれる家宅内にいる神霊に対する信仰で、主に庶民や主婦層を中心に行われた家庭的で母性的な主婦信仰であった。つまり、定期的に神霊に儀礼をあげて、家内の平安と福を祈願したもので、巫俗信仰のなかでも家内で奉安する家庭信仰であった¹³⁵。

朝鮮社会は男性中心の儒教概念から女性教育が等閑に付されてきており、社会の権利構造から除外されてきた女性たちは、これらの民間信仰を持って現実を乗り越えていく精神的な支えにしていたのである。それは以下の文書によく示されている。

「蒙昧な女性は日常生活の安堵を得るため強い宗教や迷信への依存が切実で、佛教信者であったが、巫佛が習合した後には巫俗を信奉した。...(中略)...無知文盲して理性が不健全な彼らは...(中略)...一家一身に病があると神霊によってこそ苦痛から逃れると信じていた。¹³⁶ (傍点：筆者、注を参照)」

このように、貧困による生活の苦や家族思いを神に依存しており、それは、家庭内で口伝されて老婆に続けられることの繰り返りで伝承¹³⁷されるものとして、家庭文化ともなっていた。つまり、民間信仰が持つ生産と生育、禍福、家宅守護の職能を信じて¹³⁸、家内で婦女たちが祭主となって定期的または不定期的に行った庶民的で家庭的な信仰形態であった。

一方、農村社会において村人共同の輿論によって決定されながら、各地方の色を出しながら行われてきた洞神信仰は、村の住民共同の神で、村全体の安寧と保護を主管する守護神であって、村に守護神を祭る神堂を指定して福を祈願する信仰であった。つまり、洞神信仰は、従来からの農村での共同作業や村人の団結のために行

われてきたもので、農村社会での共同体意識の形成にも大きくかかわっており、日帝はその集会のなかで抗日意識が生れることへの警戒を示した。

その中の一つとして、1934年11月「巫子取締法規¹³⁹」を制定して、巫子たちを強制的に敬神団体に加入させており、日帝の許可なしではいかなる巫儀式も行うことができないように禁壓規制したのである¹⁴⁰。

しかし、朝鮮人にとって、この洞神信仰は村の共同利益追求のための共同活動であって、同族概念を凝結させる信仰として、洞祭を通してお互い篤い和睦を形成して、共生共存していたのである。ここで、当時の朝鮮人の人々の民間信仰に対する考えを以下のインタビュー証言のなかでうかがうことができる。

「...(前略)...監視が酷く、夜明けまたは夜中に隠れて祭を行った。でも、どうやってわかったのか摘発されて、節米運動を破ってお餅を作ったという罪名で厳罰を受けたの。¹⁴¹」

「神堂近くに日帝の監視小屋を作って、監視していたの。迷信といって禁止されていたが、ずっとやってきた習慣だったから母たちはすぐには止められなかったの。見つかって罰金を払ったりしたから。...(中略)...もちろん、これ(神堂：筆者注)もすぐに無くなったけど。¹⁴²」

ここでみられるように、日帝は迷信打破という名分の下で洞神信仰を規制・弾圧を行ったが、従来からの村人の精神の支えをすぐに止めさせることはできず、女性を中心に持続的に伝承されたのである。

「母は自分のご飯食べれなくても、一番にできあがった飯を祀って、徴兵にいった兄貴のためにいつも祈っていたよ。¹⁴³」

「祀ってあったのが以前はご麦飯だったのが、だんだんそれもできず、清い水を朝一番に誠をこめて祀ったね。徴用にいった兄さんと日本へ出稼ぎにいったお父さんのために、一生懸命祈っていた。¹⁴⁴」

つまり、祭の目的は、家族の安寧特に軍隊や日本とか満州などに行った家族がご飯は食べているのかなど健康でいてくれることを祈る行為であった。

「班常会で家ごと祀っている成主神を無くせという指示があったらしく、母は帰ってきてそれを隠していたよ。お祖母ちゃん代から続けられてきたことからね。¹⁴⁵」

「ただ家でお祖母ちゃんとお母さんがこっそり祈ってるだけで、何の弊害もないのに、迷信といって禁止していたの。そのわけをわからないね。なんでも朝鮮らしきものは全部やめさせたから。¹⁴⁶」

「班長の家に部落の婦女たちが集まって何かやったの。その集まりがあると母が何かまた文句をいってたからすぐにわかるの。文句をいいながらもいくのは、父ちゃんに何か弊害があるかと恐れていたからだね。¹⁴⁷」

など、主に家庭内の信仰であったにもかかわらず、日帝の強い取締りに対して朝鮮婦人の情緒の中では納得できない部分が多かったようである。しかし、近代化のための啓蒙という名分下で、民族信仰を断絶させていったのは、婦人教化教育を通して意図していた全朝鮮家庭への皇道文化の普及とも一貫するもので、朝鮮文化を組織的に破壊することを意図したと考えられる。

女性のインタビュー証言で得られた貴重な情報の一つとして、特に出産と育児にかかわる信仰と実状をまとめてみる。

民間信仰のなかで産神というのは出産にかかわる神で、部屋の一番の隅壁に韓紙袋に米を入れて祀ってあった。地域によっては米とわかめを入れるところもあった。これは、「産神米」といって秋の収穫後一番よいお米を奉安しといて、出産後の女性に食べさせたのである。そして、貧しい家庭に出産があるときのお米を送ると、つぎに自分の内で出産があるとき安産になるという信仰であった。当時は出産してもろくに食べられず、大変だった家庭がおおく、お互いこのお米を出し合って助け合った合理的な知恵であったようである。

「当時はみんながいつも飢えていたが、そうなるとお母さんが一番大変だった。少し食べ物ができると子どもに食べさせて自分はお水を飲んでしのいだから。今も母を思うと胸が痛いね。末っ子を産むとき大変で何日も陣痛で苦しんで...(中略)...産婆から海の何だっけ、あれ、名前が思い出さないが、とにかく兄ちゃんと海にいて一生懸命あれを拾ってきて煮込んで、その水を食べさせたの。結局子どもを生んで何日かでなくなったの(涙を流していた)。今思うと、ろくに栄養ものも食べてないし、体力がなかったからだよ。¹⁴⁸」

「農繁期は爪を切る必要がなかったの。手が休む暇がなかったから。冬になるとまた冷たいお水を使う家事でひびができて血がでたりしたの。今の子どもって想像できないよね(といいながら私の顔を見つめていた)。¹⁴⁹」

など、当時の家計の凄まじさがよく表れる話であった。

日帝の戦時動員による貧困は女性たちには二重三重の苦痛であったのである。家事の重労働、育児問題、文盲はもちろん、苦しい家計のための副業として奨励されていた縄ひ織り、養蚕業、木綿栽培などにも積極的に参加しなくてはいけなかった。そして、劣悪な環境による病魔とも闘っていたのである。

いわば、朝鮮婦女たちに対する迷信打破という陋習を打破する名分下の措置であって、民間信仰が持つ朝鮮伝統意識の保持と共同体意識に基づく日帝への反発を恐れていた。そして、根本的には日帝の神社参拝などの義務付けからも見られる皇国臣民化のための植民地文化政策の一環であって、子どもへの影響などを考えた婦人教化教育を通じた皇道文化に基づく家庭作りの意図であったとも解釈できる。

小括

以上、朝鮮植民地において諸政策に基づいて構築された行政システムと諸運動の組織網を基盤にして生活慣習・行動などの日常化のための文化統制とそれを通し

た文化変容に焦点をあてて、戦時ファシズム期における植民地朝鮮における諸生活全般にわたる状況を考察した。特に、国民精神総動員運動を実行する柱であった二十一の実践要目を中心にしてインタビュー調査で得られた諸行事・習慣などは文献資料の補完となった。

戦時時局における社会教化を大まかに皇国臣民化に基づく内鮮一体化と戦時協力のための労働動員という二つに分けて、朝鮮人の全生活にわたって強要された習慣行事と日常的に関連する項目まで詳細に検討を行なった。

前章において検討された国民精神総動員運動の最大の特徴とも言える愛国班を中心にした愛国日行事を通して朝鮮人の教化教育と戦争動員をスムーズに実践させることが可能であったことが把握できた。10戸を単位とする愛国班はお互いの監視・統制・伝達などを円滑にさせて全朝鮮人の戦争動員を容易にする植民地的特質を歴々と示していたのである。

つまり、総動員のための諸組織は行政組織と完全に表裏一体となって、戦時国民生活遂行のための第一線の実践体として愛国班が位置づけられ、部落連盟とともに朝鮮人の人的・物的動員の核心となっていたのである。

愛国日行事のなかでも皇国臣民の誓詞の暗誦、神社参拝、正午の黙禱、国旗掲揚、常会などを日常的に繰り返し習慣化させることで、精神の教化を図り、機会あることに諸運動の指導目標と実践要目を講習会・座談会を通して大々的に宣伝したのである。

また、勤労報国という名分下で行なわれた戦時協力のための諸活動は朝鮮の庶民に対して無制限の犠牲を強要していた。供出という直接的な物資収奪と勤労奉仕作業などに動員させていたことが把握できた。そして、配給制による物資統制は直接朝鮮人の生存を脅威するもので朝鮮人から沈黙の順応を引き出す要因となり、日常生活諸般にかかわり、結局、文化変容をもたらすことにつながったのである。

特に、学校を中心とした愛国班活動と勤労報国運動は、青少年たちに精神教化と身体錬成を通して、日帝側の味方にさせて庶民の教化に協力させるのに大きな役割を果たしたのが明らかになった。続き第二部においても青少年の訓練を通じた教化

教育について考察する。

婦人の教化教育を通して各家庭の生活刷新と子どもの育成に対する影響を促しており、あげくは民間信仰にまで統制の手を伸ばして、各家庭ごと皇道文化を植え込むことを意図した。それは、農村女性の精神の支えであった民間信仰を抑圧し、当時の神社参拝を始めとする天皇制イデオロギーという一点に集中させた。

これらを通して朝鮮人の生活全般を統制し、忠良たる皇国臣民の精神に統一するという同化要請を行い、朝鮮民衆を戦時ファシズムの枠にはめ、体制へと順応させられていった。

そうした、植民地と戦時時局という条件の下で、朝鮮人に強要された秩序と加重された抑圧は、服従及び動員を促していたことが明らかになった。そのなか朝鮮人はさまざまな形態の不満と抵抗を表出しながら、一方、植民体制に慣れ染んで生活と意識を適応させていった人たちも存在した。または、朝鮮という本音と日本という建前で形式的に体制に従うという暗黙の抵抗を示す人も大多数を占めていたと考えられる。皇国臣民化という強力な教化政策によって精神的な陶冶と日常生活上の訓練による習慣化は、無意識の内に日帝の望む組織体系に溶け込まれていく側面も持っていたことは見逃せないことである。

日帝は戦時時局下内鮮一体論に基づく同化政策の実施する上で、朝鮮人の国体観念、天皇に忠誠、国家のために個人の自己犠牲を強要するなどファシズム的イデオロギーのもとで諸政策の展開と朝鮮人への負担を加重させていくしかなかった。日常生活のなかでより強化されつつある統制構造に対して誰もが潜在的に抵抗の意識をもつようになったと考えられる。特に成人においては朝鮮の伝統的且つ民族的な情緒さえ許容されないことに不満が高ぶっていったのである。思想、価値観、生活態度まで制限されるなかで抵抗は高潮に至ったのである。

したがって、日帝は官の側に立って行政力を支援してくれる区長を始め、さまざまな教化教育を通して青少年を包摂していき、官と農村庶民の間の仲介役割を遂行させることを意図していた。続き、第二部においては、これらの社会教化と文化変容による朝鮮人の自己形成意識のあり方について考察を進める。

【注】

本研究において参考・引用したハングルによる文献については、著者名をカタカナ(姓・名)で表記することで区別する。題名及び出版元などについては、筆者が日本語に翻訳して記す。インタビュー内容については、録音を基に著者がその内容を要約し、翻訳する。引用文の翻訳においては、原文に書かれている漢字表記を優先して訳す。

引用資料の発行年の表記は西暦で統一し、引用部分によって説明が必要な場合は筆者注を用いて区別する。

引用文の中には文盲、乞食などの差別用語があるが、直訳であるためそのまま記したことをことわっておく。

【序論】

- 1 大韓帝国であった国号が日韓併合によって朝鮮と変わり、朝鮮総督府が設置され、日本の朝鮮植民地支配が始まったため、本稿では以下朝鮮とする。
- 2 カーター・J・エッカート、小谷まさ代訳、『日本帝国の申し子』、草思社、2004年参照。
- 3 海野福寿、「朝鮮の労務動員」、『岩波講座近代日本と植民地』第5巻、岩波書店、1993年、p.103参照。
- 4 ス・ドンマン編訳、『ファシズム研究』、1983年、グオロム、pp.21～22。
- 5 同化理論はメルティング・ポット理論として分類されるが、1950年までメルティング・ポット概念はアメリカの多様なイデオロギーを統合する役割をし、国家政治を案内して、教育政策と制度改善に影響を及ぼした。しかし、このイデオロギーはすべての移民グループが彼らの固有の文化による生活を捨てて、支配的な文化へ同化されるために受けた苦痛と闘争を遮る役割をしたという批判を受けている。 Ross, Jerrold ed.(1989)、Framework for Multicultural Arts Education、Vol.1、N.Y.National Arts Education Research Center、1989、p.3。
- 6 Dilger, Sandra C., Curriculum And Instruction responsive to Cultural Diversity、Art Education、July1994、p.50。
- 7 Stewart, Rohn、The REACH Center and Multicultural(Multi-ethnic) Art Education、EDRS、1992、p.5。
- 8 Banks James A., An Introduction to Multicultural Education、Boston:Allyn and Bacon、1994、pp.7～22。
- 9 『中野卓著作集生活史シリーズ』第一巻生活史の研究、東信堂刊、2003年、pp.17～18。
- 10 この表で明かす証言者の名前を含むすべての情報は、事前に証言者から論文での公開に対して了解を得ている方々の中から作成したものである。附録につける全インタビュー者のリストに証言者から明かさないことを頼まれた箇所については で記している。
- 11 チェ・ユリ(崔由利)、「日帝末期(1938 - 45)内鮮一体論と戦時動員体制」、梨花女子大学博論文、1995年、p.127参照。
- 11-1 庵途由香、「朝鮮における戦争動員政策の展開 - 国民運動の組織化を中心に」、『国際関

係学研究』第 21 号、津田塾大学、1995 年 3 月参照。

- 12 ホン・ソクユル(洪錫律)、「1940-45 年学生運動の性格変化」、ソウル大学国史学科修士論文、1990 年参照。
- 13 宮田節子、『朝鮮民衆と皇民化政策』、未来社、1985 年、p.118 参照。
- 14 文教の朝鮮は朝鮮教育会の機関誌であった。朝鮮教育会は政務総監を会長として、学務局長を副会長とする半官半民団体であった。1902 年「京城教育会」として創立し、1910 年 12 月には組織を改編して「朝鮮教育研究会」となり、1922 年 5 月にまた「朝鮮教育会」と変わった。この学会の主な会員たちは普通学校の教師であった。
- 15 朝鮮は朝鮮総督府で発行した月刊誌である。1911 年 6 月『朝鮮総督府月報』という名で創刊され、1915 年 3 月に『朝鮮彙報』、1920 年 7 月に『朝鮮』という名に変わった。そして、1944 年 12 月に閉刊されることとなる。
- 16 田中治彦、『学校外教育論』、学陽書房、1988 年参照。
- 17 朝倉征夫、『生涯学習 - 豊かな人生の実現』、学芸図書、1999 年、pp.10 ~ 14.

【第一部】

【第一章】

- 1 植民地時代を現す歴史用語は、日本と韓国において異なるが、本論文が日本語で書いているため日本式の表現を用いる。また、韓国語による翻訳になるときは韓国式の表現を用いる。
- 2 ガン・インヒ(姜仁姫)、『韓国食生活変遷史』、食生活改善汎国民運動本部、1988 年、pp.211 ~ 213.
- 3 菱本長次、『朝鮮米の研究』、東京：千倉書房、1938 年、p.659.
- 4 キム・ヨンヒ(金英喜)、「1930・40 年代日帝の農村統制政策に関する研究」、1996 年、淑明女子大学校博士論文、pp.48 ~ 49.
- 5 全羅北道警察部、『細民ノ生活状態調査』、第二集、1932 年 6 月、pp.9 ~ 21.
- 6 ガン・マンギル(姜萬吉)、「日帝時代の失業者問題」、『亜細亜研究』第 77 号、1987 年、pp.30 ~ 61.
- 6-1 薦はマコモやわらで織ったむしろを指す。
- 7 ガン・マンギル(姜萬吉)、『日帝時代貧民生活史研究』、創作社、1987 年、pp.237 ~ 239.
- 8 同前、pp.107 ~ 114.
- 9 「東亜日報」1924 年 6 月 28 日。
- 10 八木芳之助、『米穀統制論』、東京：日本評論社、1934、p.81.
- 11 前傾、『韓国食生活変遷史』、p.214.
- 12 久間健一、『朝鮮農業の近代的様相』、西ヶ原刊行会、1935 年、p.32.
- 13 「土」は土壁、荒壁の意で、「幕」は酒幕(居酒屋)、苑頭幕(爪番小屋)、荒ばら家の幕と語源を一にし、粗末な小屋の意である。要するに、「土幕」とは粗末な小屋を指し、「土幕民」とはその中に住む者の謂である。

14 京城帝国大学衛生調査部編、『土幕民の生活・衛生』、東京：岩波書店、1942 pp.177-178.

15 (一)、土幕民の生活状態は、衣食住其他凡ゆる點より眺めて最も悲惨で、日本領土内諸細民群中、最下位に位するものと思はれる。

(二)、彼等の数は累年急激な率を以て増加の一路を辿りつゝあり、京成に於ける現在数は三萬数千人に達すると推定される。

(三)、斯かる京城土幕民の約三分の二は貧農の離村向都せる者で他は都市原住貧困生活者である。

(四)、土幕民に類する悲惨な生活をなす者は朝鮮の農村、都市に普く見られ、将来土幕民は之等を源泉とし、根強い勢で継続されるべく、殊に農村からの流入が盛んであらうと推察される。

(五)、人口論的に觀察すれば、20歳代30歳代の青壮年少く、婚姻は制御され出生率低く子女死亡率著しく高く極貧者特有の現象を示している。

(六)、職業は日稼ぎ労働者、人夫、職工、行商等肉体労働者が絶対多数を占め、特殊技能を有する者は少い。近年の物価賃金の昂騰に拘はらず、彼等平均一日収入男子一圓20銭、女子56銭に過ぎない。女子の就業率が殊に低い。

(七)、総支出中、飲食費が大部分を占め、総収入額の71%に達する。

(八)、住居の惨めさは殊に甚だしく、家とは名のみの掛小屋程度の物が多く、一室居住者総戸数の八割以上に達し、一人當平均居間坪数は0.45坪(1.485㎡)で、一畳に満たない。

(九)、一人當衣類数、夏物、裕、冬着合わせても、三・五着に過ぎず、着のみ着の儘の者が過半数である。

(十)、土幕民成人男子の一日に摂取する総熱量は約2,770カロリーである。副食物は一般に蛋白質、脂肪質乏しく、味噌の如き最も安価な蛋白源すら十分に摂りえない者が相当多い。

(十一)、土幕民の八割以上は諺文(朝鮮假名)さへ解し得ない文盲で、不充分ながら国語を解する者は総数の一割に過ぎない。

(十二)、斯かる惨めな生活を嘗みつゝある彼等土幕民は、何等積極的希望を有せず、極貧生活に沈淪して、唯々日日の生活に汲々としている。

(十三)、此等土幕民に対して、管轄官庁の見るべき対策なく、その将来は眞に憂慮すべき状態にある。

16 前傾、『土幕民の生活・衛生』、pp.60~61.

17 イ・マンギユウ(李萬珪)、『朝鮮教育史』、ソウル：グオルム、1988年、p.221.

18 ブナルドとは、19世紀末ロシアの知識階級が労働者農民のなかに入って民衆とともに生活しながら彼らを指導した運動を指す言葉である。

19 警務局、『本年春窮期に於ける細民生活調査の概要』、1933年、4月、参照。

20 同前。

21 イ・ウジエ、『韓国農民運動史研究』、1991年、ハンウル、pp.38~44.

-
- 22 ジ・スグル、『日帝下農民組合運動研究』、歴史批評社、1993年、p.57.
- 23 同前、p.104.
- 24 古屋哲夫、「民衆動員政策の形成と展開」、『季刊現代史』、6号、1976年8月参照。
- 25 宮田節子、「朝鮮における農村振興運動」、『季刊現代史』2号、1973年、参照。
- 26 八尋生男、「朝鮮における農村振興運動を語る」、『資料選集・朝鮮に於ける農村振興運動』、友邦協会、1983年、pp.17～19.
- 27 同前、pp.17～19.
- 28 前掲、「朝鮮における農村振興運動」、『季刊現代史』2号、参照。
- 29 宮田節子、「1930年代日本帝国主義下朝鮮における農村振興運動の展開」、『歴史學研究』、297号、歴史學研究会、p.109.
- 30 キム・ヨンヒ(金英喜)、「1930・40年代日帝の農村統制政策に関する研究」、pp.63～64.
- 31 同前、pp.63～64.
- 32 社会教育、『郷約事業報告書類』、1933年、pp.980～999.
- 33 同前。
- 34 同前。
- 35 キム・スギユ、「農山漁村振興施設に就て」p.8.
- 36 大野保、『朝鮮農村の実態的研究』、1941年、pp.294～296.
- 37 「選奨せられた更生指導農家・中心・中堅人物及指導者の史的の概要」、『自力更生彙報』、第77号、1940年2月の参照。
- 38 八尋生男、「朝鮮における農村振興運動を語る」、『資料選集・朝鮮に於ける農村振興運動』、友邦協会、1983年、p.23.
- 39 八尋生男、「農家更生戸別指導方法4」、『自力更生彙報』、1935年、9月、p.14.
- 40 中西重一、「農村振興運動と指導方法竝に其の原則に就て」、『朝鮮警察新聞』、1933年9月1日。
- 41 『朝鮮警察新聞』1933年2月1日、6面。
- 42 松本武祝、「1930年代朝鮮の農家経済 - 農家経済概況調査分析を中心に」、『近代朝鮮の経済構造』、比峰出版社、1989年、p.134.
- 43 朝鮮総督府、『朝鮮の国民総力運動 - 附大日本婦人会朝鮮本部概況』、1944年3月、p.2.
- 44 古屋哲夫、「日本ファシズム」、『日本資本主義発達史の基礎知識』、有斐閣、1975年、p.376.
- 45 ガン・マンギル(姜萬吉)、『朝鮮民族革命党と統一戦線』、和平社、1991年、p.144.
- 46 前掲、『日帝下農民組合運動研究』、p.72.
- 47 部落の中心人物で、日帝の植民公教育を受けたもので官と農家の間で連絡しあって、各農家の更生計画に基づいて家事、家庭、営農などすべての部門を斡旋・指導する役割を担っていた。
- 48 「道知事会議に於ける総督訓示要旨」、『自力更生彙報』、1935年1月、pp.5～6.
- 49 「全鮮農山漁村振興関係官会同に於ける総督訓示」、『自力更生彙報』、1935年、5月、

p.3.

- 50 生業報国とは、戦争に行かない農民が銃を持つ兵士と同じ心情で、鋤を持って戦争遂行に必要な農産物を不足しないよう耕作することを意味する。
湯村辰二郎、「農山漁民報国の要諦」、p.27.
- 51 松本武祝、『植民地権力と朝鮮農民』、社会評論社、1998年、p.209から引用。
- 52 前掲、『植民地権力と朝鮮農民』、p.210.
- 53 朝鮮総督府、『朝鮮総督府時局対策調査会会議録』、1938年、p.141.
- 54 国民総力朝鮮連盟編、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、1945年、p.51.
- 55 「朝鮮に於ける国民精神総動員運動について」、『朝鮮』、第290号、1939年7月、p.44.
- 56 「農村振興策に対する緊急動議」、『朝鮮行政』、第2巻、第3号、1938年3月、pp.64～65.
- 57 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、p.30.
- 58 同前、p.21.
- 59 同前、pp.26～33.
- 60 同前、p.31.
- 61 同前。
- 62 同前、pp.33～34.
- 63 同前、pp.34～39.
- 64 同前、pp.40～41.
- 65 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、pp.13～15.
- 66 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、p.30.
- 67 同前、p.15.
- 68 同前、pp.16～53.
- 69 木坂順一郎、「大政翼賛会の成立」、『岩波講座日本歴史』20、近代7、1981年、pp.271～272.
- 70 国民総力朝鮮連盟、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、1945年、p.21.
- 71 鈴木敬夫、『法を通じた朝鮮植民地支配に関する研究』、民族文化研究所、1989年、p.213.
- 72 朝鮮総督府、「国民精神総動員実施二関スル件」1940年、p.126.
- 73 木坂順一郎、「大政翼賛会の成立」、『岩波講座日本歴史』20、近代7、1981年、pp.272～274.
- 74 朝鮮総督府、「国民精神総動員実施二関スル件」1940年、p.127.
- 75 同前。
- 76 前掲、「大政翼賛会の成立」、『岩波講座日本歴史』20、近代7、pp.273～274.
- 77 同前、p.274.
- 78 同前、p.275.
- 79 『総動員』第一巻第二号、東京：緑陰書房、1939年7月、p.41.
- 80 前掲、「大政翼賛会の成立」、『岩波講座日本歴史』20、近代7、p.276.

-
- 81 同前、p.277.
- 82 功刀俊洋、「日本ファシズム体制成立期の軍部の国民動員政策」、『日本ファシズム』2、東京：大月書店、1982年、p.61.
- 83 法務局民事係、「裁判所及検事局監督官會議諮問事項答申書」『諸會議関係書類』、1937年参照。
- 84 法務局民事係、「裁判所及検事局監督官會議諮問事項答申書」『諸會議関係書類』、1937年、pp.221～224.
- 84-1 同前。
- 85 同前、pp.234～235.
- 86 同前、p.280.
- 87 同前、pp.283～285.
- 88 『旧陸海軍文書』No.678、「朝鮮人志願兵制度二関スル意見」、1937年6月。
- 89 同前。
- 90 朝鮮総督府、『朝鮮における国民精神総動員』、1940年、p.24.
- 91 堂本敏雄、「朝鮮に於ける情報宣伝」、『朝鮮』No.294、京成：朝鮮総督府、1939年、p.26.
- 92 同前。
- 93 同前。
- 94 同前、p.27.
- 95 前掲、『朝鮮における国民精神総動員』、1940年、p.25.
- 96 君島和彦、「朝鮮における戦争動員体制の展開過程」、『日本ファシズムと東アジア』、東京：青木書店、1977年、p.83.
- 97 国民総力朝鮮連盟、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、1945年、p.23.
- 98 御手洗辰雄、『南総督の朝鮮統治』、京成日報社、1942年、p.26.
- 99 国民精神総動員忠清南道連盟、「国民精神総動員連盟関係招待席上ニ於ケル総督挨拶」、1939年、p.65.
- 100 同前、pp.66～67.
- 101 前掲、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、p.80.
- 102 塩原時三郎、「国民精神総動員について」、京畿道社会課、1939年、pp.13～18.
- 103 国民精神総動員忠清南道連盟、『国民精神総動員連盟要覧』、1939年、pp.130～134.
- 104 森田芳夫編著、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、国民総力朝鮮連盟、『昭和20年度予算説明雑資料』、1945年、pp.89～96.
- 105 同前、pp.100～105.
- 106 前掲、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、1945年、pp.90～96.国民精神総動員朝鮮連盟綱領に基づく。
- 107 朝鮮総督府、「国民精神総動員実施二関スル件」1940年、p.828.
- 108 国民精神総動員忠清南道連盟、「国民精神総動員連盟関係招待席上ニ於ケル総督挨拶」、1939年、p.65.
- 109 前掲、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、国民総力朝鮮連盟、『昭和20年度予算説明雑資料』、1945年、pp.89～96.
- 110 国民精神総動員忠清南道連盟、『国民精神総動員連盟要覧』、1939年、p.120.
- 111 国民総力朝鮮連盟、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、1945年、p.29.

-
- 112 同前、p.24.
- 113 御手洗辰雄、『南総督の朝鮮統治』、京城日報社、1942年、pp.26～27.
- 114 『総動員』創刊号、東京：緑陰書房、1939年6月、p.49.
- 115 国民総力朝鮮連盟、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、1945年、pp.24～25.
- 116 前掲、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、1945年、p.26.
- 117 同前。
- 118 朝鮮総督府、『施政三十年史』、1940年、p.828.
- 119 朝鮮総督府、『朝鮮における国民精神総動員』、1940年、p.47 参照。
- 120 朝鮮総督府官房文書課、「道知事会議ニ於ケル総督訓示」、1941年、p.184.
- 121 朝鮮総督府、「国民精神総動員連盟二対シ軍側ノ協力ニ関スル件」、1940年、p.139.
- 122 国民精神総動員忠清南道連盟、『国民精神総動員連盟要覧』、p.120.
- 123 国民精神総動員忠清南道連盟、「国民精神総動員連盟結成ニ関スル件」、『国民精神総動員連盟要覧』1939年、p.117.
- 124 前掲、『国民精神総動員連盟要覧』、1939年、p.120.
- 125 朝鮮総督府、『朝鮮における国民精神総動員』、1940年、p.30.
- 126 前掲、『国民精神総動員連盟要覧』、p.120.
- 127 前掲、『朝鮮における国民精神総動員』、1940年、p.30.
- 128 同前。
- 129 前掲、『南総督の朝鮮統治』、京城日報社、1942年、p.27.
- 130 堂本敏雄、「朝鮮に於ける国民精神総動員運動」、『朝鮮』、京城：朝鮮総督府、1939年7月、p.42.
- 131 前掲、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、国民総力朝鮮連盟、『昭和20年度予算説明雑資料』、1945年、p.34.
- 132 前掲、『朝鮮に於ける国民精神総動員』、1940年、pp.49～50.
- 133 『総動員』第一巻第五号、1939年10月、pp.64～65.
- 134 国民精神総動員全羅南道連盟、「国民精神総動員道連盟推進隊規程」1940年、p.103.
- 135 同前、p.104.
- 136 『総動員』1939年10月号、pp.64～65.
- 137 朝鮮総督府、「国民精神総動員聯盟ニ関スル件」、『朝鮮に於ける国民精神総動員』、1940年、p.137.
- 138 『東亜日報』、1939年1月14日。「精神聯盟と農振運動」。
- 139 前掲、「大政翼賛会の成立」、『岩波講座日本歴史』20、近代7、1981年、pp.288～289.
- 140 同前、pp.299～300.
- 141 同前、p.306.
- 142 国民総力朝鮮連盟、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、1945年、pp.51～52.
- 143 国民総力朝鮮連盟、『国民総力運動要覧』、1943年、p.1.
- 144 同前、p.2.
- 145 同前、p.2.

-
- 146 同前、pp.2 ~ 3.
- 147 同前、p.77.
- 148 同前、pp.77 ~ 79.
- 149 後ほど第二章において詳しく考察する。
- 150 前掲、「大政翼賛会の成立」、『岩波講座日本歴史』20、近代7、1981年、pp.288 ~ 289.
- 151 朝鮮総督府、「國民總力京畿道聯盟役員總會ニ於ケル朝鮮聯盟總裁訓示」、『半島ノ國民總力運動』、1941年、p.78.
- 152 國民總力朝鮮連盟、『國民總力運動要覽』、1943年、p.5.
- 153 前掲、『朝鮮に於ける國民總力運動史』、國民總力朝鮮連盟、『昭和20年度予算説明雜資料』、1945年、p.71.
- 154 前掲、『朝鮮に於ける國民總力運動史』、1945年、p.71.
- 155 前掲、『南總督の朝鮮統治』、pp.30 ~ 31.
- 156 同前、p.31.
- 157 朝鮮総督府、「半島ノ國民總力運動」、『日帝下戦時体制期政策史料叢書』、第51巻、1941年参照。
- 158 同前。
- 159 近藤 劔一、『太平洋戦下終末期朝鮮の治政』、朝鮮史料編纂会、1961年、p.64.
- 160 朝鮮総督府情報課、「半島の國民總力運動」、『朝鮮事情資料第六号』、1944年、p.14.
- 総務課：一、庶務、文書、人事及び会計經理に関する事項
二、諸会議に関する事項
三、他部課事務に属せざる事項
- 企畫課：一、各部所管事項の綜合企画及び連絡調整に関する事項
二、資料の調査並びに蒐集に関する事項
- 連絡課：一、各級連盟組織網の整備並びに之が指導に関する事項
二、地方行政機關並びに各種団体との連絡調整に関する事項
三、上意下達下情上通に関する事項
- 思想課：一、皇道精神の昂揚に関する事項
二、國民思想の統一に関する事項
三、防共、防諜、防犯に関する事項
四、遵法精神の徹底及び保護施設への協力に関する事項
- 鍊成果：一、國民の一般的鍊成に関する事項
二、国語普及に関する事項
三、指導者、婦人団体などの指導鍊成に関する事項
四、國民防空訓練に関する事項
- 青年課：青少年の指導鍊成に関する事項
- 軍事普及課：軍事思想の普及に関する事項
- 貯蓄課：貯蓄奨励に関する事項
- 振興課：一、生産拡充に関する事項

-
- 二、労務に関する事項
 - 厚生課：一、軍人援護に関する事項
 - 二、厚生に関する事項
 - 生活課：一、戦時生活の刷新確立に関する事項
 - 二、生活必需品の配給に関する事項
 - 三、物資の節約並びに回収に関する事項
 - 宣伝課：宣伝啓発に関する事項
 - 編集課：印刷物の編集発行に関する事項
 - 文化課：一、皇道文化の指導振興に関する事項
 - 二、諸文化機構の整備強化に関する事項

161 『朝鮮』1943年12月、p.79.

162 『経済治安日報』第26集、1942年3月、pp.256～257.

163 前掲、『朝鮮に於ける国民総力運動史』、国民総力朝鮮連盟、『昭和20年度予算説明雑資料』、1945年、p.62.

164 地方自治団体である郡及び市の下部行政区域で、5～10個の洞里が一つの面単位を形成した。

【第二章】

1 前掲、『朝鮮に於ける国民精神総動員』、1940年、p.122.

2 朝鮮総督府、『国民精神総動員』、1940年、pp.35～36.

3 前掲、「大政翼賛会の成立」、『岩波講座日本歴史』20、近代7、1981年、p.273.

4 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、pp.16～17.

5 同前。

6 前掲、『国民精神総動員』、1940年、pp.32～45.

7 国民精神総動員忠清南道連盟、「国民意識ノ強調ニ關スル件」、『国民精神総動員連盟要覧』、1939年、pp.98～99.

8 同前、p.5.

9 同前、pp.97～99.

10 同前。

11 同前。

12 崔英達(齊藤英達、男、82歳、大邱出身)、2004年2月28日、3月6日、2回にわたって、大邱市西賢教会長老室にてインタビュー。

13 前掲、『国民精神総動員連盟要覧』、1939年、pp.95～103.

14 同前、p.95.

15 同前。

16 国民精神総動員忠清南道連盟、「愛國日ノ一般実施ニ關スル件」、『国民精神総動員連盟要覧』、1939年、p.102.

-
- 17 同前。
 - 18 同前。
 - 19 同前、p.103.
 - 20 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教育要覧』、1941年、p.18.
 - 21 国民総力朝鮮連盟、『国民総力運動要覧』、1943年、p.33.
 - 22 同前、p.34.
 - 23 朴 慶植、『日本帝国主義の朝鮮支配』、青木書店、1973年、p.64.
 - 24 ソン・インス(孫仁樹)「日帝植民地教育政策の性格」、『日帝下の教育理念とその運動』、ソウル：韓国精神文化研究所、1986年、p.91.
 - 25 石剛、『植民地支配と日本語』、三元社、1993年、p.22.
 - 26 前掲、『国民総力運動要覧』、1943年、p.33.
 - 27 前掲、「愛國日ノ一般実施ニ関スル件」、『pp.105～106.』
 - 28 同前、p.108.
 - 29 同前。
 - 30 同前、p.106.
 - 31 同前、p.107.
 - 32 前掲、『国民総力運動要覧』、1943年、p.34.
 - 33 同前。
 - 34 同前、pp.108～109.
 - 35 同前、p.109.
 - 36 崔 仁準(朝日仁準、男、81歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日、慶尚南道固城郡上里面老人亭にてインタビュー。
 - 37 朝鮮総督府、「内鮮一体ノ強化徹底ニ関スル件」、『時局対策調査会諮問答申書』、1938年、pp.34～43.
 - 38 同前、p.35.
 - 39 金 清洙(金本清洙、男、79歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月5日、慶尚南道固城郡上里面で家庭訪問インタビュー。
 - 40 国民総力黄海道連盟、『国民総力運動指導要項』、1941年、pp.6～19参照に作成。
 - 41 金 政泰(金本政泰、男、76歳、大邱出身)、2004年2月28日、大邱西賢教会にてインタビュー。
 - 42 文 頭男(文とうひ、女、76歳、慶尚南道泗川郡昆明面出身)、2004年3月3日、慶尚南道晋州市河英老人亭にてインタビュー。
 - 43 朝鮮総督府、「半島ノ国民総力運動」、『1941年、pp.10～11参照。』
 - 44 同前。
 - 45 前掲、『国民総力運動要覧』、1943年、p.33.
 - 46 同前、p.35.
 - 47 同前、pp.42～43.
 - 48 同前、p.34.
 - 49 金 政泰(金本政泰、男、76歳、大邱出身)、2004年2月28日、大邱西賢教会にてイン

タビュウ。

- 50 金 萬鎬(金原萬鎬、男、75 歳、慶尚北道義城郡出身)、2004 年 2 月 28 日、大邱西賢教会にてインタビュー。
- 51 前傾、『国民総力運動要覧』、1943 年、p.62.
- 52 同前、pp.62 ~ 64.
- 53 同前、p.63.
- 54 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教育要覧』、1941 年、pp.46 ~ 53.
- 55 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教化要覧』、1938 年、p.97.
- 56 同前、p.96.
- 57 同前、p.94.
- 58 同前、pp.157 ~ 164.
- 59 同前、pp.97 ~ 99.
- 60 同前、p.98. (傍点の化民成俗は、民を教化し、良い風習を作るという意味で、原文の通り引用した。)
- 61 同前、pp.89 ~ 91.
- 62 同前、pp.86 ~ 87.
- 63 同前。
- 64 同前。
- 65 朝鮮総督府学務局、『朝鮮社会教育要覧』、1941 年、p.20.
- 66 同前、p.19.
- 67 同前。
- 68 同前。
- 69 同前、p.20.
- 70 同前。
- 71 法務局民事係、「裁判所及検事局監督官会議諮問事項答申書」『諸会議関係書類』、1937 年、p.222.
- 72 国民総力黄海道連盟、『国民総力運動指導要項』、1941 年、pp.6 ~ 19 を参照に作成。
- 73 鄭 玉姫(福嶋ひめ子、女、81 歳、慶尚南道泗川郡泗南面出身)、2004 年 3 月 4 日、慶尚南道晋州市家庭訪問にてインタビュー。
- 74 崔 仁準(朝日仁準、男、81 歳、慶尚南道固城郡出身)、2004 年 3 月 2 日、慶尚南道固城郡上里面老人亭にてインタビュー。
- 75 金 萬鎬(金原萬鎬、男、75 歳、慶尚北道義城郡出身)、2004 年 2 月 28 日、大邱西賢教会にてインタビュー。
- 76 国民総力朝鮮連盟、『国民総力運動要覧』、1943 年、pp.48 ~ 49.
- 77 同前、pp.46 ~ 48.
- 78 朝鮮総督府、『朝鮮総督府施政年報』、1942 年、pp.464 ~ 465.
- 79 近藤劔一、『太平洋戦下終末期朝鮮の治政』、朝鮮史料編纂会、1961 年、pp.26 ~ 27.
- 80 前掲、『国民精神総動員』、1940 年、pp.36 ~ 39.

-
- 81 同前。
前掲、国民精神総動員忠清南道連盟、『国民精神総動員連盟要覧』、pp.137～140.
- 82 辛珠柏、『日帝下支配政策資料集』17、ソウル：高麗書林、1993年を参照に作成。
- 83 徐 台洙（山本台洙、女、72歳、大邱市出身）、2004年2月24日、大邱市東区新川洞家庭訪問にてインタビュー。
- 84 崔 仁準(朝日仁準、男、81歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日、慶尚南道固城郡上里面老人亭にてインタビュー。
- 85 票福大（荒井福大、男、81歳、慶尚南道合川郡出身）、2004年3月20日、大邱市東区新川洞老人亭にてインタビュー。
- 86 前掲、『国民総力運動要覧』、1943年、p.49.
- 87 警保局保安課、「旱害視察各政党代議士ノ鮮内デ発表シタ感想」、1939年11月、『大野文書』1186。
- 88 『総動員』第4号、1939年9月、pp.22～23.
- 89 同前、p.24.
- 90 ジョン・ガンス(田剛秀)、「植民地朝鮮の米穀政策に関する研究」、ソウル大学博士論文、1993年、pp.140～141.
- 91 『調査彙報』第21号、1941年10月、p.26.
- 92 前掲、『調査彙報』第34号、1942年11月、p.33.
- 93 金 (金本、男、86歳、慶尚北道義城郡出身)、2004年2月20日、大邱市新川洞老人亭にてインタビュー。
- 94 朝鮮総督府財務局、「第八五回帝国議会説明資料」、『朝鮮総督府帝国議会説明資料』、第9巻、東京：不二出版、1994年、p.3.
- 95 朝鮮総督府財務局、「第八六回帝国議会説明資料」、『朝鮮総督府帝国議会説明資料』、第10巻、東京：不二出版、1994年、pp.245～246.
- 96 前掲、「第八五回帝国議会説明資料」、p.30.
- 97 前掲、「第八六回帝国議会説明資料」、pp.245～246.
- 98 『金融組合』108号、1937年9月、p.135.
- 99 許 (陽川、男、79歳、忠清南道公州市出身)、2004年3月12日、ソウル安国洞老人福祉センターにてインタビュー。
- 100 朝鮮殖産銀行調査部、『殖銀調査月報』、1940年、9月号、お茶の水書房、p.119.
- 101 同前。
- 101-1 生必品とは生活必需品の略語で、当時の漢字の表記とおり記してある。
- 102 前掲、『殖銀調査月報』、1941年、5月号、p.74.
- 103 朴 奉愛(光本ホウアイ、女、76歳、慶尚南道河東郡出身)、2004年3月4日慶尚南道晋州市平居福祉館でインタビュー
- 104 金 (金本、男、86歳、慶尚北道義城郡出身)、2004年2月20日、大邱市新川洞老人亭にてインタビュー。
- 105 金 (金山、男、77歳、咸鏡南道出身)、2004年3月10日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 106 朝鮮総督府、「半島ノ国民総力運動」、1941年、pp.10～11参照。
- 107 前掲、『国民総力運動要覧』、1943年、p.36.
- 108 同前、p.45.
- 109 同前、pp.36～41.

-
- 110 同前、pp.43～44.
- 111 同前、pp.43～44.
- 112 鄭 玉姫(福嶋ひめ子、女、81歳、慶尚南道泗川郡出身)、2004年3月4日、慶尚南道晋州市家庭訪問にてインタビュー。
蔡 鳳錫(平康鳳錫、男、79歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日慶尚南道固城郡上里面老人亭でインタビュー。
張 基昌(松岡基昌、男、76歳、忠清北道出身)、2004年3月10日ソウル安国洞老人福祉センターでインタビューなど、多くの方々が一致する意見を述べてくれた。
- 113 崔 仁準(朝日仁準、男、81歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月2日と4日、慶尚南道固城郡上里面の老人亭にてインタビュー。
- 114 国民総力朝鮮連盟、『国民総力運動要覧』、1943年、pp.44～45.
- 115 同前、p.46.
- 116 崔 英達(齊藤英達、男、82歳、大邱出身)、2004年2月28日と3月6日2回にわたって訪問インタビュー。
- 117 前掲、『国民総力運動要覧』、1943年、pp.46～48.
- 118 同前、p.49.
- 119 同前、p.50.
- 120 同前、pp.50～55.
- 121 同前、pp.50～52.
- 122 同前、pp.52～53.
- 123 同前、p.61.
- 124 辛珠柏、『日帝下支配政策資料集』17、ソウル：高麗書林、1993年、pp.50～56.
- 125 同前、p.54.
- 126 国民総力朝鮮連盟、『国民総力運動要覧』、1943年、p.45.
- 127 同前。
- 128 同前。
- 129 前掲、『朝鮮社会教化要覧』、1938年、pp.42～43.
- 130 同前、pp.43～48.
- 131 前掲、『国民総力運動要覧』、1943年、p.45.
- 132 同前、pp.83～85.
- 133 インタビュー証言のなかの女性の意見からは、神社参拝や皇国臣民の誓詞などは口だけで覚えればいいが、従来から家庭内で深く根付いていた民間信仰を統制されることに対しては強い反感をみせていた。その思い出に関しては、本文のなかで引用していくことにする。
- 134 李 銀順、「日帝下農村女性の生活と民間信仰」、『国史館論叢』第83集、1999年、p.230.
- 135 金 泰坤、『韓国民間信仰研究』、集文堂、1982年、pp.18～20.
- 136 イ・ノンファ(李能和)、「朝鮮婦人の生活内容」、『朝鮮』19、第256号、p.27。(文盲は

差別用語であるが、文献の直訳であるため、ここではそのまま訳してあることをことわっておく。)

- 137 金 泰坤、『韓国巫歌集』、民俗学研究所、1971年、pp.286～296.
- 138 金 泰坤、「成主信仰俗考」、『後進社会問題研究集』、1968年、p.279.
- 139 朝鮮総督府、『朝鮮総督府施政年報』1935年。
- 140 『朝鮮』第219号、1933年、p.154.
- 141 朴 命順(武本命順、女、75歳、慶尚北道盈徳郡出身)、2004年3月10日、ソウル家庭訪問にてインタビュー。
- 142 鄭 玉姫(福嶋ひめ子、女、81歳、慶尚南道泗川郡出身)、2004年3月4日、慶尚南道晋州市家庭訪問にてインタビュー。
- 143 金 君百(三山 栄、男、78歳、中国の大連出身)、2004年3月17日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 144 金 清洙(金本清洙、男、79歳、慶尚南道固城郡出身)、2004年3月5日、慶尚南道固城郡上里面で家庭訪問インタビュー。
- 145 文 (岩本京子、女、75歳、ソウル出身)、2004年3月19日、ソウル安国洞老人福祉センターでインタビュー。
- 146 郭 (松原重盛、男、80歳、大邱出身)、2004年3月21日、大邱市鶴山社会福祉館でインタビュー。
- 147 李 (山本、女、81歳、慶尚北道金泉市出身)、2004年2月28日、大邱市新川洞老人亭でインタビュー。
- 148 朴 命順(武本命順、女、75歳、慶尚北道盈徳郡出身)、2004年3月10日、ソウル家庭訪問にてインタビュー。
- 149 嚴 甲善(嚴、女、80歳、慶尚南道泗川郡出身)、2004年3月2日、慶尚南道晋州市平居福祉館でインタビュー。